第2回 高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議 (「孤立死」ゼロを目指して)

一 議 事 次 第 一

日 時:平成19年12月11日(火)

17:00 ~ 19:00

場所:砂防会館「会議室 六甲」

議 題:1 取組事例に関するヒアリング

2 意見交換等

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議

第2回(H.19.12.11)

資料1

第1回高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議における主な論点

区分	主 な 論 点
孤立死の実態等に関する意見	○ 戦後焼け野原の日本から現在の繁栄を築く礎となってくれた高齢者の、家族や人に迷惑をかけたくないという気持ちから、世話を受けない、ケアを拒否するという態度はある意味で尊いことである。実際に孤立死した人はケアが非常に少ない。
	〇 UR都市再生機構の約1,800団地、77万戸のデータでは、平成11年から18年で孤独死は倍増しており、63%が高齢者だが、30代、40代の男性の死亡事故も発生している。この増加傾向はしばらく続くのではないかと見ている。
	〇 新宿区の高齢化率は18.6%、ひとり暮らし高齢者率30%、このうち約4割が生活保護を受けている。孤独死者数は年間100人前後ではないかと推計している。
	O 在宅介護においては、家族がいても対応が大変難しく、実際に親の介護において救急車を呼んだり、火事を起こしかけたり、家族を信用できずに鍵を変えていたため緊急時に入室できなかったり、危険な事態に陥ったことも度々あった。24時間見守っていなければならず、介護者の肉体的・精神的・経済的負担は非常に大きい。高齢者が一人でも安心して暮らせるようにするためには、介護する者の立場も含めて考えていかなければならない。また、メンタルなケアが一番重要であると思うが、個人の選択があり、見守られる高齢者がこうしたケアを受け入れてくれるかどうかがキーポイントである。

区分	主な論点
独居高齢者等に 対する支援に関 する意見	○ 高齢者は、介護サービス以前の家事や見守りサービスなどのサポートを必要としている。また、 高齢者住宅に必要なサービスとしては「万一の場合の受け皿」や「介護とサービス」の前に見守 りが必要とされている。
	○ ケアマネジャーがケアプランを作っていく際に感じることは、定期的なフォーマルなサービスに加えて、買い物やゴミ出しなどにおけるインフォーマルな小さな支援も重要であり、そうした支援がないと生活の基盤が不安定になってくる。
	〇 UR都市再生機構の団地においては、団地自治会、住宅管理協会、日本総合住生活がそれぞれ 安心登録カード、安心コール、ごみ出しサービスなどの高齢者見守りサービスを希望者に対して 提供している。
	○ 自治会は包括的な住民自治組織であり、相互扶助の精神に基づいて、防犯・防災の観点からも 人情の機微を大事にしながら独居高齢者の状態を把握し、見守りを行っている。
	○ 高層住宅管理業協会は、昨年、業界団体として約5,000名の認知症サポーターを育成し、今年度 は認知症サポーターに加え、認知症キャラバン・メイト養成研修も開催する予定である。また、 協会の内部事業として高齢者の増加と独居高齢者の増加への対応について調査・研究していると ころである。
	○ 千葉県では、孤独死対策として平成18年度からシンポジウムの開催と市町村でのモデル事業を実施している。松戸市の常盤平団地では以前から独自に積極的な取組みが行われてきたが、他の市町村でも実態調査を行った上、それぞれの事情に応じた実践的な取組みを行っている。

区分	主な論点
	○ 新宿区には高齢化率が非常に高い都営団地が複数あり、平成18年度に週4回のごみの収集で3回続けて出てなかったら地域包括支援センターに連絡するというモデル事業を実施し、今後これを拡大していく。また、孤独死を考えるシンポジウムを開催するとともに、ひとり暮らしの高齢者をリストアップし、情報紙を訪問配布する形での見守り事業を手挙げ方式ではない手法(おせっかいやき事業)で行っている。
	○ 旭川消防本部では、災害弱者支援事業として緊急通報システムのほかに、高齢者への「ほのぼの電話」、「ほのぼの訪問」、「ほのぼの手助け」、「ほのぼのグッズ」の提供等を平成6年から行っている。また、平成15年からは高齢者の家庭を訪問し、血圧等のバイタルサインを測定し、カメラの付いたパソコンにより、署にいる保健師資格を持った女性消防職員から相対の健康相談を受けるなどの「あんしん訪問」を実施している。こうした事業は高齢者世帯に大変好評で、防火、防災だけでなく孤立防止の支援策にもなるのではないかと考えている。
地域コミュニティ、地域ネット ワーク等に関す る意見	〇 行政などによる施策が全くなかった時代の方がむしろ人間的なコミュニティや支え合いがあったが、近年この支え合いがかえって希薄になってきている。専門職に任せるだけでなく、現場のコミュニケーションを密にすることにより、社会として、地域住民が皆でこうした高齢者等を支えることが大事な視点である。
	○ 人は年を取ると体や頭の衰えなど不安が多くなり、自分の殻に閉じこもったり、孤立しがちで、 やるせなさや寂しさを感じるものだが、老人クラブは、若い世代にできるだけ迷惑をかけないよ う、会員同士自助・共助で助け合い、活動している。見守りについても、格式ばった家庭訪問と いう形ではなく、隣近所の友人として、友愛活動として、病気や災害の安否確認をしている。
	○ 単身高齢者の3分の1は借家居住であり、これはほとんど「希薄な地域との繋がり」を意味し、 その先の居住も不安定であり、様々な人生のプロセスの中で地域との繋がりを作れなかったとい う事情を抱えている人が非常に多い。

区	分

主 な 論 点

- 見守りや安否確認においても、最近は民間事業者の通報システムやふれあいペンダント、徘徊者に対する探知機なども積極的に取り入れられているが、うまく使いこなせていない状況もある。本人の近隣者との付き合いの度合いによってアプローチや支援の仕方が異なってくる。
- 社会福祉協議会は、食事サービス、移動サービス、小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン、小規模多機能型居宅介護の運営などを住民の活動をお手伝いする立場で行っている。 自治会が基盤を支えないと地域とのコミュニティは作れないし、老人クラブはボランティアの主力メンバーで、民生委員・児童委員が地域内でそれぞれのインフォーマルメンバーと組みながら全体を見るような形になっているのではないかと考えている。
- 「小地域ネットワーク」は要援護者を対象とした見守りだけではなく、人間関係づくり、緊急対応や生活支援、場合によっては専門職につなぐことも含めた相談機能、連絡調整機能も持っている。「ふれあい・いきいきサロン」は利用者もボランティアも一緒に楽しい時間を過ごす場であるが、実際には相当な見守り機能、相談機能を持っている。孤立防止ひいては孤立死防止ということになるとこうした活動の密度をもっと上げていかなければならない。また、住民活動と、施策、企業の取組みなどいろんなものを組み合わせていく必要がある。
- 最近、やはりコミュニティが壊れており、地域とのつながりもかなり希薄になっている。今後、町内会、自治会が地域の諸集団を束ねる役割を果たさなければならないと考えている。安全、安心のネットワークの中に孤独死の防止も盛り込んでいく必要がある。それぞれの団体が連携を取りながら地域活動をもっと活発にしていき、孤独死の防止に取り組んでいかなければならない。
- 今年民生委員制度創設90周年を迎え、採択した行動宣言には「地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します」、「日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います」が謳われ、行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関・団体との密接なつながりを増して、専門職や福祉の実践者との連携・協働を図り、地域住民を支える活動を行っている。

区分	主な論点
地域包括支援セ ンター、ケアマ ネージャー等に	○ 本人が何を目的としたいのか、例えば、家族と一緒にいたい、住み慣れた地域で住み続けたいということをケアマネジャーなど医療や介護の専門職が本人の意志を引き出すことが重要である。
関する意見	○ 地域包括支援センターは日常生活圏をマネジメントする主体だが、実際には地理的空間、都市 的空間を念頭において、ネットワークから外れた人、作れなかった人をどうつなげていくかが課 題である。
	○ 最近、自治会や民生委員の方々が、自分達の地域の問題と感じて活動が始まり、一緒にやっていこうという機運は高まっている。ただ、従来からの在宅介護支援センターの安否確認の訪問が在宅介護支援センターで継続されていたり、地域包括支援センターが引き継いでいるところもあれば、ケアマネジャーに委ねられているところもあり、そのつなぎがきちんとできているかどうか研修や周知徹底を図ることが重要である。
	○ 要介護認定が出るまでの期間に空白部分ができてしまっており、その2、3か月間のフォロー やサポートが難しい。
その他の意見	○ 高齢者世帯で一人が亡くなった場合に残された家族に対するブリーフケアとして、月に1回訪問するなどのサポートをしているが、こうした小さいが日常的な支援も重要になってくる。
	〇 安心登録カードに関しては、機構は緊急連絡先等の情報を住宅管理上保有しているが、個人情報保護法の関係でこれを団地自治会に提供することはできないという事情がある。

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議

第2回(H.19.12.11)

資料 2

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議 (「孤立死」ゼロを目指して) 第1回議事録

厚生労働省老健局

第1回 高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議 (「孤立死」ゼロを目指して) 議事次第

日 時:平成19年8月28日(火) 10:00~12:00

場 所:東海大学校友会館「富士の間」

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - ①関係施策の現状について
 - ②その他
- 3. 閉 会

○厚生労働省(井内) おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第1回 「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(『孤立死』ゼロを目 指して)」を開催させていただきます。

本日は御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は本推進会議の事務局を担当いたします厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対 策推進室長の井内でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、エッセイストの安藤和津様でございます。

飯田宏行千葉県健康福祉部高齢者福祉課長でございます。

伊藤陽子新宿区健康部長でございます。

稲垣紀夫北海道旭川市消防本部消防長でございます。

大蔵豊和社団法人高層住宅管理業協会業務部次長でございます。

大澤義行全国民生委員児童委員連合会会長でございます。

兼松久和全国自治会連合会会長でございます。

小池昭夫独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部業務収納リーダーでございます。

渋谷篤男社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長でございます。

鷲見よしみ日本介護支援専門員協会副会長でございます。

園田眞理子明治大学理工学部建築学科准教授でございます。

高橋紘士立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授でございます。

永井愛子全国老人クラブ連合会副会長でございます。

野中博医療法人社団博腎会野中医院院長でございます。

それから、本日欠席されておりますけれども、田尻佳史日本NPOセンター事務局長も 委員としてお願いしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

塚田桂祐総務省大臣官房参事官企画課担当でございます。

小田広昭国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室長でございます。

入谷誠警察庁生活安全局地域課長でございます。

厚生労働省社会援護局・地域福祉課長の藤崎誠一でございます。

最後に、私、井内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料について確認をさせていただきます。

ごらんいただきたいと思いますが、上から順に議事次第がございます。

開催要綱、1枚紙でございます。

委員名簿。

座席図でございます。

少し分厚くなりますけれども、厚生労働省の資料として1-①、1-②でございます。

資料2として、総務省の資料でございます。

資料3として、国土交通省の資料。

資料4として、警察庁の資料。

資料5として、伊藤委員の資料。「新宿区における孤独死防止への取組み」。

資料6として、旭川市の事業の取組み。稲垣委員の資料でございます。

資料7として、大澤委員の提出資料で、民生委員制度創設90周年という資料でございます。

資料8として、小池委員の資料。右上にUR都市機構とある「孤独死に関する対策等について」。

資料 9 でございますが、園田委員の資料で「高齢単身者の 1 / 3 は借家居住」というと ころから始まるものでございます。

最後に、資料 10 として、渋谷委員の資料でございますけれども「住民の福祉活動の展開 イメージ図」というものでございます。

以上でございますが、不備はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで事務局を代表いたしまして、厚生労働省大臣官房審議官木内よりごあ いさつをさせていただきます。

〇厚生労働省 (木内) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいま、御紹介いただきました官房審議官老健局担当の木内でございます。

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと思います。

近年、都市部等におきましては、高齢者が地域から孤立した状態で亡くなられるといった事例が、社会的に問題となっておるところでございます。今後、ますます高齢化が進展する中で、単身の高齢者ですとか高齢者のみの世帯が、今後とも増加するということが見込まれておるところでございます。また、特に著しい高齢化の進行が見込まれております都市部等におきましては、地域のコミュニティ意識の希薄化なども指摘されておるところかと思います。

こういった高齢者が地域から孤立することによりまして、その状況や意思が理解されないまま、その結果として孤立死と呼ばれるような悲惨な事例に至るということは、本人及びそれを取り巻く地域にとりましても、大変不幸なことではないかと思うわけでございます。そういう中で、高齢者が一人でも安心して生活できるようコミュニティづくりを進めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

この推進会議におきましては、各地域におけます具体的な取組みの御紹介をいただく、また、高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての国民向けのメッセージの発出ができればといった点につきまして、お願いをさせていただいておるところでございます。この推進会議におきましては、行政、福祉、住宅、消防、自治会、ボランティアなど日ごろ各地域におきまして、高齢者の世帯と接点を持ちまして、高齢者の方々

の生活を支えておられる幅広い分野の皆様方に、御参加いただいておるところでございますので、それぞれの立場からいろいろ御意見を言っていただければと考えておるところでございます。

この推進会議を通じまして、関係者の皆様が更に連携を深めまして、コミュニティづくりを進められますとともに、国民の一人ひとりが、自らが住まうコミュニティに関心を持っていただきまして、更にそれを深めていただければということを期待しておるところでございます。今後、また何かとお世話になるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。今日は、大変ありがとうございます。

〇厚生労働省(井内) 続きまして、開催要綱の規定に基づきまして、本推進会議の議長を委員の皆様方の互選により選出させていただきます。

議長につきまして、自薦・推薦を問いませんので、御意見等はございませんでしょうか。 お願いいたします。

○大澤委員 議長は、地域福祉や高齢者問題の専門家でいらっしゃいます立教大学の高橋 教授が適任ではないかと思いますが、いかがでございましょう。

(拍手起こる)

〇厚生労働省(井内) それでは、皆様、御賛同ということで、本推進会議の議長を立教 大学の高橋教授にお願いしたいと存じます。高橋先生にごあいさつをいただきますととも に、この後の議事進行をお願いしたく存じます。

高橋先生、申し訳ありませんけれども、議長席がございますので移動していただけますでしょうか。

(高橋委員、議長席へ移動)

○高橋議長 立教大学の高橋と申します。

図らずも「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の議長ということで、後ほど多分事務局の方からお話がありますが、提言をまとめるというのが大きな仕事だと伺っておりますが、いいものができますように少しでも皆様の活発な御意見を頂戴しながら進めさせていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

このテーマ、私、個人的なことをちょっと申し上げますが、昭和 50 年代にある指定都市で、一人暮らし老人対策の問題を勉強させていただいたことがございます。そのときに、ちょうどヨーロッパでも老人の国際比較調査がいろいろやられておりまして、孤独とか孤立の問題が非常に大きい問題で、その当時、日本ではむしろ介護の問題とか寝たきり老人問題だったわけですが、孤立、孤独というのは、非常に心理的な側面と社会的な関係性が失われていくという側面と、いろいろ重層的な問題だと思っております。

これがいよいよ先ほどの審議官の話で言えば、地方都市でも、ある意味で言えば、お年 寄りの孤独の問題というのは物すごく深刻でございます。あるところに行きましたら、今、 お年寄りのうつ病が物すごく増えているという話を伺って、これはいよいよ自分の代でこ の家は終わりだという感覚が、そういう問題になっているのではないかということを聞いたんですけれども、それと同時に、いろいろ大都市の加速的高齢化の中で、孤立・孤独の問題というのが問題になってくる。

一方で、一人暮らしというのは、ある意味では生活の選択の問題です。その人のライフスタイルというか選択の問題で、ある意味で言えば、そこにいろいろ社会的に介入するというような、ほっといてくれという、そういう意識も一方であると同時に、たまたま最近出た本で、孤立死ゼロ・プロジェクトは効果を発揮するかみたいなことが書いてあるのを見ておりますと、孤独死する高齢者というのは、この10年後のあなたという、日本の論点でたまたま出ておりまして、今日、始まったのにもう厚労省は7年でやっていると書いてあるんです。

孤立死作戦の議論の中で大変印象深かったのは、一人でお亡くなりになる方の死後のい ろんな始末が、大変な社会的コストが必要だというようなことが触れられておりまして、 そういう意味では、自分の選択という側面と、やむを得ず孤立という側面いろいろあろう かと思いますが、地域社会の関係をどう回復するかという、これがこれからの大都市型高 齢社会でも大変に大きなテーマで、そういうことから言いますと、厚生労働省さんのプロ ジェクトとしては、大変多彩なメンバーで構成されているということ自身が、この課題の 重層性、縦割り的に言えば、今日、お越しの国土交通省、総務省、警察庁というような、 消防の方もお見えでございますし、それからマンションの管理業務組合の方もいらっしゃ いますということですから、多彩な領域の中で、人の生活の問題というのはまさにトータ ルですから、そこで制度的、それから行としてのお仕事を通じ、そして、民生委員さんや 町内会ということで言えば、地域の力、地域力とでも言うのでしょうか。そういうものと いろいろなものを組み合わせながら、私たちの最後の姿、実は、私もそういう意味では孤 立死のリスクというのを常に抱えているわけであります。それはいつ年金分割をして離縁 されるかもわかりませんし、それはそれぞれのリスク、今までは一人暮らし老人という1 つの階層の問題だと、そして福祉の手を差し伸べるというような、そういう問題だと考え られてきましたけれども、市民社会の中でそういう可能性とかそういうものを物すごくり スクを共有するような、そういうことになると、今までの福祉の考え方だけではなかなか うまく進まない。

そういう意味でコミュニティという言葉をキーワードとしてお使いでございますが、コミュニティの力と事業者の力と行政の力を、最近の言葉で言えば、一緒に働くという意味の協働の仕組みを地域で実現をしていくという、これまた大変な難題でございます。行政の当局者、地域でさまざま悩みながら、多分お仕事をされているのではないかと思いますが、そういうことも含めまして、皆さんの活発な御意見をいただきながら、この本で「孤立死ゼロ作戦は効果が期待されるのか?」?マークが付きましたので、その?マークを解消するような有効な処方せんを、是非、社会的にというかいろんなところへ発信をしていけるようなまとめまでできればいいなと考えております。ひとつ、よろしく御協力のほど

をお願いいたします。

やや長いあいさつをしてしまいましたが、事務局からこの会議の進め方や今日の資料についての説明を、それではお願いをいたします。

○厚生労働省(井内) それでは、会議の資料の2枚目にございます、1枚紙で開催要綱などをごらんいただきながら、話をさせていただきたいんですけれども、この推進会議は、先ほど審議官がごあいさつで申し上げましたとおり、都市部を中心に高齢者のみ世帯等の増加が見込まれる一方、地域におけるコミュニティ意識の希薄化が指摘されている。そういった中で、高齢者が地域から孤立しないような取組みを普及するために、本日、御参加いただいております委員の皆様方の取組みですとか、各地域におけるユニークな取組みの普及、また、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言をいただくことを目的としてございます。

御参加いただきました関係者の方々には、推進会議の提言を普及していただきますとと もに、各現場において、紹介された取組み事例を参考に、高齢者等が1人でも安心できる コミュニティづくりをぜひとも推進していただきたいと考えている次第でございます。

本日もいろいろと御意見、御紹介などがあろうかと思いますけれども、次回以降、関係者の方からのヒアリングなどによりまして、各地域におけるユニークな取組みなども御紹介をさせていただきまして、3回ないし4回の会議を通じて、年度内に国民への提言をしていただきたいと考えております。

これも開催要綱の3のところにありますけれども、私ども厚労省の方で事務方、会議の 庶務を担当しておりますけれども、この下の方にございますように、警察庁、総務省、国 土交通省、そういったところの協力も得て、会議を運営させていただいているわけでございます。

推進会議の委員の任期は1年ということで、年度内に御提言をいただければということで、そのような考えでおります。

それでは、厚生労働省の提出した資料1-①をごらんいただきたいと思います。

時間の関係もありますので、少し駆け足での説明になろうかと思いますが、どうぞ御了 承いただければと思います。

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 (『孤立死』ゼロを目指して)」ということで、本日付の私ども老健局の資料でございますけれども、いろいるな部局の政策も併せて入れてございますので、御説明を申し上げます。

まず、2ページでございますけれども、厚生労働省では平成 19 年度予算におきまして、①にありますような、本推進会議の設置のほかに、②にございますように「『孤立死ゼロ・モデル事業』の推進」ということで、地域において孤立死の防止に資するユニークな取組みに対して、補助率 2 分の 1 で助成を行うこととしておりまして、現在、募集しているところでございます。従来の補助事業のように細かい補助要件を設定せずに、孤立死の防止につながるものであれば、幅広く採択していく予定でございます。

飛びまして「基礎資料」というところから、4ページをごらんいただきたいと思いますが、高齢化の進展でございます。御案内のとおりでありますけれども、2005年までは総務省の国勢調査。それから、2015年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計でございますけれども、第1次ベビーブーマーが高齢者になる2015年の推計を見ますと、65歳以上人口の高齢化率26.9%ということで、2005年から一気に上がるというような予想でございます。

5ページをごらんいただきますと、その高齢化が進むところでありますけれども、高齢者の増加率で著しいのは埼玉県、右から2つ目の列を見ていただきますと、2005年と2015年でプラス54%も増える。千葉県で50%。神奈川県で47%。首都圏を初めとする都市部で高齢者がどんどん増えていくというようなことで、全国が平均で22%というようなことでございます。

6ページをごらんいただきたいと思いますけれども、これは高齢者の世帯形態の将来推計なのでございますが、一般世帯というのも徐々に増え、また減ってくるというような形になっておりますけれども、世帯主が 65 歳以上、これが増えていくということでございます。その中で、単独でいらっしゃるのが 2005 年では 386 万世帯だったものが、例えば 201 5 年で見ますと 566 万世帯ということで、65 歳以上全体を 100% とした場合の比率が 28.9%から 32.2%に増えていく。また、夫婦のみの世帯も 470 万世帯から 2015 年には 614 万世帯等々、増えていくようなそういった形で高齢者の世帯が変わっていくというようなことが推計されております。

7ページをごらんいただきたいと思いますが、「認知症高齢者の増加」でありまして、今後、認知症高齢者は急速に増加していくという推計が出ております。自立度 II 以上、またうち自立度 III 以上ということで、どちらも 2005 年から 2015 年、その後、どんどんと増えていくような推計になってございます。

それから、8ページをごらんいただきたいと思いますが、高齢者世帯の生活実態に関する意識調査でございます。平成17年度内閣府のものでございますが、これは「日常生活での心配ごとの内容(複数回答)」でございます。いろんなことがあるわけでございますが「自分が病気がちであったり介護を必要としている」とか等々、下にいろいろあるんですけれども、一人暮らし世帯と一般世帯を比較で見ますと、例えば、上から3段目にあります「頼れる人がいなく一人きりである」というようなところについては、一般世帯の方は4.7%なんですが、一人暮らしの方は当然30.7%というようなことで、非常に心配ごととして大きいわけでございます。また、その2つ下に「家事が大変である」というのも、これもそうでありますし、その下の外出時や自宅内で転倒や事故、こういったものが一般の世帯に比べて、一人暮らし世帯で非常に心配の度合いが大きくなっております。

9ページも、将来の不安で、基本的には同様で、上から3つ目の「頼れる人がいなくなること」ということが、やはり一人暮らし世帯では非常に大きいというようなことが言えるかと思います。

駆け足で申し訳ありませんが、次の10ページをごらんいただきますと、「人とのつきあい」ということで、この一番上の段「お互いに訪問しあう人がいる」というのでありますけれども、一般世帯は30.3%でありますが、一人暮らし世帯でも、33.1%ということで多いわけでありますが、一方で、その3つ下の「つきあいはない」という方も一人暮らし世帯では11.2%ということで、そういった方も結構多いというようなことが言えるかと思います。

11ページをごらんいただきたいんですが、「防災・防犯のための個人情報の共有・活用」ということで、基本的には男性、女性と分かれておりますが、一番左の欄が「防災、防犯のためであれば、積極的に個人情報を共有・活用してもよい」、その右が、しない方がよい。その右が「わからない」というようなことでございますけれども、男性、女性を見ますと、情報を共有、活用すべきだという方が左の2つの欄を合わせまして、約90%近くが、男性も女性も積極的であるということが言えるかと思います。ただ、年齢別に見てみますと、勿論、高齢者も同じなのではありますが、左から3つ目の欄で情報を余り共有、活用しない方がよいというようなところも、例えば60~69歳層であれば9.0ですとか、70歳以上では8.8だとかいうようなことで、若干消極的な方も高齢者の中には比較的多いというようなことが言えるかと思います。以上、高齢者を取り巻く状況を簡単にごらんいただきまして、それから厚労省の関係施策を御説明いたしたいと思います。

13ページでございますけれども、施策一覧がございます。「1 高齢者関係施策」ということで「(1)地域支援事業、(2)地域包括支援センター、(3)老人クラブ活動、(4)その他」。それから「2 地域福祉関係施策」として「(1)民生委員」「(2)社会福祉協議会」「(3)ボランティア活動」。これは詳細を資料で示しておりますので、次のページをごらんいただきますと、まず地域支援事業でございますけれども、これについては自治体、市町村で必須事業として、介護予防事業それから介護予防ケアマネジメント事業というようなもの。

それから、下に「任意事業」がございますけれども、こういったものがありまして、次の15ページをごらんいただきますと「地域支援事業における介護予防事業」でございますが「介護予防一般高齢者施策」というようなものと、右下に「介護予防特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)」といったような事業を展開しているわけでございます。特に今回の会議で関連するものとしましては、特定の方の特定高齢者把握事業というようなものでございまして、それから、その下、上から3つ目の〇になりますけれども、訪問型介護予防事業ということで、閉じこもりですとか認知症の方に保健師等が居宅を訪問して、相談・指導を実施する。また、要支援・要介護状態になるおそれの高い者を把握するというような事業がございます。

それから、次の16ページをごらんいただきますと、先ほどの地域支援事業の中の任意事業として、いろいろとこういった施策を打っておるわけでございますけれども、例えば、

この中で「2 家族介護支援事業」。その中でも「② 認知症高齢者見守り事業」というものがございます。それから、その下にございますけれども「④ その他の事業」ということで、下の「地域自立生活支援」のところに「安心な住まいの確保(LSA等)」とございますけれども、ライフサポートアドバイザー事業ですとか、その3つ下になりますけれども、家庭内で事故が生じた場合の通報体制の整備といったものがございます。

恐れ入ります。17 ページをごらんいただきますと、そのライフサポートアドバイザー(生活援助員)の事業でございますけれども、公営住宅等で生活する高齢者の安否の確認ですとか、見守り等を行う生活援助員を設置する事業でございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思いますが、地域包括ケア体制ということで、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するために、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として地域包括支援センターを設置しているわけでございます。

これは、19ページをごらんいただきますと、高齢者の相談の窓口として「〇総合相談支援」ということでございますけれども、住民の各種相談の窓口として、相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施していこうということで、その相談内容に応じまして、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所などの必要なサービスにつないでいくというような活動をしております。また、それ以外にも「〇権利擁護」高齢者の虐待防止・権利擁護ですとか「〇包括的・継続的マネジメント」として、ケアマネジメントの日常的な個別指導・相談・指導・助言といったものがございます。

恐れ入ります。駆け足で申し訳ありません。20 ページをごらんいただきますと「地域包括支援センターの設置状況」でございます。設置保険者数、ほとんどが市町村でありますけれども、1,503 保険者。設置したセンターが平成19年1月現在で3,524 か所ございます。内訳で直営が1,283。委託が2,241 ということで、委託先はこういったごらんのとおりの法人なりでございます。

21 ページをごらんいただきますと「地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)の イメージ」でございます。主任ケアマネジャーとか社会福祉士、保健師さん、そういった ものが中心となってやっているところでございます。

恐れ入りますが、22ページ。「老人クラブ活動」でございます。老人クラブ活動、友愛 訪問活動として会員による独居老人への一声活動を実施しております。数などについては 後ほどごらんいただければと思います。

23ページでございますけれども、本年度からの補助事業として「高齢者住宅支援員研修等事業」がございます。入居者の安否確認等、必要なことについて高齢者住宅の管理人や管理組合の方を対象としたような研修事業でございます。

24 ページ。そのカリキュラムのイメージは省略させていただきます。

続きまして、25ページ以降が「民生委員」でございますけれども、民生委員も御案内の とおりでございますが、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って、相談・援助 活動等を行うということで、厚生労働大臣の委嘱を受けた者でございますけれども、この地域福祉関係では高齢者等の実態把握、相談支援等、支援活動などを行っております。女性が 58%、60 歳以上の方が 78%。活動日数は月当たり平均で 13.2 日というようなことでございます。

27 ページでございますけれども、平成 17 年で約 23 万人の方がいらっしゃるというグラフでございます。

28 ページ以降は、先ほど申し上げました年齢ですとか、活動状況などでございますけれども、調査、実態把握、相談の支援などを行っております。高齢者に関することが一番多くて、半分以上が高齢者に関することでございます。

31ページには、その内容別が出ておりますけれども、例えば、在宅福祉の関係ですとか、下から2番目、日常的な支援というようなものが多くなってございます。

32 ページは省略させていただきます。

33ページが「社会福祉協議会」でございます。これは御案内のとおりでございますけれども、特にその中で、真ん中の〇にございますけれども、市区町村社協では地域での見守りネットワークづくりですとか、ボランティア活動の育成支援などの事業を実施してございます。

35ページが「社協の組織体系」でございますけれども、全国組織から始まってこういった数の社協が活動を展開しているわけでございます。事業の実績は36ページにありますが、省略をさせていただきます。

「ボランティア活動」でございます。38ページでございますけれども、ボランティア活動、記載のとおりでありますけれども、780万人でありますとか、12.3万のグループがございます。活動は内容が多岐にわたっているわけでございますけれども、高齢者等に対する活動としては見守りなどの訪問活動ですとか、地域交流イベントの開催などを行っているわけでございます。

39 ページ、最後のページになりますけれども、こちらについては「自治体における高齢者等が孤立することを防ぐ取組の実施状況」ということで、日本総研への補助事業で調査、研究をしているわけでございます。高齢者等の孤立防止を目的として、意識していないために未実施としている可能性がありますものですから、実際の実施率と、ひょっとしたら異なっているのではないかというようなことに留意する必要があるかと思います。生活実態の把握、見守り、安否確認、人間関係の構築、相談、緊急通報、住宅、権利擁護、啓発の分野、そういったものについてへの取組みの有無を調査をしたわけでございます。88.7とか94.4と右の方まで出ておりますのが、やはり見守りですとか緊急通報などで実施率が高くなっているわけでございます。先ほど申し上げましたように、実施率とカバー率は異なることに留意が必要かということでございます。

資料1-①は以上でございます。

最後に資料1-②でございますけれども「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確

認等の円滑な実施について(概要)」ということで、資料をお付けしてございます。こちらについては、先だっての新潟県中越沖地震の教訓を踏まえまして、要援護者の把握ですとか、要援護者情報の共有。また、平時における情報の把握、災害時における安否確認の速やかな実施等、こういったものについての取組みを早急に実施するように厚生労働省の方から都道府県、指定都市、中核市に通知をしたところでございます。時間の関係もありますので、具体的な内容については後ほどごらんいただきたいと思います。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

- ○高橋議長 それでは、引き続き、総務省の方からよろしくお願いいたします。
- ○総務省(塚田) 総務省の方から若干の説明をさせていただきます。

皆様方のお手元に「総務省のコミュニティ施策について」という冊子がございます。これに基づいて説明させていただきます。

総務省はコミュニティという、この孤立死の関係で言いますと、本日も稲垣委員が旭川からいらっしゃっている消防、消防も所管しておりまして、消防という観点もございますが、もう一つ、兼松委員がいらっしゃる全国自治会とか、そういう地域コミュニティという観点からもここに関わっているわけでございます。本日はコミュニティの観点からどのようなことをやっているかということを御説明させていただきます。

資料は、コミュニティ研究会ということでございますが、今、なぜコミュニティ研究会を改めて行ったかということなんですが、これは最近行ったものでございまして、市町村合併が進みまして、自治体がかなり大きくなっている。地域の結び付きが、そういう意味で薄れてくるのではないか。こういうことの危惧がありまして、コミュニティのセーフティネットというものにもう一回着目しようという観点から、今回の内閣改造でなりました土屋さんという政務官がいらっしゃいまして、武蔵野市長でいらっしゃった方でして、都市のコミュニティ施策にかなり熱意のある方でございましたので、その政務官の下で開催しまして、名和田先生の下で構成して勉強いたしました。

本年の2月から4回行いまして、6月4日に総務大臣に提出・公表したものでございます。

公表した内容を紹介いたしますと、議論した主な内容が4ページにございます。コミュニティの中で各種団体が連携する場というものをつくってやることが極めて有効ではないかとか、あるいはICT、地域SNSを初めとするツールの利用もいいのではないか。行政の関与の在り方はどうしたらいいか。それから、地域コミュニティの教育活動・子育て。その中で、特に農村コミュニティの活性化という面から言うと、都市の子どもに農村で生活体験させるというものを制度化すると、農村コミュニティの振興という観点からも意味があるのではないか。更に、歴史・文化・景観を資源として活用するという観点も重要。また、防犯・防災活動。あいさつの有効性。このような議論がなされたわけでございます。

その中での提言、ここで3つほどありますが、第1が「連携・協力の場の構築」。地域 コミュニティ再生のためには、さまざまな主体がばらばらで行うのではなくて、連携・協 力をすると相乗的に行われるようになる。そのための場の構築が必要。場、プラットフォームとここでは言っているわけでございます。

いろんな形態があり得ると思われまして、特にこれでなければならないということは、研究会の報告では言っていないわけでございますが、その中の1つが地域SNSということで、こういうある意味でバーチャルな空間におけるコミュニティというものもあり得る。こういうものを活用するのはどうしたらいいか。

それから「都市・農山漁村の教育交流」ということで、先ほど申しましたような都市の子どもに農山漁村での自然体験等の経験をさせる。こういうことが有効なのではないか。 このような提言がされました。

提言に基づきまして、今後の総務省における施策の展開でございますが、地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援ということで、これを日本各地のコミュニティに行ってどういうことをしているのか。そういうベストプラクティスを収集し、その情報を提供していこうという予算要求をこれからしようとしているところでございます。

また、都市・農山漁村の教育交流による地域活性化の推進ということにつきましては、 総務省と文部科学省と農林水産省が3省連携しまして、今度の概算要求において連携事業 として予算要求していこうとしております。

また、総務省の体制整備におきましては、新たにコミュニティの再生というものを担当する課、部をつくろうというような方向で現在、検討しているところでございます。

「(参考)自民党における検討」ということで、地方行政調査会におきましても、同様に地域社会の再生について議論がされまして、御紹介しますと、報告書として「地域社会の再生に向けて」というものが出ております。この中でコミュニティ基本法の制定ということを提言しています。

総務省の方からは以上でございます。

○髙橋議長 ありがとうございました。

それでは、引き続き、国土交通省の御説明よろしくお願いします。

○国土交通省(小田) 国土交通省から資料3をもちまして、説明をさせていただきたい と思います。

国土交通省、とりわけ旧建設省はとんかちの役所でございますので、コミュニティといったソフトな観点からの施策というのはなかなか説明しづらいんですが、私どもの省を挙げて行っております高齢者対策あるいは障害者対策というのが、整理の仕方を変えてみると孤立死防止にも寄与できているのではないかなという観点で、本日の資料を提出させていただいています。

まず、表を開いていただきますと、孤立死防止の視点ということで4つ書いています。

1つは、主として、高齢者の方々が外に出て活動しやすい環境をつくるということが大事ではないかということ。

反時計回りに行きますと、活動しやすい環境をつくるだけではなくて外に出ていきたい

という動機を与えるような誘引性のある、例えば店舗であるとか、お友達と話のできるような施設であるといったようなものが、住宅からそこそこの距離にあるというようなこと。

一番下にありますように、帰属できるコミュニティが必要ではないか。孤立死というのは、多分孤立というのは老人特有の問題ではなくて、今の日本を見ると若者も同じような現状に置かれていて、それに孤立死の死が付くのは、たまたま寿命が来て現象として発生しているだけだと思うんです。高齢者、それから若者を問わず、何らか熱くなれる、帰属できるコミュニティというのをつくっていく必要があるかなと思っています。

それから、セーフティネットですが、万一に備えた見守りの機能というのが必要かなと思います。こういう視点に立って、国土交通省の施策がどういうふうに機能しているかというのを御説明したいと思います。

1 枚開いていただきますと、今の4つの視点に即して、私どもが行っています取組みの 方向を書かせていただいています。私自身が住宅局に所属しておりますので、主として住 宅行政を中心に整理させていただいていますが、まず1点目の「A. 外に出て活動しやす い環境」という意味では、住宅の住戸内だけではなくて、例えば、共同住宅であれば共用 部分のバリアフリー化を進める。外に出た先の店舗とか施設、あるいは移動経路のバリア フリー化が図られるような施策。

2点目に、住宅との近接した場所での誘引施設の設置という意味では、1つはそういう 施設のある都心部に高齢者向けの住宅を整備しようという施策と、もう一つは住宅の側に 寄せて施設を立地誘導していこうという2つの施策があろうかと思っています。

3点目の「C.帰属できるコミュニティ」は、そのソフト対策は私ども不得手とする部分ではあるんですが、活動拠点となるような施設を整備するということと、もう一つはそういうコミュニティ活動を支えるような、例えばNPO活動のようなものがあれば、そのNPO活動を間接的に支えることで、活動の活性化を図れないかなというようなことまで手を出していきつつあります。

それから「D. 万一に備えた見守り」になりますと、これは完全にソフト施策になるので、私ども最も不得意とするところであるんですが、先ほど厚生労働省の方からも御発表ありましたように、福祉施策と連携をさせていただいて、例えば、シルバーハウジング・プロジェクト、高齢者向きの公共賃貸住宅とその見守っていただく方々との連携というようなことはかねてからやらせていただいています。ハードに関して言えば、各住戸内に万一の場合の緊急通報手段というのを確保するとか、場合によっては、その地域の方々が自主的に見守り等の生活支援活動をなされているのであれば、それを財政的に支援することでそういう活動を活性化するというところまで手を出していきつつあります。

それぞれについて、少し御説明いたしますと、まず1点目の「A. 外に出て活動しやすい環境」という意味では、1つは「住宅、共用部のバリアフリー化」ということで、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅、それぞれについて、バリアフリー化されたものの供給に努めておりますし、あるいは既設のものについて、エレベーターを後付けで設置するとかいうよ

うなことをやらせていただいています。

また、日本の住宅の大部分が実は持家なわけですが、この部分につきましても、新規建設の段階で、例えば、住宅ローンの金利を安くすることでバリアフリー住宅を建てやすくするとか、あるいは高齢者の方々が今住んでいる住宅をリフォームする際に、そうは言ってもなかなかローンを抱えるのは大変だねというときに、では亡くなられた後に住宅を売却処分することで、ローン返済するような死亡時一括償還型の融資を行う。あるいは、今年税制をつくったわけですが、バリアフリー改修をやるための所得税の減税とか固定資産税の減税措置といったようなことも、仕組みをつくらせていただいております。

それから、店舗、施設あるいは移動経路等のバリアフリー化という意味では、実はこれまで建物だけのバリアフリー、公共施設だけのバリアフリー、道路だけのバリアフリーとばらばらの施策体系だったんですが、これを全部統合したバリアフリー新法というのをこの度つくりまして、施設だけではなくて、その間の移動経路のバリアフリー化というのを、一体的な1つの法律の中で整備するということが可能になってきております。

5ページ目を見ていただきますと「B.店舗や施設と住宅との近接性」で、まず1点目は、もともと商業施設などがたくさんある都心部に高齢者を住まわせましょうということで、都心部での民間賃貸住宅の供給を御支援申し上げるとか、逆に既にある公共賃貸住宅などについては、空き家とか空き施設などを非常に低家賃で、あるいは低地代でお貸しすることで施設の立地誘導を図らせていただこうと思っています。とりわけ、旧公団住宅、今、都市再生機構と申しますが、公団住宅が全国に散らばっておりますので、これの空き地とか空き施設については、多分2分の1ぐらいの地代あるいは賃料にディスカウントして、こういう施設の立地誘導を、これも厚生労働省さんと勉強しながら来年度からやっていきたいと思っております。

3点目の「C.帰属できるコミュニティ」という意味では、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備ですが、これは専ら、これまで公共賃貸住宅団地を整備する際に、併せて集会所とかゲートボール場、そういう小公園を整備させていただいておりましたが、これから既成市街地の中で空き家とか空き施設が出てきておりますから、これらをコミュニティ活動の拠点としてリフォームするというか、利用する際のそういう整備費についても御支援申し上げることで、高齢者の方々あるいは高齢者と子どもたちが一緒に遊べる場所というようなものが、市街地の中で少しずつつくられていくのではないかなと思っています。

それから、(2)に書いていますように、今、ソフトの面では、地域のコミュニティ活動を支えるNPOなどに対しても、住生活を豊かにするという観点からではありますが、そういうNPO活動に対しても、地方公共団体が御支援するのであれば、それを国も財政的にバックアップしていこうと思っております。

「D. 万一に備えた見守り」でありますが、先ほど申し上げましたようにシルバーハウジング・プロジェクト、これはこれまでずっとやってきておりますが、公共賃貸住宅につきましては、引き続き、これをどんどん推進していきたいと思っております。

また、民間賃貸住宅も含めまして、緊急通報手段の確保ということについては徹底してきておりますので、本当はこのようなものに頼らない世界というのが一番いいのでしょうが、万一のことがあった場合の最後の手段として、こういうものも用意していきたいと思っております。

それから、最後になりますが、見守り等の活動支援というソフトな活動に対しましても、 地方公共団体がこれを支えようとするのであれば、私どもも生活支援という観点から財政 的に御支援を申し上げたいと思っております。

今、申し上げましたようなもの、基本にはすべて財政支援制度なのでございますが、最後の8ページにございますように、地域住宅交付金という制度の中で、あらゆる地方公共団体の住宅というところに引っ掛かりを持てる地域の施策であれば、御支援申し上げられると思っております。国が45%の御支援を申し上げるという制度でございまして、先ほど申し上げましたようなNPO活動などのソフト対策についても、私ども御支援を申し上げておるところでございますので、今後、これを更に活用していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

- ○高橋議長 それでは、警察庁の方からよろしくお願いいたします。
- ○警察庁(入谷) それでは、警察庁の方から「警察における高齢者保護活動等の推進状況」につきまして、御説明させていただきます。

まず、2ページのところでございますが「1 高齢者保護等の取組み」につきましてでございます。昭和61年に、警察庁においては「長寿社会総合対策要綱を制定し、これに基づいて高齢者保護等を推進しておるところでございます。これは閣議決定されました長寿社会対策大綱に基づきまして、長寿社会に急速に移行しつつある社会の現状を踏まえて、高齢者の保護、それから社会参加を中心とする総合的な長寿対策を推進するという観点からつくられておるものでございます。

1枚めくっていただきまして、この長寿社会総合対策要綱を受けまして、実施計画を定めておるところでございます。警察としては、これを踏まえて高齢者の保護に取り組んできているところでございますが、特に実施項目の中で第1のところについては、総論的な発想として、こういう点を重視してやっているということであります。

まず1つは、「実態把握活動の推進」ということでございまして、パトロール、巡回連絡等といった警察活動を通じまして、保護を要する高齢者の状況、高齢者に係る各種犯罪、事故状況等を的確に把握するということを、まず第1の眼目としてやっております。

それから、もう一つ重視しておるところでございますが、やはり警察だけでは限りがあるということで、保護活動の推進に当たっては「関係機関、関係団体等との連携の強化」ということで、都道府県、市町村、社会福祉協議会、老人クラブ等、地域の実情に応じた連携を図って対応しているという状況を踏まえて行っていくということでございます。

では、1枚めくっていただきまして、具体的に高齢者保護として、どういうことを推進

しているかということでございます。

まず最初の「〇 防犯活動等の推進」ということであります。老人クラブ、老人ホーム等における防犯講習等の実施や事務連絡等を通じまして、防犯診断、防犯指導等の実施をやっておるところでございます。

2つ目でございますが「〇 独居老人等に対する保護活動の推進」ということでございまして、独居老人や認知症の老人に対する訪問活動を行い、防犯診断、防犯指導等を実施しております。また、この際、具体的な状況に応じましては、親族の方や福祉事務所、民生委員等と連携して、保護活動の徹底を図るということを行っております。

3つ目でございますが「○ 相談活動の推進」ということであります。今、話題になっております振り込め詐欺等の犯罪とか悪質商法等、高齢者から寄せられる犯罪関係の相談に真摯に対応しまして、必要に応じて関係機関、団体とも連携して相談事案の効果的な解決を図っておるところでございます。

これら基本的な枠組みでございますが、5ページのところに行っていただきまして、これに今の枠組みを踏まえて、具体的に各都道府県警察において、さまざまな取組みをなされておるところでございますが、その中で最近、報告された活動事例というのを幾つか紹介をさせていただきたいと思います。

まず最初のものでございますが、和歌山県警察でやっている話でございまして、「喜の国」、これは和歌山が紀州でございまして、それを併せて「喜の国」と言っていると考えておりますが、触れ合い作戦と称しまして、毎月 20 日を独居老人宅への巡回連絡の強化日と指定して、個別の防犯指導等を実施しているところであります。対象となる高齢者の選定につきましては、生活実態や近隣における身寄りの有無、居住実態等を勘案して、選定して行っているという報告を受けておるところでございます。

次は三重県警の話でございますが、交番の警察官が独居老人宅を訪問して、体調や普段の生活、近所との付き合いなどを聞き取って、必要に応じて、離れて暮らす身内等へ近況を連絡するというような措置も、実施しておるという報告が上がってきておるところであります。

それから、関係機関等と連携しながら取り組んでいる施策でございますが、京都府警察におきましては、高齢化が進んでいる地区につきましてパイロット地区を設けまして、そこの社会福祉協議会委員のお宅を中心に、シルバー110番の家を設置いたしまして、高齢者からの相談に対応したり、また、110番の家になっていただいている方に対しまして、防犯の指導、相談のやり方等について、研修会を実施しているという事例でございます。

富山県警察の事例でございますが、これは市の方がメインとなってやっていただいている話でございますが、郵便・新聞・牛乳の配達員、電気・ガスの検針員とで構成される「見守りネットワーク」を構築しまして、警察もこれに対して参加し、協力しておるわけでございますが、独居老人の安否等の確認活動を実施しているというような事例も報告されておるところでございます。

以上、極めて簡単に申し上げてきましたが、いずれにしても警察としては犯罪防止、あと高齢者の交通事故防止等を中心に、高齢者の保護活動を行っているところでございますが、やはり孤立死の防止につきましては、さまざまな関係機関、団体、民生委員、地域のボランティアの方々と連携、協力して取り組んでいくことが必要であると考えているところでございまして、今後ともそういう観点から施策を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございました。

今まで、厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁という行政組織別に、省庁別の対策というよりは、コミュニティ政策とか介護政策、住宅政策、消防も含めますが、あるいは警察活動の中で、どういう活動や政策が行われているかということでの御報告をいただいたわけでございます。どうぞ、今までの御報告の中で御質問や御意見などがあれば、あるいは次との関係でここら辺はもう少し詳しく知りたいんだというようなことがあれば、委員の皆様から御発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この件については、またもう少し詳しく知りたいというような御希望がございましたら、事務局の方にお申し出いただきまして、資料請求等をお願いをするということにしたいと思っております。

それでは、今日は第1回でございまして、大変難しいテーマをいただいているわけでございますが、それぞれのお立場からこのテーマにつきまして、御発題を頂戴し、課題提起、それから、それぞれの現場での御活動等を含めて、これはあらかじめ事務局の方からも御発言をお願いをしていると伺っております。その関係でいろいろ資料も御用意をいただいておりますが、孤立死に関すること、それから、地域コミュニティに関する御意見など御自由に御発題をいただけたらと思っています。この御発言は後ほど提言等を作成する上に当たっての示唆に落としていただき、受け止めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

こういう会議というのは、いつも「あいうえお」順から行くんですが、そうすると「あいうえお」の「あ」の方がいつも当てられてとおっしゃるものですから、今日は少し逆に行こうということで「あいうえお」順を逆に行きまして、私のお隣の野中委員からということで一つ御発題をよろしくお願いをいたします。

○野中委員 トップバッターというのはなかなか難しいことですが、よろしくお願いします。

私は、浅草で診療所を開設して、在宅医療、そして主に腎不全で週3回患者さんが通ってこられる透析の仕事をしています。最近は透析の患者さんも高齢化されておりますので、 週3回医療に来られながらも残念ですが、孤立死という問題も経験しています。

また、在宅医療でも、孤立死を経験しておりますので、そこで感じていることを少しお

話ししたいと思います。

孤立死の人に共通しているのは、1つはケアが十分かどうかという部分が一番大きいと思います。しかし、高齢者の本意としてケアを受けたくないという気持ちがあります。医療あるいはケア、介護のサービスを提供する側としては、懸命に説明をするわけです。私たちとコミュニケーションが十分できる前には、高齢者の方にはなかなかお世話にはなりたくないという気持ちがあります。その気持ちは決して悪いわけではないんです。高齢者の方々がそういうお世話になりたくないとか、かかってほしくないという気持ちは、人に迷惑をかけることはいけないということがベースにあると、高齢者の方々と接してつくづく感じます。

例えば、認知症あるいは病気や障害を持っても、家族にも迷惑をかけたくない。だから、 施設とか病院に入院し続けたいということがある。でも、いろいろなお話をしていくと、 できれば家に帰りたい、住み慣れた家で住み続けたいという気持ちは持っておられます。 でも、その気持ちをどうやって実現するか、家に戻るためには御家族の負担とか御本人の 負担を、介護サービスとか医療でどの様にサポートできるかを説明する。この説明を理解 いただけないと、なかなか選択をしてくれないのが実情です。

人に迷惑をかけたくないというお気持ちが、高齢者にとって本当に私はそれを尊いことだと思います。戦後、この焼け野原の日本から、こういう繁栄した日本のそれをつくってくださった礎の方々にもかかわらず、病気とか障害、認知症になったら、人に迷惑をかけたくないという気持ちを持ち続けていることに対して、私たちはむしろサービスを提供する側としては、もっとその人たちの、それ自体に関する感謝とともに、社会として、そういう制度として、そういう方々に対して、最終的には御苦労様でしたという気持ちの中で、社会の福祉として社会保障を考えるべきと思います。そういう部分でも現場のコミュニケーションが課題と思います。

現実に孤独死あるいは突然亡くなっているということで、地域の住民の方々、あるいは 警察から呼ばれて私が関わった人の共通していることは、やはりケアが非常に少ないとい うことで、ある面ではケアが拒否されているということもあります。そして、大体はそう いうケアをする方である看護師など、さまざまな人たちともめている人が多いわけです。 やはり人に迷惑をかけたくないということがある。そういう面で、大事なことは、専門職 だけに任せるではなくて、地域の住民の人たちが、みんなで支えることが私は大事な視点 と思います。

どうもこの戦後いろんな施策ができましたが、そういう施策が全くないときの方が、人間的なコミュニティあるいは支え合いがあったような気がします。どうも現状では支え合いがかえって希薄になっていると感じます。

先ほど国土交通省で帰属できるコミュニティという話がありました。特に高齢者だけではなくて、やはり若い人たちも帰属できるコミュニティが、多様な価値観という部分で、 大事と思いますが、それが欠けているからと、それを押し付けたくはありません。 簡単に言えば、中学、高校の部活動を思い出します。当時は、部活動は本当に盛んだったんですが、今でも、高校野球は盛んと思います。しかし、例えば、大学でも部活動よりも同好会が多い。同好会というのは、自分の都合でやればいいわけで、部活動は部員の目的のために日程が縛られる等の苦しさもありますが、その点、みんなで頑張って目的に向かって練習したら、何か目的が達せられる楽しさがあるわけです。どうもその点は、幾ら帰属のコミュニティをつくってもその楽しさというものを忘れてしまう。忘れているのが現状ではないのかなという気がします。

ちょっと長くなりました。最終的には、高齢者の人たちと接しているときに大事なことは、本人が何を目的としたいのか。例えば、家族と一緒にいたい、あるいは住み慣れた地域と一緒に住み続けたいということを引き出すことが、重要と思います。そのためには、今日、ケアマネジャーもおられますが、ケアマネジャー初めさまざまな人間が、本当にその人の気持ちを開けることが、実はコミュニティの大きな目的と思います。

ですから、さまざまな施策をつくっても、その本人が自分は実はこうしたいということを言えるところまでを目的としておかないと、今日、御説明いただいたさまざまな施策が生きてこない気がします。そこは私たちの医療とかケアの専門職が、もっと本人の意思をどうやって引き出すかも大事と思います。

最後に、警察の方からさまざまな施策をお話しされました。聞いていて、確かに介護サービスを受けておられる方と、介護サービスを受けてられない方とは、多少違うと思います。受けておられない方に関しては今のままでいいと思いますが、受けておられる方に対しては、むしろケアマネジャーや地域包括支援センターも含めて、どういうサービスを利用されているのかを把握されて、そして、ケアプランの一環として、警察がどう関わるかも、大事な視点と思います。介護のサービスが連携していくことが、国土省とか警察、総務省でお考えになっていくことも、今後の課題ではないかと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、どうもありがとうございました。

○髙橋議長 ありがとうございました。

大変示唆に富むお話をいただきました。最後のところは、先ほど事務局から説明いただいた地域包括支援センターの議論として、警察との関係、消防の関係、恐らく現場で物すごく課題になっていて、例えば、認知症の問題1つ取ってみてもそういうことかと思います。ということで、ちょっと補足をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、引き続き、老人クラブ連合会の立場で永井委員、よろしくお願いいたします。
〇永井委員 全国老人クラブ連合会代表でうかがわせていただきました。永井と申します。
このたび、このような機会を持っていただきましたこと、老人クラブとしては、大変心強く思っております。ここでいろいろな勉強をさせていただき、皆様方のお考えを聞かせていただけることに対し、まず御礼申し上げます。

老人クラブの活動につきましても、厚生労働省資料 1-①の 22 ページで紹介いただいております。

「健康・友愛・奉仕」。これは老人クラブの合言葉でございます。老人は年をとりますと、どうしても孤立になりがちと言いますか、自分の殻に閉じこもる方が多くなります。一人ひとりに違いはありますけれども、若いときとは違った、年をとっていくやるせなさを感じるものです。人とは別れなければいけない、親子や友とも別れなければならない、社会ではいろいろな事件がある、体は思うように動かない、頭も何だか少し鈍ってきたようだ。そういうものに対しての不安のようなもの、やるせなさ、何とも言われない寂しさが、年を取ると、だれでも心の中に生まれてくるものだろうと思います。

ここにいらっしゃる皆さんは、お若い方ですから、何を言っているのかとお思いになりますでしょうが、皆様も 70、80 歳近くになりますと、きっとそういうお気持ちになられるのではないかと思います。そして、あのとき老人クラブの代表の永井がそのようなことを言っていたなと、あと何十年かするとお気づきになるだろうと思います。

全国の老人クラブ会員は、皆さんと付き合うことで自分が助けられ、自らも誰かを助けることができればということで、自助・共助の活動をしております。社会活動、教養活動、スポーツ活動にしましても、これ全部、自分の為のものでもありますが、他人さんもいっしょにということに重きを置いて活動しております。

それぞれの地域で活動の内容や取り組み方とかいろいろ違っていますが、全国からのお 声を聞き、それを基にして全国老人クラブ連合会でまとめ、政府や行政関係者の方に、高 齢者の声としていろいろ伝える活動をしています。

何にしても若い方になるべくお世話にならないように、若い方も、今、大変な時期でございますので、なるべく皆様に迷惑はかけないように、自分のことは自分で、できる範囲のことはやっていこうということを基本にしています。

老人クラブが行っている友愛活動の中には、孤立を防ぐ友愛訪問がありますが、これもお隣同士の付き合いで、お一人暮らしのところは必ずご近所がその方を見守ってあげるというつもりで、友達の立場で友愛活動として、お隣同士声を掛け合って、安否の確認をしています。これは病気に対しても、災害にたいしても同じことで、みんないろいろなことを考えてやっております。

どのようにやって失敗したとか、成功したという話もたくさんありますので、折がありましたら、そのようなお話をさせていただければと思っております。そして、皆様が老人クラブというのは、みんなのお世話になるばかりではなくて、自分たちも仲間を支える友愛活動を生きがいとして頑張っているんだなというのを、少しでも御理解いただけましたら大変嬉しいです。今後の活動に、いろいろと勉強させていただき、また、御参考になることがありましたら、申し述べさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○高橋議長 ありがとうございます。

老人クラブは、このデータでも 804 万人の高齢者の方が加入していらっしゃる。当事者 団体として、大変大きな活動をしておられます。また、いろいろな事例も後ほどお話がい ただけるかと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

それでは、引き続き、住宅論のお立場で園田委員、よろしくお願いをいたします。 〇園田委員 明治大学園田と申します。

建築学科に属しておりますけれども、二十数年来、高齢者の住宅、住環境ということを やってまいりましたので、その関係でお話しさせていただこうと思います。今日、簡単に 自己紹介と言いたいことを兼ねてということで、資料9というナンバーのものを用意させ ていただきましたので、それをごらんいただきながらお話しさせていただこうと思います。

今回のこの推進会議のテーマは「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり」ということが一番のテーマということだと思うんですが、私は、その中で見守るということが非常に必要であり、重要だということを申し上げたいと思います。

それはなぜかということなんですが、資料9の最初のページで、まず見ていただきますと、住むという立場からコミュニティ、あるいは高齢者の方の本当の安心というようなことを見ていきますと、随分いろんな違いがあるんです。

1つは、実は高齢単身者の方というのは、ほかの家族と一緒に住んでいるとか、あるいは夫婦で一緒に暮らしていらっしゃるという方とは、恐ろしく違うところがありまして、何が違うかと言うと、3分の1の方が借家居住なんです。借家居住ということはほとんどニアイコール「希薄な地域との繋がり」ということで、先ほど、帰属できるコミュニティがないというお話があったんですが、借家に住んでいらっしゃる方は、そういう意味で現在、借家で、その先の居住も不安定で、またいろいろな人生のプロセスの中で、地域とのつながりがつくれなかったという事情を抱えていらっしゃる方が、非常に多いということです。

それから、2ページ目の方で、これはごく普通の世田谷の老人大学に通っていらっしゃる方々に、住むということだけではなくて、住むには箱が幾らあってもだめなわけでして、それを支えるさまざまなサポートサービスは、どんなときにどのようなものが必要でしたかというようなことをお尋ねしたんです。実は、日本においては、この十数年来、非常に介護の面では充実してきたんですけれども、介護以前の家事ですとか、それから今日申し上げた見守りという、そこの部分がないと、その先に介護というところがあって、そこの前の部分の支援がないと、なかなか居住が安定しないということがわかってまいりました。

そうした中で、3ページ目で、介護とか福祉の面だけではなくて、特に昨年、住宅の分野でも非常に大きな動きがありまして、昨年には住生活基本法という法律と、それからつい先月ですけれども、住宅セーフティネット法ということで、特に一番最初に私が申し上げました賃貸住宅を中心に、そこに住む高齢者を初め障害を持っていらっしゃる方とか、さまざまな方をサポートしていこうという仕組みが出来上がりつつあるんですけれども、何回も申し上げますけれども、箱だけでは不十分で、そこにきちんとサポートできるサービスが必要だということです。

4ページ以降は、私がこれまで特に高齢者住宅ということで、ケア、サービスの付いた

住宅のことを研究したり、いろいろな提案をしてきたことで言いますと、4ページの図は変な図なんですけれども、実は高齢者住宅という、その住む場所、器に対して、必要なサービスというのを要素で見ると4つあるんです。1、2、3、4なんですけれども、今までどうであったかというと、実は4番目、3番目というところから、社会的な制度というのは整ってきていまして4番目は「万一の場合の受け皿」。3番目は「介護とサービス」なんですが、実は安定的な居住というのは、この後ろからではなくて、1番目の見守りがまずそこにないと、実は2番、3番、4番につながっていかないということがありまして、そういう意味で見守りのサービスというのが、非常に必要とされているということを申し上げたいと思います。

5ページのところに、その必要条件について、少し細かく書いたんですけれども、今日 も最初に室長さんのお話にあったように、これまで高齢者住宅などに限定されていた生活 援助員ライフサポートアドバイザーの制度を、一般住宅にも広げていく新しい取組みを始 められたということなんですが、まさにそのことが非常に可能性を持っていると思います。

最後に6ページのところですが、昨年介護保険の制度が改正されて、その中で非常に私たちのこれからの老後ということの安心のために、さまざまな画期的な提案がされたと思うんですが、1つの大きな柱に「地域密着型サービス」ということで、日常的な生活圏域の中に、福祉とかあるいは医療の資源をきちんと配置して、そこを市町村が主体にマネジメントしていこうという仕組みがありまして、この中にはちょっと抜けていますけれども、先ほどの地域包括支援センターなどは、その日常生活圏域をマネジメントする非常に大きな主体として位置づいているのだと思います。

ところが、私のような住宅ですとか、それから、町、都市という観点から見ますと、非常にいい仕組みなんですけれども、是非、実際の地理的な空間、どういうことかと言いますと、どこに駅があって、どこに道路があって、どこに谷があってというような、実際の地理的空間、都市的空間を是非、前提に置いていただければということがあります。

どういうことかと言いますと、先ほど資料1-②に要援護者の方の情報の把握と共有ということがあるんですが、都市的に鳥の目で見ることが、実は私たち非常に得意なんです。都市、建築の分野は。そうしますと、1人ずつの方がどこにいらっしゃるのかというのは、例えば、GISという地理情報システムの上にプロットしていけば、全体の状況はきちんと把握することができるわけです。

ですけれども、問題は、それを今度は安心と信頼のある1つずつの仕組みにしていくためには、実は6ページのグレーの色がかかっているところに、たくさんの方々がいらっしゃるんですけれども、そこの部分をつないでいくすべというのは、今、余りはっきりしていないんだと思うんです。ですから、そういう意味でこのグレーの一つずつの点を地べたを縫い合わせるとか、ネットワークから外れた方、つくれなかった方をつなぐことということを申し上げたわけですが、そこの部分が必要だということ。これは介護保険とか、今まで社会化された制度の仕組み外に置かれているところなんです。手が付いていないとこ

ろだと思います。ですから、今日も新しい取組みが始まっているという御紹介もあったんですが、ここのところをどうひもといていくのかというのが、非常に大きな課題ではないかと思っております。

大変長くなりましたけれども、失礼いたしました。

○高橋議長 ありがとうございました。

園田委員からの御発言は、要するに、孤立死というのがここの大きなキーワードですが、 そこに至るプロセスの中で、予防的機能をどう住宅と結び付けて、住宅の住まい方と結び 付けるかという、そういう御発言かと思いました。ありがとうございました。また、これ も深めさせていただけたらというテーマをいただいたような気がいたします。

それでは、引き続き、介護支援専門員、いわゆる世の中ではケアマネジャーという介護 支援、介護保険の中で、大変大きな活躍をしているお立場から鷲見委員、よろしくお願い をいたします。

○鷲見委員 日本介護支援専門員協会の鷲見でございます。

私は、実際に高齢者と直接接している立場として、現状を少しお話しさせていただきながら、発言させていただきたいと思います。

まず、私たちが一番中心的に接している要介護者、いわゆる認定者の方々に対して、やはりきちんと御自身を認めてもらえるような支援であるとか、存在というのが一番大きな意味を持つのではないかと日ごろ感じております。介護支援専門員いわゆるケアマネジャーに対して比較的満足度が高いというのは、個別にきちんと相談していただけるといったところが、やはり高いゆえんではないのかなと推測されます。

個々の方々に対しては、自ら、要するに御自身が自分の状況を発信できるような関わりが実際には非常に必要である。自分から今の状況を口にできるというような支援が必要なのではないかと思いますし、また、それを理解し、代弁していくのが私たちの一番大きな課題だろうと思います。

具体的には訪問時であるとか、直接的な関わりをするわけですが、先ほどもお話がありましたように、ケアプランの中でどのように位置づけていくのかといったところもあるかと思います。ですが、その中で、フォーマルなものというのは、ある程度定期的ないわゆるサービスと言って入ってくるものです。それに対して、日常的な支援としてインフォーマルな支援というものが非常に大事になってくると思うんです。それは定期的ではどうしても賄い切れない突発事項であったり、本当にささいなことなんですが、生活の中の小さな課題を一つひとつクリアーしてあげるような支援になっていくんです。

例えば、買い物に行ったんだけれども、行きはいいんだけれども、帰りは持って帰ってこれないことに対する支援であるとか、あとは買い物したいときに出掛けにくいとか、本当に小さなそういう支援が重なっていって、高齢者というのは非常に大きな負担になっているケースが多いかと思います。大都市などで言いますと、結構ごみ出しの問題などが、御本人にとってみて大きな不安になっていて、そういう小さなことが積み重なっていて、

生活の基盤が不安定化していくようなことは、とてもあるのではないかと思います。

そのような中で、見守りであるとか、安否確認であるとか、最近ではいわゆる民間事業者の中の通報システムなども積極的に取り入れられるような仕組みですとか、あとは今までありましたような触れ合いペンダントであるとか、社会福祉協議会等がずっと使っているような制度等も使わせていただいていますが、なかなかそれがうまく使いこなせないというのも現状です。

徘徊の方に対する探知機みたいなものをなかなか持って出ていただけなかったり、その場にはそばに置いていなかったりというような不自由さと言いますか、本当に現場レベルでの勝手の悪さといったものは、日々感じているところではないかと思います。

また、近隣との関係のお付き合いの度合いによって、アプローチの仕方、要するにサービスでうまく行くケースもあれば、実際には、その方自体が培ってきた生活の中でも、近所同士の付き合いができている方々と、それから、そうでない方々というのはやはり全然支援の方向というのは違ってくるのかと思います。

ただ、最近、マスコミ等で報じられてきていまして、地域の自治会長さんであるとか民生委員の方々が、自分たちの地域の問題として少し感じ始められていまして、そこにアプローチが最近少しずつ活動として出てきています。そうしますと、比較的広まることであるとか、一緒にやっていこうという機運はすごく出てきまして、今はそういう意味では非常にチャンスなのかなとは感じております。

ただ、従来からある在宅支援センターなどがずっと続けてきました安否確認の実態訪問であるとか、あとは今、それが在宅支援センターに引き続いているところもあれば、地域包括に動いているところもある。それから、ケアマネジャーにある意味委ねられているところもあるといったところで、そのつなぎがきちんとできているかどうかというような研修であるとか、その周知徹底といったところの会を持つことは非常に重要でして、事例を基に、そういう引き継いだ事例などをケースごとにやっていくと、その地域の中で共有するといったところから、また次のところが連携ができてくるというような取組みも先ほどあったかと思います。

そのような中で、実は今、要支援から要介護認定、または要介護認定なさっている人が自立したといった場合に、その行き先の連携と言いますか、確保と言いますか、特に要介護認定が出るまでの期間であるとかが、ちょっと空白部分ができてしまうんです。この辺りが今、我々がやはりサポートしていく上では非常に難しかったりするので、大体その認定調査の移動していく2、3か月間のフォローというのを、どういうふうにしていったらいいのかというのはとても感じます。

それから、特に高齢者世帯で、お一人お亡くなりになった場合のブリーフケアと言いますか、残された御家族に対してのサポートといった意味でも、今後、我々は少なくとも1か月に一遍は、1か月以上は訪問するわけです。御近所等のお話等で、そういうお話が伺えれば近所に寄ってくるようなこともしますが、そういったある意味日常的な当たり前の

支援が当たり前にできるような、本当に小さいレベルではございますが、やっていくこと がステップアップするいい機会になっていくのではないかと考えております。

○高橋議長 ありがとうございました。

介護保険というのは、ある意味ですごい制度だと、私、いつも思っているんですが、ケアマネジャーという仕組みをつくることによって、いろんな可能性を含めた支援というか、私も権利擁護の仕事をずっとしておりますと、やはり最近ケアマネジャーさんから成年後見等の相談というのは随分増えておりますが、そういうことを含めた発展機能、それからインフォーマルケアのつなぎの機能が大変大事かと、ちょっと駄弁を弄しましたけれども、そのようなことを今、伺って改めて感じます。

それでは、引き続きまして、社会福祉協議会の立場から渋谷委員、お願いいたします。 〇渋谷委員 私の方から社会福祉協議会というよりは、ここのタイトルにありますように、 住民の福祉活動。言ってみれば地域社会の支え合いということだと思うんですが、そうい うのがどういう状態になっていて、どんな課題があるのかということをちょっとお話しで きればと思っています。

- ○高橋議長 資料 10 ですね。
- ○渋谷委員 資料 10 です。

鷲見委員の方からインフォーマルの意義についてとかお話しいただいたので、非常に話しやすいんですけれども、基本は鷲見委員のおっしゃるとおりなんですが、やはりインフォーマルと言えども、システムを持たないと、なかなか個別の生活を支えるとならないので、それがどのような状態になっているのかということを図に書いたものです。

「食事サービス」、これも会食型もあれば、配食型もあるわけです。

「移動サービス」、移送サービスとか言ったりしますが、最近は、都市部でも丘陵を使った団地などではかなり深刻な問題になっていると聞いています。

「小地域ネットワーク活動」は、定期的に一定のボランティアの方々が訪問して、いわゆる見守り、相談に乗っていくということです。あるいは支援を行うということです。

更に、右の方に見ていただきますと「ふれあい・いきいきサロン」というのは、利用者 と高齢者とボランティアが一緒に楽しいときを過ごすという場づくりです。そういうのも あります。

それから、ちょっと左下の方を見ていただきますと「小規模多機能施設」、これは介護保険でやっているものですけれども、これも住民の方が支える、施設を、更にそこの個々の人を支えるという仕組みが大事です。こういう活動は、私たちが皆さんを支えていますよ、皆さんは私たちの地域社会のメンバーですよというメッセージを送っているということだと思います。やはり孤立防止ということから、更に孤立死の防止ということになると、どんどん密度を上げないとなかなかうまくいかないということがあるかと思っています。

それから、いわゆる見守りということについては、今、園田委員からもお話がありましたが、見るというだけではなくて、相談をする、支援をするということがくっつくことに

よって効果も出しますし、それだけの実力を持っている地域の活動も増えてきている。活動のリーダー層には、地域内個々の困っている人たちが全部見えるというような方々もできているということだと思います。

私どもの社会福祉協議会は、この活動を社会福祉協議会でやっているのではなくて、社会福祉協議会が住民の活動のお手伝いをするという立場なんですが、これらの活動は一番下にありますように、やはり自治会が基盤を支えているということが、まずあると思います。それがないと、なかなかコミュニティとの関係はつくれないということだと思いますし、ちょっと上の青いところにありますように、先ほどもお話がありましたが、老人クラブさんなどはここの推進役ですし、ボランティアということで言うと主力メンバーなわけです。更に民生委員さん、児童委員さんが地域内全体を、それぞれのインフォーマルと組みながら、全体を見るというような仕組みになっているということなのではないかと思っています。

1枚めくっていただきますと、代表的な活動の、1枚目の図にもありました「小地域ネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン」について説明をしておりますが、ちょっと細かい説明は避けさせていただきまして「小地域ネットワーク」というのは、小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象とした、住民による見守りと援助の活動と言っておりますが、機能で見ますと、見守りというだけではなくて、人間関係づくり。勿論、緊急対応とか生活支援もしますし、場合によっては専門職につなぐということも含めた相談機能、連絡調整機能を持っているということです。

それから、見守りを望まない人もいますので、そういう人への見守りというのも大事になっているということです。

数ではなかなか説明し切れないんですが、私どもが把握している限りでは、見守り対象が 88 万人、ボランティアが 36 万人ということで、一定の規模で行われていると思っています。私どもが把握している範囲ですので、もっともっと多いとは思います。

「ふれあい・いきいきサロン」というのは、先ほど申し上げたような利用者もボランティアも一緒に楽しい時間を過ごすということですが、下の図にありますように、サロンという場をつくるだけではなくて、それが地域に戻ってもさまざまな関係づくりにつながっていくということかと思っています。

両方とも2年前のデータなんですが、3万7,000か所ぐらいで、実はこれは社協自身で やっているのは半分ぐらいで、社協以外でやっているのが2万ぐらいあるということで、 これは私どもで提案したものではありますが、どんどん住民の方々の中で広がっていると いうことかと思います。

機能を見ますと、小地域と同じようにサロンと言うと、場というかたまり場というイメージが強いんですけれども、実際には相当な見守り機能、相談機能を持っているということなのではないかなと思っています。特にサロンが増えてくると、来ない人に注目するとなっていきますので、来ない人が一番の問題ですので、そのような機能を持っているとい

うことです。

課題として申し上げたいことは、やはり孤立死ゼロとかそういうことを考えていくと、 もっともっと密度を上げないとなかなかできない。地域によって、それができているとこ もありますが、それをどんどん密度を上げるということが1つあるかと思います。

2つ目は、1枚目でちょっと申し上げましたが、住民の活動と言えども、かなりいろんなパターンを入れないと、実際にはなかなか支えられないのではないか。もっともっと新しいすばらしい活動が出てくるのかもしれないと思っています。

3つ目は、当たり前のことですけれども、住民の活動だけではできないということで、 先ほど施策の話もありましたが、いろんなものと組み合わせていく必要がある。そこらが まだまだ弱いなと、住民活動のよさと、施策のよさ、あるいはそれぞれの企業でやられて いるよさを結び付けるということが大事なのかなと思っております。

以上です。

○高橋議長 ありがとうございます。

多分、いろんな活動を組み合わせるというお話、やはりプラットフォームという議論を 是非ここで深められないかなと、実はちょっと思っております。これは後ほどまた申し上 げます。さまざまな背景を持った活動がうまく力が合わさるような地域にしていく。大変 示唆的なプレゼンテーションをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますが、引き続き、UR都市再生機構のお立場から小池委員、お願いいたします。

○小池委員 皆さん、都市再生機構の小池と申します。

私ども、都市再生機構はかつて公団住宅と申しまして、今ではUR賃貸住宅と申しますが、全国の大都市部を中心に団地数で約1,800団地、戸数にしますと77万戸弱程度の賃貸住宅の管理を行っております。

○高橋議長 資料8をどうぞごらんください。

○小池委員 資料 8 をごらんいただきたいんですが、この孤立死の問題ということに関しましては、私どもは貸主、家主という立場でこの問題に関わってきております。それで、 資料 8 に沿いまして、若干、口頭の補足を加えながら説明をさせていただきます。

以前から私ども「孤独死」という言い方をしておりますけれども、団地の賃貸住宅の中で、生命、身体に関わる死亡事故という中には、病死や死因のわからない変死というものあるいは自殺、他殺、そういった事故が起きるわけですけれども、孤独死というのは、社会的に認知された定義がないということなので、内部的に、病死または変死の一対応で、死亡時に単身居住している賃借人がだれにも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故を言うということで、2の方でその発生件数の統計を、2ページをごらんいただきますと、この統計を始めたのが平成11年以降でございまして、下のグラフの図を見ていただければわかりますように、平成11年から平成18年を見ると倍増以上しておりまして、その中で、65歳以上の高齢者は、平成18年度のベースで見ますと63%。過半から60数%ぐ

らいが 65 歳以上の高齢者の方が占めておる。この中には、30 代、40 代、特に男性が多い傾向がありますけれども、住居内で病死するという、壮年の方でもそういう死亡事故というものが団地の中で発生しているということでございます。

それで、右肩上がりの伸びを示しておりますけれども、私どもの賃貸住宅は、年齢制限ということを特に入居上の資格要件で決めてはおりませんし、ある程度の高齢者の入りやすいような入居条件というものを設けておりますから、まだ、この頭打ちの状況までは多分至っていなくて、この傾向がしばらく続くんだろうと、私どもは見ているということでございます。

資料8の最初のページのところの3ですけれども、ここでは、私どもが行っている高齢者施策全般ということではなくて、孤立死の関係ということだったので、主に地域における高齢者の見守り活動というものとして、どういうことを行っているかということで御紹介させていただきます。

まず、すべての団地に自治会というものが結成されているわけではありませんけれども、 自治会の皆さんと定期的な協議の場を持ちまして、その場の中で、孤立死の関係するお話 をテーマにしてお話しされるパイプを持っているということです。

それで、そういう活動を通じて、具体的にどういうことをやっているかと言いますと「① 安心登録カード」と書いてありますけれども、これは団地自治会の方で、高齢者、65歳以上を対象にしておりますけれども、その方の緊急連絡先であるとか、そういったものを登録、自治会、情報の収集は私どもが手伝いながら、そういう情報の収集を行って、自治会が主体となって、そういう見守りを行うという活動が安心登録カードというものです。

その次、「② 安心コール」と言っていますけれども、これは電話コールサービスみたいなものの見守りの1つで、私どもが現地管理業務を委託する住宅管理協会というところがあるんですけれども、平成11年に高齢者の方のいろいろな御相談に応ずるために高齢者相談員というものを設けまして、その者から、希望の合っている高齢者のお一人住まいの方を対象にしまして、定めた日で週1回とか定められた日に電話でコールして、様子を聞くというような、今年の4月以降やっている取組みです。

3点目で「③ ごみ出しサービス」。これは見たとおり、家事サービスの一環なんですけれども、これも私どもの関連会社の日本総合住生活というものがやっているんですが、加齢によってごみの収集場所までごみを運搬するのが大変だということがございますから、これもごみの団地内の清掃業務を受託している関係で、ごみの集積場所までのごみの運搬を代わりに行うという家事サービスを通じまして、ごみの収集日に定期的に安否を確認できるというような形の取組みになっているということです。

それで、こういう地域における高齢者の見守り活動に対しての課題ということで、2点ほど掲げさせていただきますけれども、ここに3点ほど挙げましたサービスというのは、全部希望者を集ってその方に対してサービスを提供するという、いわゆる手挙げ方式になっておりますから、この孤立死の中で指摘されておりますように、特に引きこもりという

か、地域社会から孤立されているというような方が当然、こういう中に入ってきていない という中で、孤立死に対する対策としては、余りこの辺が十分に機能していない面がある ということです。

それと、安心登録カードというのは、これは別の言い方をしますと、団地自治会が個人情報を取得するための手続でありまして、同じ情報は私ども住宅管理上で、緊急連絡先であるとか、そういう情報は独自に持っておるわけですけれども、個人情報保護法という法律は、取得目的と本人の同意ということを要件として法的化されておりますから、我々が管理上の目的で取得した個人情報を、自治会のこういう活動のために提供できないということで、どうしてもこういう活動になります。

その関係で、団地自治会とこういう話し合いをしている中にも、例えば、防災とか災害のときに災害弱者も同じような性質を有しますけれども、どういう人がいるのかわからない、自治会の方で独自に各戸を訪問しながら回ってもなかなか個人情報の提供が受けられないといったことが、やはり地域の中の主体的な自治活動というところの大きな障害になっているということも、実態にあるというような状況にあると思っております。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございました。

大変に貴重なデータとともに、情報保護の問題も大きな課題かと思っておりますので、 また議論を深めさせていただければ思いました。どうもありがとうございます。

予定の時間が 12 時という約束でございまして、時間が押しており、大変恐縮でございますが、そこら辺のお含みの上、御発言をいただけたらと思います。

それでは、兼松委員、よろしくお願いをいたします。

○兼松委員 全国自治会連合会の兼松でございます。

私のところは今、皆様方がお話になりましたように、専門は特に何もございません。ただ、包括的な住民自治組織であると、こういうことでございます。今、皆様方のお話を聞いておりますと、見回りが一番大切であるということでございます。全くそのとおりであると思います。この孤独死を防止するという立場からだけではなく、自治会としては、防犯、防災の面からも独居老人の状態は、常につまびらかにしておかなければいけないと、こういうことを常に私ども言っているわけでございます。その根底には自治会は相互扶助の精神が流れているということでございますが、民生委員さんなどとも、よく協力してやっているわけでございます。

ただ、今お話がございましたように、いわゆるつまびらかにしないといけませんけれど も、やはり個人情報保護法の関連があるということで、お年寄りというのは、私もお年寄 りでございますけれども、ちょっとかたくなな心。なかなか心を開いてくれない場合があ るんです。

そういうときにどういうふうに対処、対応するかということでございますけれども、自 治会、町内会というのは、おおむね義理と人情の世界なんです。自治会、町内会はそうす れば義理と人情しかわからないのかと、こういうことを言われる人もおりますけれども、 余談でございますが、人間から義理と人情を取ったら、もはやこれは人間ではなくなりま すので、人間の根底にはそういうものがあるということで、かたくなな心を開いてもらう ように、自治会長には人情の機微と申しますか、その辺のところも独居老人の方から本当 に積極的に、状態をつまびらかにしていく一覧表などをつくりますときに、そういう方法 でやるようにということは言っているわけでございます。

いずれにいたしましても、先ほどからもお話がありますように、やはり少しコミュニティが壊れていると思います。地域とのつながりもかなり希薄になっているところでございます。全国自治会連合会は、総務省の御指導もいただいているわけでございますけれども、今、総務省の塚田参事官からもお話がありましたけれども、参考として資料が出ておりますが、私も自由民主党の地方制度調査会の方に呼ばれまして、意見を述べたわけでございます。これからの地域は、こういうことを言いますと口幅ったいようでございますけれども、やはり町内会、自治会が地域の諸集団を束ねなければいけない。そういう役割を果たさなければいけないということを申し上げたのでございますけれども、大方の出席の国会議員からは賛同をいただいたわけでございます。

いずれにしても、それぞれの組織がそれぞれの立場でばらばらに活動しても、これは何にも効果が上がりません。したがいまして、今ごろ、全国的に言われていることでございますけれども、安全・安心のネットワークの中に、この孤独死の防止についても盛り込んでいくべきではなかろうかと、このように思っているところでございます。

ただいま、警察庁の方から防犯活動の中にということもお話ございましたけれども、今ごろはどうなんでしょうか。地域で個別訪問もなくなりましたね。そういうことでやはり警察の方もなかなか地域の状態をなかなか把握できていない。そういうことで、話が飛躍しますと、やはり聞き込み調査もできにくくなっている。したがって、犯罪の検挙率も悪くなっていると、こういうことになるのではないかと思うんです。

いずれにいたしましても、やはり地域活動をもっと活発にしていかなければいけない。それには、それぞれの団体が連携をとりながら、この孤独死の防止に向けて取り組んでいかなければいけない。私、先ほども申し上げましたように、専門的な立場でございませんので、これから皆さん方の御意見をいただきながら、また我々の組織の中におきまして、いろいろ提言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございました。

それでは、引き続き、民生委員連合会のお立場から大澤委員、お願いいたします。

○大澤委員 ただいま、御紹介賜りました全国民生委員児童委員連合会会長を務めております大澤でございます。

実は、今年、私ども民生委員制度創設 90 周年を迎えた年でございまして、これは本日お見えの皆々様にも大変御尽力を賜りまして、7 月に天皇皇后両陛下をお迎えいたしまして、

大会を無事完了したところでございますが、ここで、活動強化方策、100周年に向けてということで行動宣言をしたわけでございます。

これは資料7にございまして、ここをごらんいただきますと、端的に申し上げますと、 1、2、3、4、5とございますが「1. 安心して住み続けることができる地域社会づく りに貢献します」ということでございまして、ここに先ほど来、いろいろとお話も出てお りますように、地域住民がその地域でいつまでも住み続けていくという願いを大切にいた しまして、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、社会福祉サービス事業者などと協力 して取り組みますよということでございます。

2は、これは特に重要な部分でございますが「2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します」。一人暮らしの高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックを走らせております。孤立・孤独をなくすために、地域住民と手をつなぐ取組みを進めております。

3にまいりまして、これは「3.児童虐待や犯罪被害などから子どもを守り取組みを進めます」ということでございまして、児童への虐待や犯罪によります被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取組みを進めるということでございます。

4といたしましては「4.多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます」ということでして、複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状況を抱える人を発見し、支援につなげていくということでございます。

5は、先ほどの2と非常に関連性があるんですが「5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います」ということでして、日ごろの見守り活動を通じまして、把握している要援護者の情報を自然災害発生時の安否確認に役立てるという活動の強化を図ります。これは、既に今度の地震などの災害でマスコミさんの方からもいろいろと、この辺は評価をされているところでございますが、これは今後、大いに努めていくべきところではないかと思うんです。

この右の方、ずっと下に見ますと長くなりますが、90周年の活動強化方策にありますように、これも1、2、3。特に3のところにあります(1)、(2)、(3)でございますが、行政や社会福祉協議会や自治会、ボランティアとの関係機関・団体と密接なつながりを増して、専門職や福祉の実践者との連携・協働、地域住民を支える。これが非常に全体的に大切なことだと思いますし、(2)の地域福祉の担い手といたしまして、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進を努めるということです。(3)は民生委員児童委員協議会に集いまして、委員同士が協力しながら活動を進めるという方策をあれしまして、これは先ほど来、いろいろと出ておりますように、皆々様の一致協力、御支援によりまして、進めていければと、このように思っているのでございます。よろしくお願いします。

○高橋議長 ありがとうございました。

それでは、引き続き、高層住宅管理業協会大蔵委員、よろしくお願いいたします。

○大蔵委員 高層住宅管理業協会の大蔵と申します。

当協会は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律という、ちょっと長い法律の 名称なんですけれども、こちらの方で指定された法人で、マンション管理業者の団体とし まして営業を行っております。

事業としては、さまざまな事業展開を行っておりますが、この中で高齢者に関する事業といたしましては、従来マンション管理業というのが建物ですとか設備という面の、主に、どちらかと言えばハードな面の管理というものを中心としていたという状況だったんですけれども、昨年からようやくソフト面、言わば居住者という面に目を向けて動き出したというような、まだ本当に走り始めたというような状況でございます。

実際、行ったものとしては、厚生労働省さんの方から御説明を受けまして、認知症サポーターというものに昨年取り組みまして、業界団体としては全体に約5,000名の認知症サポーターを昨年度育成したという状況でございます。

研修事業の一環としまして、これに関しては、今年度もこの8月の末、それから9月に認知症キャラバン・メイトの方の養成研修を東京と大阪の方で開催をいたします。また、先ほどのサポーター養成というものを、引き続いて10月に全国8会場で開催を予定しておりまして、そちらの方でまたサポーターを育成していこうというような取組みを、高齢者事業としては行っております。

また、協会の内部事業といたしましては、調査、研究事業ということで、マンションというのがどうしても大きな世帯というよりは小世帯という形成、都市型の住宅ではあるんですけれども、非常に小さな世帯の居住形態となっておりますので、今後、高齢者の増加という面と、それから、独居高齢者というお一人暮らしの高齢者の方が増加していくだろうといった点。マンション管理業界として非常に大きな問題です。また、それを管理業者がどこまで、どのような対応が可能なんだろうかということを研究しよう。どのような支援ができていくのかというところを研究しようということで、内部に委員会を設置して、まさに今、独居高齢者について、検討をしているというようなところでございます。

今回、この推進会議の方に参加させていただきまして、孤立死という点について、いろいろ御議論をするということで、私どもの協会の方も会議の内容を受けて、幅広くマンション管理業者の方に周知活動等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○髙橋議長 ありがとうございました。

大都市では、近年は巨大マンションができておりまして、あそこで認知症の方がワンフロア1人でも発生ということになると、やはりいろいろな課題があるなと思ったりしました。ありがとうございました。ひとつ、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、旭川の消防本部からお越しいただいている稲垣委員、よろしくお

願いいたします。

○稲垣委員 時間がないので簡単に説明をさせていただきますけれども、資料6をごらんいただきたいと思います。それから、チラシをカラーで3枚用意してありますので、それも見ながら聞いていただきたいと思います。

前段に、なぜ私が選ばれたのかちょっとわからないんですが、たまたま消防本部でやっている災害弱者支援事業というのが3本ありまして、その事業をやっていることが孤立死防止対策の1つなのかなと考えて、今日、参加させていただきました。

皆さんも旭川は余り御存じではないかもしれませんけれども、札幌を主体とした第2の 北海道の都市であります。余り旭川というのが道内の真ん中にあるということに気がつい ていない方がたくさんいらっしゃいますが、最近、旭山動物園のおかげで旭川がクローズ アップされまして、観光客では旭川市ではなくて、旭山市にしたらどうですかというお話 もあるぐらいです。ありがとうございます。

冗談はさておきまして、この災害弱者支援事業と言いますのは、実は一番最初に平成2年に緊急通報システム、これをたまたま総務省のまちづくり事業で進めたわけなんですけれども、その通報システムの方式を自負するのは、旭川の消防が初めて考えたのではないかと思うんです。消防でこの事業を行うに当たり、ただの通報システムであれば、福祉関係の仕事になるだろう。それで、煙とガスと熱のセンサーをこれに加えて、旭川の消防で事業を起こそうということで、たしかこれを見て、北九州、全国でも大分活用されていると思っております。

そのようなことで始めたわけなんですけれども、資料にあるとおり、対象者につきましては、65歳以上の5つの項目の該当者を対象としております。これはもう皆様も御存じですけれども、センサー、それからペンダント、そういったものからお年寄りの方が通報していただくと消防本部のセンターの方に連絡が来て、それぞれの方のデータが全部入っておりまして、センサーで来た場合については消防車が出動する。ペンダントで来た場合については枚急車が出動するという方式をとっております。細かいことについては、まだこれから会議がありますので、そのときに御説明をしたいと思いますが、現在、3,197世帯のところに設置しておりまして、そのほか、市営住宅ですとか、自費で設置をしている方を入れますと5,264世帯からなっております。

これが平成2年に始めたわけなんですけれども、実はこの事業をやっておりまして、先ほどからいろいろ意見出ておりますけれども、やはり一人暮らしで非常に不安。私も相当伺っておりますけれども、変な言い方ですけれども、今の時代、非常に寂しい時代でありまして、我々「ホットライン119」という俗称で呼んでいるんですけれども、このホットラインはうちの息子や娘よりも安心できるものとたくさん言われております。

そのようなことから、実は平成6年に、旭川の消防本部には市民安心課というものをつくりました。そこで、この事業を展開しているんですけれども、その第2弾として「ほのぼのサービス」いわゆる災害弱者を訪問しようということで始めたわけです。

その1つは何かというと「ほのぼの電話」まずお年寄りのところに電話をして、そして安否の確認をするとともに、いついつごろ伺いたいんですけれどもよろしいでしょうかという確認をとりまして、その後、訪問をする。これは当然、消防車、救急車、職員がそのまま車両を持っていきます。ですから、たまに迷惑をかけるのは、訪問している最中に出動が入ると、おじいちゃん、おばあちゃんにまた来るからねと言いながら、そこから出動するということもしばしばあります。

訪問に行ったときに、次に手助け。これは勿論、我々、防火、防災のための訪問ということでするわけなんですけれども、やはりいろんなお話を聞いているときに、一人暮らしですから、当然、家庭の悩み、おじいちゃん、おばあちゃんのお悩み、そのようなものがたくさんあります。これを聞いているだけですごく喜んでいただけるんですね。それで、またいつ来るんですかと、来週来てくださいとか、そういうのがたくさんあります。

手助けの方については、やはり今でもストーブをつけて、煙突などつけていますから、そういったものが外れそうになっているもの、特に北海道でしたら、冬、水道が凍っていて水が出ないとか、それから、ガスのホースが切れているとか、ストーブのそばで寝ているとか、たくさんの悪い状況があります。そういったものを全部手助けて、関係機関に連絡を取るとか、そういう方法もしています。

4つ目には「ほのぼのグッズ」と言いまして、徘徊の方もいらっしゃいますけれども、 出掛けられるような人については、どこかで病気になったり、倒れたりといろんなことが ありますから、やはり連絡ができるように、家族ですとか本人の連絡先を付けたカードを つくったり、そのほかにキーホルダーにそういうものを付けてあげるだとか、杖や靴など にもそういうものが少しでもわかるものや夜光シールですとか、そういったものも付けて おります。時間がないので、細かいことについてはまた後日、お話しさせていただきます けれども、これは消防職員だけではなくて、女性部消防分団の団員さんですとか婦人防火 クラブ、そういった方にも協力をしていただいて、訪問をしております。

次に、第3弾でやったのが、平成15年からですけれども、「あんしん訪問」という訪問健康相談の推進事業。これは何かと言いますと、対象者はほとんど同じなんですけれども、今までやった「ほのぼの訪問」をもっと高度化したものにしよう。せっかく行くわけですから、健康相談もしてはどうですか。そのために旭川の消防では、女性消防職員に保健師の資格を持った職員を採用しております。

それで、パソコンを持っていって、カメラの付いているパソコンなんですけれども、それでお年寄りの家を訪問し、血圧ですとか、そういったバイタルサインを全部測定しまして、これをカメラを通じて携帯の電波でセンターの保健師さんのところに送る。お互いに画面のフェイス対フェイスで顔をお互いに見ることができますから、それで安心しながら、保健師さんと健康相談をする。勿論、当然、防火の相談もしながら、指導をしてくるわけですけれども、非常にこういった密の事業をやっておりますけれども、相当お年寄りの方からは効果がありまして、健康体操まで教えていただけないかということで、防火クラブ

の方などは健康体操も指導したりして、非常に病院に行く回数が減りましたと、そういったこともたくさん寄せられております。

時間がないので、細かいことはまた後日、ゆっくりお話をしたいと思いますけれども、 そういった事業が防火、防災だけでなく、この孤立支援の防止対策の一環にもなるのでは ないだろうかなと考えております。今日はこの辺で。

○高橋議長 ありがとうございます。

また詳しく伺いたい気持ちがいたしました。いわゆる攻めの防災という感じがいたしま した。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、新宿区の御経験、また、大きな資料もいただいておりますが、伊藤委員、よろしくお願いします。ちょっと時間の関係がございますので、またということをお含みの上、序論的な話という感じでお願いします。

○伊藤委員 わかりました。簡潔にやらせていただきます。

新宿区の伊藤でございます。

お手元に資料5ということで、配付させていただいています。新宿では孤独死という言い方をしておりますが、取組みについてでございます。新宿区を東京都の地図で見ていただきますとわかるように、ほぼ東京の真ん中にございます。いわゆる都会の中心で歌舞伎町もあれば、都庁もあるという大変にぎわいのあるところというイメージがありますがということで、次のページをお開きください。

新宿区は形が犬の形になっております。犬の形の前足の付け根のところが新宿駅というような感じになっておりまして、ここにマスコミ等で有名になった団地がございます。真ん中にあるのが戸山ハイツと言いまして、都営で約3,000世帯の団地でございまして、ここの高齢化率を下の表で比べていただきますと、新宿区の65歳以上の高齢化率18.6%が何と38.4%。それから、左の方の戸山団地、これが東京新聞がずっと追い掛けていた団地でございますが、町丁名が幾つかに分かれていますが、百人町三丁目の団地が24%、百人町四丁目に行くと51.6%。大変、高齢化率の進んだ、ここは全体で1,300戸ぐらいございますけれども、ここをずっと追い掛けておりまして、マスコミで有名になったということもありまして、新宿区の高齢者対策、孤独死防止対策が今回、厚生労働省の方から委員として推薦されるところまで行ったのかなとも考えております。

3ページでございますが「全国・東京都・新宿区の単身世帯数、高齢者の率」等比較したものでございますが、下の表だけ見てください。新宿区の一人暮らし高齢者率、何と 30%でございます。人口比でございますが、10人に 3人は 65歳以上で一人暮らしをしているというのが、新宿区の実態でございます。

そういったことを踏まえまして、4ページでございますが、孤独死防止の取組みを始めまして「取組みの経過」の一番下に書いてございますが、平成18年7月に全庁的な対策検討会を設けました。1つには、マスコミの報道や議会等の要望もございますが、何よりもそれより前から私どもの首長、区長の問題意識が大変高かったということが大きなきっか

けでございます。

5ページに「孤独死の定義」それから「新宿区内における孤独死の実態」がございますが、既に御発言がありますように、法的には明確な定義がございません。したがいまして、新宿区では、孤独死を定義するということではなくて、対策を講ずべき対象者ということで、大体2週間ごと程度に見守る者がいない、独居または高齢者のみ世帯の高齢者、これを対策の対象者にするということで定義づけをしました。

実態としては、生活福祉課と書いてありますが、生活保護を所管しているところでございまして、一人暮らし高齢者の約4割が生活保護を受けているという実態がございますので、そこからまず数字を編み出してみると、年間で60人~70人がということがございます。したがって、人口動態等でそれ以外の人も含めると、新宿区内の孤独死者数は大体100人前後ではないかと推計をしてございます。

6ページでございますけれども、孤独死対策の考え方はこれまで皆さんから御発言があったとおりでございますので省略させていただきます。

「高齢者の見守り事業」といたしましてはさまざまございますが、65歳以上の大部分の方がこの対象者でございますが、利用している人はさまざまなサービスを利用されます。しかし、利用されない人はどこにも網がかかってこないということで、要するに、申請主義、手挙げ主義ではこれを対象にできないということが、区として問題意識として持ったところでございます。

7ページでございますが、「孤独死防止への取組み1」といたしまして、従来の見守り等の事業に加えまして、平成18年度、去年の事業で、まずごみの訪問収集を拡大いたしました。先ほどもお話ございましたけれども、集積所に持っていくのが原則でございますが、不燃ごみ、可燃ごみ、それから資源と合わせると週に4回、ごみの収集が東京ではございますので、これを自宅の前に出しておいてください。ごみを持っていきますよ。ごみが3回出ていなかったら地域包括の方に連絡しますというようなことで、これは戸山団地でモデル的にやらせていただきました。それを今年度は拡大してございます。

もう一つが、孤独死を考えるシンポジウムを開催いたしました。そのシンポジウムの中身につきまして、本日お手元にブルーの表紙のものでございますが、そのときの具体的な発言等が書いてございますので、お持ちさせていただきましたが、是非、後ほどごらんください。千葉県の松戸の常盤平団地の自治会長さんなどもここに御参加いただいていますし、それから、先ほど申し上げた戸山団地の自治会、医療機関の立場、民生委員の方、さまざまなところで議論をいただいたものでございます。消防署には申し訳ないんですけれども、当日は会場の定員を大幅に超えてしまいまして、公表しているのは何人と書いてありますけれども、これ以上来ていることを内緒でお伝えしておきます。

あとは今年度の事業でございますが「孤独死防止への取組み2」というところの「・」の2つ目「一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布事業」でございます。これが、手挙げ方式ではなくて、おせっかいやき事業と私どもは申し上げてございますが、住民登録で単

純に一人暮らしと思われる人のリストアップをいたしました。これが約1万5,000人でございますけれども、それに対して民生委員の御協力を得て、全員に対する悉皆調査をさせていただいて、実際には同居していて世帯分離という形での一人暮らしだった人もいるので、そういう人を除いた形で情報紙を個別に今後、配付していこうというものでございまして、参考までにその個別配付の資料もお持ちいたしました。『ぬくもりだより』というものでございます。職員の手づくりでございますので、大したものではございませんけれども、これは1つのツールでございまして、配付に行くということで、見守りをするということでございます。したがいまして、ポストに投函するのではなくて、「トントン ごめんください、持ってきました」ということで、お届けすることによってお元気ですかという見守りをするというものでございまして、第1回につきましては、民生委員の御協力で6月に実施いたしましたが、第2回以降の配付は9月以降ということになってございます。

雑駁でございますが、以上で新宿区の取組みの説明を終わらせていただきます。

○髙橋議長 ありがとうございます。

大変、いい資料も含めまして、ありがとうございました。リチャート型というか手挙げ 方式から世話やき方式という、これも多分これからの議論の大変キーワードかと思います。 ありがとうございました。

それでは、引き続き、千葉県の方からどうぞよろしくお願いをいたします。

○飯田委員 それでは、千葉県の取組みを一言だけ御報告ということで、千葉県では昨年の平成 18 年度から、孤独死という言い方をしているんですが、その取組みを本格的にやっております。メニューとしては、シンポジウムの開催と、あと地域性の違う市町村でモデル事業ということを取り組んで、18、19 の 2 か年事業ということで取り組んでおります。

千葉県では、松戸市の常盤台団地というところで、かなり前から独自の取組みを進めているところがあると、ここはかなり個性的な方がぐいぐい引っ張ってやっている例なんですけれども、ほかの県内各地でもうまくいく事例をそれぞれ検討していこうということで、昨年度、実態調査をやって、今年度は、その対策について実践して取り組んでいってみようということで、そこでうまくいった事例も、またうまくいかなかった事例も、いろんな参考として県内に広めていこうことで進めております。

それで、今年度はその辺の状況が見えてきましたら、また皆様にも御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○髙橋議長 ありがとうございました。

時間ですが、もうちょっとお時間を頂戴させていただけたらと思います。

それでは、最後に安藤さん、ひとつよろしく御発言お願いいたします。

○安藤委員 一番最初もやりにくいですけれども、大トリも非常にやりにくいなと思っております。

唯一、専門職のない一般の私でございますけれども、多分、現実に母の介護を約10年や

ったということでお選びいただいたと思います。

私は皆様のように、資料も何もございません。お話しできるのは、母の在宅介護を通じて何を感じたかということだけです。高齢者が一人でも安心して暮らせるかという、何と難しいことをテーマに議論しなければいけないのか。なぜなら、家族がいても高齢者が、安心して暮らせないのが現状です。

私の母は同じマンションの別フロアに暮らして居りまして、私達家族は何回も危機一髪ということを切り抜けてまいりました。 救急車のお世話にもなりましたし、火事を起こしかけて 119 番のお世話になったこともございます。

一番びっくりしましたのは、毎朝、起きると私たちの住まいに来る母がなかなか起きて来ません。私はそのとき地方に出なければいけない、飛行機の時間が迫っている。さて、どうしよう。電話かけても母は出ない。別フロアの母のところにピンポン押しに行っても、母は出てこない。持っていた合かぎで母のドアを開けようと思ったらかぎが開かない。もう家を出なければ飛行機に間に合わないという本当に恐ろしい状況になってしまい、おばに電話をかけて、こういう事情なのですぐ来てくれと言って、私は、北海道に立ちました。

東京に帰ってきて、いろいろ詳しく聞きましたら、母は知らない内に全部ドアのかぎを替えてしまっていました。家族でさえ信用ができなくなっていたんです。老人性のうつ病と、あと脳腫瘍を患っておりました。そして、かぎが家の中で、表玄関のかぎ、中玄関のかぎ、自分の部屋に入る前の応接間のかぎ、そして自分の部屋のかぎ、4つ、かぎの110番の方が開けなければならない状況でした。

結局、母がどうしていたかと言いますと、血圧が高くなって、夜中にトイレに行こうと思ったらば、ベッドと壁との間に落っこちてしまって、身動きがとれなくなっていた。携帯電話も手が届かない。自宅の電話も当然手が届かない。ピンポン鳴らしても、声を上げても、一番奥のベッドルームですから声が聞こえないという状況で、18 時間放置されたままでした。

本当に家族がいてもそういうことがあるんだなと思い、母を自分の方の部屋に引き取り暮らしていましたけれども、何度も留守中に転倒する。そして、トイレで血圧が高くなって倒れていたこともありました。つねに見守りが必要だとするならば、24 時間必要になってしまうわけです。家族がいても、高齢者というのは危険と常に直面していかなければならないということを、私は10年間経験いたしました。

昔でしたら、年寄りというのは家族が見るのが当たり前だったと思います。ところが、 多分核家族化が進んでしまって、娘であろうと、息子だろうと、それぞれの家庭ができた ら、やはり親を引き取るということがだんだん少なくなってくる。

何が問題かと言いますと、在宅介護をしようと思っても、介護者の方の肉体的、精神的、 そして経済的な負担が非常に大きいんです。ケアマネジャーの鷲見委員は御存じだと思い ますけれども、どんなに介護保険が改善されたとしても、介護者の負担というのは大変大 きいわけです。ですから、これから高齢者が一人でも安心して暮らせるというのは、介護 者の方の立場のことも含めて考えていかなければいけない問題なのではないかなと思っています。

そして、先ほどからいろんな方が資料でお話しなさっていらっしゃいましたけれども、 人間の人生というのはいろいろで、個人の選択肢というのがたくさんあると思います。何 が一番大事かというと、やはりメンタルなケアというのがすごく大事になってくると思い ます。先ほども「ほのぼの訪問」とか、本当に言葉で「ほのぼの」いいなと思うんですけ れども、そのほのぼのを受け入れてくれるかどうかというところがキーポイントなので、 その辺のところも一緒に考えていけたらどんなにいいかと思います。

○髙橋議長 ありがとうございました。

御経験を踏まえて、やはり家族がいても孤立、孤独というのかあるというのは現実でございまして、大変示唆に富む御発言をいただきました。

ちょっと時間オーバーしてしまいしましたが、13人の委員の皆様から一当たりファーストラウンドで、また次回も御発言をいただけるかと思いますが、今日は大変貴重な御意見を、そして、恐らくまとめをするに当たって、さまざまな示唆に富んだ御意見を頂戴いたしました。これを次回以降深めながら、この推進会議を進めさせていただければと思っておりますので、また何か御意見等ございましたら、事務局の方にお申し添えいただくということで、今日は第1回でございますが、大事ないろいろな御報告、御発言をいただきまして、大変充実した時間であったかと思います。

それでは、第1回の推進会議を終わらせていただきますので、事務局の方にバトンタッチをさせていただきます。

○厚生労働省(井内) 本日はありがとうございました。

それでは、次回以降の日程につきましては、また改めて調整させていただいて、御連絡をさせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、全部で3回ないし4回の開催で御提言をいただければと考えております。

本日も長時間にわたりまして、本当にどうもありがとうございました。今後ともどうぞ よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議

第2回(H.19.12.11)

資料:

千葉県松戸市 常盤平団地自治会 中沢卓実氏資料

事例報告「常盤平団地における『孤独死ゼロ作戦』の取り組み」 千葉県松戸市 常盤平団地 自治会会長 中沢 卓実

◇講師のプロフィール◇

1934年2月7日生まれ。23年前の創刊当時から「月刊 my ふなばし」編集長・松戸市の常盤平団地自治会会長を通算22年。松戸市社会福祉協議会理事。

12年前に団地地区社協を立ち上げ、5年前から「孤独死の課題」に挑む。この4月15日に団地内の店舗を借りて「いきいきサロン」を開設して現在に至る。 孤独死の課題に取り組むことにより、地区社協の重要性を理解。現在も船橋と 松戸を舞台に"2足のわらじ"稼業。

1. 教育の分野にも広がる孤独死の課題

- ・ 江戸専における授業と今回の福祉フォーラム
- ・ 文科省が聖徳大学に委託した「孤独死の調査研究」
- ・ 日本女子大学で講演(11/16)
- ・ 淑徳大学で講演(12/21)

2. 国際的な広がりをみせる傾向

- · 韓国 MBS テレビで放映
- ・ イギリス『ザ・ガーデァン』紙に掲載(4/17)
- ロイター通信取材ずみ

3. なぜ、こんなに孤独死の課題が広がるのか

- ① 社会的な背景
- ② 住民主導で初の事例
- ③ 地域福祉の重要な課題
- ・④ 孤独死の事例から学ぶ
- ⑤ 国も"小さな扉開く"

4. 常盤平団地における孤独死ゼロ作戦の取り組み

- `· 孤独死を考えるシンポジウムの開催
 - · 孤独死110番
 - ・ まつど孤独死予防センター
 - ・ 孤独死の早期発見・早期対応(安否確認等)
 - ・ 「向こう三軒両隣」呼びかけ(通報、あいさつの推進等)
 - ・ 会報「ときわだいら」等の定期発行
 - ・ その他 (リーダーの役割)

5.「いきいきサロン」の開設

- ・ 前例のない経営
- ・ 明るい表情に変化(人の和、地域の和)
- · 集団で見学来場者
- ・ 知り合い仲間づくりの拠点

6. 孤独死から学んでいかすこと

- ・ 人間「どう死ぬか」それは「どう生きるか」という生き方の課題と関わっていることを再確認
- ・ 人間の死亡率は100%
- ・ 人間、命、人生など改めて考えるキッカケに
- ・ 死は選べないが、生き方は選べる
- 人生4つの道のり
- ・ 地域ぐるみで福祉のまちづくり

「孤独死ゼロ作戦」5年目の総括

2007年12月10日 常盤平団地自治会 常盤平団地地区社会福祉協議会

(はじめに)

常盤平団地で孤独死の課題に取り組むキッカケになったのが、2001年春に発見された、いわゆる「白骨死体3年経過」という出来事でした。

団地 I DKのダイニングキッチンの板の間で白骨死体となって発見されたAさん(男性、69歳)は、家賃を自動振替落としで払っていました。発見された時、警察署で検死の結果、「死後3年」ということでした。貯金が底をつき、家賃不払いとなり、現在の都市機構松戸住宅管理センターが家賃催促を出しても戻ってくることとなり、担当者がAさん宅を訪問して、警察署に連絡、Aさんの白骨死体を発見したという経緯をたどっていました。

この時のAさん宅は I DKの家賃31,700円、共益費1,880円、合計33,580円でした。

いわばAさんは亡くなって白骨死体になってからも3年間、毎月33,580円の家賃等を払っていたことになります。これは年間で、402,960円となり、3年間で120万8,880円となります。このほかガス代、電気代、水道代も払っていたのです。

警察が白骨死体を運び出したあと、Aさん宅のドアに同じ地区に住む民生委員がメモ用紙を玄関ドアに貼りました。メモ用紙には「家族の方がお見えになられたら電話をしてください」。民生委員〇〇〇〇「電話××××とメモ書きして。

担当民生委員の話、メモ用紙をメモ代わりにして貼り出すと、翌日、Aさんの弟さんから電話をもらって、Aさん宅を訪れました。弟さんと居合わせた妹さんがいうには、亡くなった兄は、5人兄弟で、家庭の事情で離婚して一人ぐらし。「子どもはいるけど、子どもや兄弟姉妹と連絡はいっさいなし。本人は毎日のようにショウチュウをのんでいたようです。この団地にお世話になっていて、いろいろありがとうございました。兄の住んでいる 1DKの合いカギを私がもっていました」。亡くなった兄の弟さんからの電話によると、「兄は変わった人だった。兄貴は親とも縁を切っていました。兄弟姉妹とも長い間、連絡することもなく、音信不通でした」。警察が 1DKで兄を処置する際、弟さんと妹さんが立ち会ったとのこと。

近隣の人の話、「近隣の人とあいさつをするでもなく、こわい人というイメージのひとでした」。弟さんも妹さんも隣の市に住んでいました。

Aさんの死後、国勢調査が行われ、この地区を担当しているTさんから、地区長の中沢へ連絡。Tさんいわく「何回となくヨルもヒルも、Aさん宅では、電気がついているし、メーターが回っているのに、本人が出てこない。どうしょうか」と問い合わせ。まさか亡くなっていると知らず、私はTさんに「仕方がない。Aさんを調査不能で書類を出すしかない」と指示をしました。

ことの経過を知った民生委員、地区社協関係者、自治会役員は、「白骨死体で3年経つ」と知り、みなあ然とするばかりで、事後の対策について、どうしたらいいのか、打つ手がわからないという状況でした。

ところが2002年4月上旬になると、団地 1地区で、Bさん(男性、50歳)が亡くなっているのではないか、というウワサが広がっていました。

このウワサを知り、さっそく中沢が船橋の仕事場から電話作戦を開始。4階のBさんの向かいに住む 高齢のおばあさんいわく「ベランダの網戸にいっぱい、工がとまるようになっている。どうしたんでしょうか。お隣さんのお父さんを最近見かけないし、変な二オイがするんですよ」。

Bさん下に住むCさんの話、

「Bさんを最近、みかけないですよ。それに変な二オイがするのです。もしかすると・・・」。

Bさん下に住むDさんの話、

「あれは亡くなった時のニオイですわ。それを思うと気味悪くて・・・天井の部屋のスミからムシが落ちてくるような気がして・・・もうここから引っ越ししたいのです」。

同じ階段の人に次々と電話することにより、ある人とこんな会話をしました。「Bさんの奥さんの居場所を知っています」「教えて下さい」「いろいろ事情があって、別居しているのです」「そうですか。自治会としても、相談にのりたい」。

こんな会話があって、Bさんの別居中の奥さんと連絡がとれました。

Bさんの奥さんの話によると、「主人はこたつに入ったまま伏せるようにして亡くなっていました。こたつの回りには、お酒のワンカップやカップラーメンなどがたくさんころがっていました。後始末は便利屋さんに遺体の処理や部屋の消毒などお願いして80万円かかりました。家庭内暴力もあって、子どもを連れて、別居していたのです。私は夜働いて生計をたてていました。主人は会社のリストラで、会社を辞めて、次の仕事をさがしていましたが、思うような仕事が見つからなかった」。

このような家庭の事情をおききして、奥さんと会話しました。「おくさん、ご主人は生命保険に入っていませんでしたか」「若い時に(生命保険に)入ったとききました。が、その証書がどこにあるか知りませんが・・・」「押し入れとか、書類入れの中をよくみて下さい」

(あくる日、奥さんから電話あり)「(保険の証書が)ありました」「どこの支店になっていますか」「O 支店です」「よし、私の方から、OO支店長に電話して保険金をすぐに出すようにしてもらうか ら・・・」「お願いします」

(自治会長名で〇〇支店長にお願いして)「奥さん、〇〇支店長に頼んであるから、あす、〇〇支店へ、印鑑とボールペンをもって訪れて下さい」「はい、わかりました」

(翌日の午後、奥さんから連絡が入り、

「(OO支店に)いってきました。保険金が2,000万おりました。(苦しかったので)助かりました」「それはよかった。自治会としているいる相談にのりますので、がんばってください」。

こんなやりとりをして励ました、という経緯をたどりました。

私たちにとって、この二つの出来事が貴重な大きな経験となり、大きなキッカケとなりました。

これを契機に、団地自治会と団地社協が、役員会や理事会を開いて孤独死の課題について次々と挑むことになりました。

その後の経緯

まず手初めに「孤独死しているようだ」「様子があかしい」と気づいたら、「早く連絡してもらうこと」を住民に呼びかけました。この連絡システムは「孤独死 110 番」と位置づけ、近隣からの通報を会報「ときわだいら」で広報しました。

この年の7月17日に、常盤平市民センターホールで「第一回孤独死を考えるシンポジウム」を開催。 団地住民にことの重大性を訴えました。

この年の対応については、日記ふうにたどると以下の通りです。

平成14年(2002年)

5月~6月	常盤平団地自治会と地区社協で孤独死問題の検討(ネットワーク・システムづくり)を開始、「孤独死1 1 0番」(通報システム)を公表
7月17日	団地自治会と地区社協の共催で[孤独死を考えるシンポジウム](第一回)を 開催
9月30日	孤独死予防対策:新聞販売店と協定書を締結
10月18日	行政へ孤独死の実態調査を要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11月17日	読売新聞で「増える高齢者孤独死」と題する特集で 「孤独死に対する取り組み」が掲載される
11月26日	孤独死予防対策ネットワーク交流会開催

初めて取り組む「孤独死への取り組み」。やることなすことがすべて初めてのこと。しかし、この問題の対応には住民の理解と協力が必要と直感。翌年(2003年)も8月 18 日に、常盤平市民センターホールで「第2回孤独死を考えるシンポジウム」を開催。つまり孤独死の課題について「みんなで考え、みんなで取り組む」という地域ぐるみの視点に立って推進しました。

その翌年、孤独死の課題に取り組んだ経緯を日記ふうにまとめると以下の通りです。

平成 15年(2003)年

1月 17日	県社協から先進事例取材
3月3日	県社協の啓発冊子「福祉CHIBA」に孤独死予防対策が特色ある取り組みとして事業紹介
8月 18日	[狐独死を考えるシンポジウム](第2回)開催
9月1日	松戸市から地区在宅介護支援センター事業の一環とする地区高齢者支援 連絡事業を地区社協が受託
9月 23日	地元カギ業者と覚書締結
11月 10日	千葉県警が14年の県内孤独死は年間616件(50歳以上)と公表
11月 12日	「福祉よろず相談」開設(毎週水曜日の 10:00~正午) 同時に「テレホン相談」も開設(毎週月~金の 9:00~15:00)
11月 14日	厚生労働省所管・(財)厚生問題研究所から編集取材
11月 20日・21日	山口県で開かれた全社協主催の社協活動全国会議の自由研究発表で 「孤独死対策の経緯と教訓」と題して事例発表
12月20日	松戸市に対して市内の孤独死実態調査を要請し、市から管内2警察署に調査要請する

平成 15 年(2003年)に至り、本格的に孤独死の課題に挑むこととなり、この取り組みが全国レベルの雑誌やマスコミにも報道されることになりました。私たち自治会や団地社協では、問題を調べるほどに、「奥の深い課題を含む」ことも知りました。つまり「死ぬということは、どう生きるか、という生きかたや暮らし方に関わっている」ことも再認識させられた年となりました。

従って、翌年には、本格的にこの課題に挑むことに。それはすべて初めて経験することばかり。 平成 16 年(2004年)、この年の 1月20日に厚生労働省大臣あてに「孤独死の課題」に関する初の陳情を行いました。

松戸市内の孤独死の数が初めて公表されたのも、この年の2月4日のことでした。その数は「松戸市内年間の孤独死は90名」しかも「松戸警察署管内という旧市街地に多い」ということも知りました。

松戸市内の年齢階層別孤独死人数状況

(警察署別)

平成 18.1.1 ~18.12.31(2006 年)

	男 1	±		性		計	
年齢階層	松戸署	松戸東署	松戸署	松戸東署	松戸署	松戸東署	合 計
50~54歳	1	1	0	0	1	1	2.
55~59歳	0	7	0	0	0	7	7
60~64歳	5	2	1	0	6	2	8
65~69歳	7	7	1	1	8	8	16
70~74歳	3	6	2	1	5	7	12
75~79歳	3	5	1	2	4	7	11
80~84歳	1	. 2	.4	5	5	7	12
85~89歳	1	0	1	1	2	1	3
90~94歳	0	0	1	0	1	0	1
95歳以上	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	30	11	10	32	40	72
全 体 数	194	106	114	60	308	166	474

	男 1:	±	女	性		計	
年	松戸署	松戸東署	松戸署	松戸東署	松戸署	松戸東署	合 計
平成15年	46	13	16	15	62	28	90
平成16年	43	25	17	10	60	35	95
平成17年	50	17	21	14	71	31	102
平成18年	21	30	11	10	32	40	72

その後、毎年「市内の孤独死」のデータを公表。この年「90名」から翌年の「95名」「102名」と年ごとに増えていたが、2006年に至ると「72名」に激減。従来より30%も減少しています。

ちなみに「102」の段階でこのうち30数%が64歳以下の中年孤独死であったことから、NHKスペシャル担当者がこの点を重視してNHKスペシャル番組「団地の一室で・・・・」を放映。グランプリを獲得し、全国的にヒットしました。

この年には、6月5日、松戸市民会館大ホールで、厚労省森英介副大臣を招いて基調講演をもとに、「第3回孤独死を考えるシンポジウム」を国、県、市の協力で開催しました。

さらにこの年の7月23日、常盤平市民センターで、現在の「まつど孤独死予防センター」の開所式を行いました。ここが全国初の「孤独死予防センター」の設置となりました。いわばこの設置により本格的に孤独死ゼロ作戦に挑む第一歩となりました。

都市再生機構とタイアップして団地全戸に呼びかけ「あんしん登録カード」を実施したのもこの 8月でした。この年から、全国紙が全国版に孤独死への取り組みを本格的に報じるようになりました。 このように広がりを示すことにより「孤独死」と呼ぶ表現も定着しました。どの新聞もテレビも雑誌も 「孤独死」と書いており現在に至っています。

この年の経緯を日記ふうに記したのが以下の通りです。

平成 16年(2004)年

	
1月20日	坂口厚生労働大臣に「孤独死の課題」に関する陳情を行い、
	渡辺博道衆議院議員の紹介で森英介副大臣に直接陳情
	同時に同省記者室で陳情内容説明
2月 4日	平成 15 年の市内の50歳以上の孤独死は年間90件と松戸・松戸東両警察
	が公表。 同時に松戸記者会でデータを説明し各紙で報道される
2月20日	千葉県地域福祉支援計画に「孤独死対策」を盛りこむよう要請
	·
3月31日	厚生労働省啓発パンフレット「お年寄りがひとりぼっちで死なないように
	(A4.16頁)孤独死に対する取り組みが掲載される
4月1日	千葉県地域福祉支援計画に「孤独死対策」が掲載される
6月5日	森英介厚生労働副大臣を招き市と市社協共催により市民会館大ホールで
	「狐独死を考えるシンポジウム2004」開催
	森副大臣の基調講演とシンポジウムに 1,003 名の参加者を数える
7月10日	地区社協と都市機構(住都公団)と共同で作成した,
	「あんしん登録カード」記入の呼びかけ開始
7月23日	孤独死対策サマーセミナーを常盤平市民センターホールで開催,
	同時に「まつど孤独死予防センター」開所式を行う
7月~	県社協の「21世紀菜の花コミュニティプラン」に常盤平団地地区社協が
	取り組んでいる「狐独死対策」が掲載される
8月17日.	松戸記者会に「あんしん登録カード」について発表し各紙が報道
9月7日	毎日新聞に「10戸で階段委員会」と題する特集記事が掲載
9月22日	「東葛まいにちに」孤独死をなくす取り組み特集記事が1面に掲載
L	·

9 月26 日	朝日新聞に「一人にさせない決意~9干人の見守り作戦~」と題する特集記事が全国版に掲載される
12月 8日	あんしん登録カード登録者が12月8日現在で301件となる。そのカードが その後、370枚となる
12月16日	毎日新聞社会部(大阪)取材(関連記事: 12/30 付朝刊に掲載)
12月17日	NHK社会部が午前10時から終日取材。この日、72歳男性の孤独死が発生し、孤独死を「即日発見・対応」する
12月30日	毎日新聞朝刊に「公助を問う(阪神大震災10年)〜孤独死をなくす自衛策」と題する特集記事が掲載

孤独死ゼロ作戦の一環として、平成19年4月15日、団地内中央商店街の一店舗を貸りて「いきいきサロン」をオープンしました。これは都市機構にとって初の決断であり、前例のないことでした。 この「いきいきサロン」は年間360日の営業であり、約30名の理事等による有償(1時間200円) ボランティアで世話人をつくり運営しています。

店舗家賃の月額は「自治会3万円」「団地社協3万円」が負担。多くの人が利用して好評です。これも全国初の試みとなりました。このサロンの規則は以下の通りです。

いきいきサロン運営規則

いきいきサロン運営の適正化を図るために、この規則を定め、いきいきの魅力づくりに努めることとする。

- 第一条 いきいきサロンは、有償ボランティアの世話人が日々運営に当たることとする。 世話人は一日二人体制で担当する。
- 第二条 運営の適正化を共有し、円滑な運営を図るために、二か月に一回のわりあいで世話人会議を開く。
- 第三条 世話人会議は団地社協会長が招集する。
- 第四条 いきいきサロンの営業時間は、原則として午前11時から午後6時までとする。 但し、寒気の季節(11月から翌年3月の間)は午前11時から午後5時までとする。
- 第五条 いきいきサロンの入室料は一人100円とする。但し2階利用の団体については、このほか別 途利用料を300円とする。
- 第五条 いきいきサロン内では、禁煙、禁酒とする。また、飲酒を伴う来訪者については退室を求めることができる。
- 第七条 いきいきサロン内では、来訪者に対して、無料でコーヒー、お茶などを提供する。 このほか、弁当などの持ち込みは来訪者の自由とする。

第八条 サロン内では、音楽の演奏など楽しいミニ催しなどを開催できる。

第九条 サロンの運営等に課題が生じた際には、世話人相互で連絡しあい、団地社協理事会で解決 の道を示す。

第十条 この運営規則は平成19年11月1日から施行する。

この間、冊子『孤独死の課題に挑む』(①②)、冊子『地域フォーラム』、冊子『孤独死の課題に挑む』(③④)、冊子『孤独死の課題に挑む』⑤⑥、冊子『講話集』をつくり、有効に活用しました。

さらに今年の12月10日、常盤平市民センターホールで「孤独死ゼロ作戦」を考えるフォーラム2007を開催へ。

このような経緯を経て、孤独死の課題が全国的に注目されるようになって、平成17年(2005年) 1月19日、自治会長として初めての「孤独死の講演」依頼が寄せられました。お招きくださったのは名古屋市でした。この日、名古屋市内にある熱田文化会館で孤独死対策の事例発表を行いました。中沢のほか7名の団地社協理事も参加。その後、講演依頼が相次ぎ寄せれ、これを契機に北は札幌、南は北九州市に至るまで、全国各地から「中沢講演会」が行われました。その後も「講演」「事例報告」の依頼がつづき、平成19年10月現在でその数24回に及びました。なかでも江戸川大学福祉専門学校と船橋市中央公民館および滋賀県は2年間に2回にわたり「中沢講演会」を開催しました。

平成19年度の9月からの「講演」または「事例報告」は以下の通りです。

中沢理事の「講演」「事例報告」の開催日程

(平成19年1 1月31 日現在)

- 1. 9 月22日(土) 江戸川大学総合福祉専門学校(公開講座兼ね)
- 2. 10 月17日(水) 船橋市中央公民館
- 3.10月21日(日) 白井市役所
- 4.1 1月 7日(水) 神戸文化ホール
- 5.11月9日(金) 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」 参考人報告
- 6.11月16日(金)日本女子大学(授業の一環)
- 7.12月24日(土) 私学会館(狐独死を考えるシンポジウム)
- 8.12月11日(火) 厚生労働省

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティーづくり推進会議」

- 9.12月17日(月)千葉県社会福祉協議会によるシンポジウム(パネリスト中沢卓実)
- 10.1 2月2 1日(金) 淑徳大学(授業の一環)
- 11. 2月 1日(金) 東京23区研修所
- 12. 2月 2日(土) 名古屋シンポジウム
- 13 2月16日(土) 北九州市保健福祉局(14:00~)
- 14. 3月 14 日(金) 君津市公民館(午前講演、午後分科会)
- 15. 4月1 9日(土) 愛知県安城市(講演会)

上記のデーターにも記してあるように、厚生労働省から11月9日と12月11日の2回にわたり「報告依頼」を受け対応しました。このようなことは初めてのことでした。

「事例報告」等のうち1 1月7日、神戸文化ホールで開かれる際の「中沢報告」及び1 1 月9日、厚生 労働省「研究会」での「中沢報告」の骨子は以下の通りです。

神戸文化ホール(大ホール)での「中沢報告」

事例報告「常盤平団地における『孤独死ゼロ作戦』の取り組み」

千葉県松戸市 常盤平団地 自治会会長 中沢 卓実 氏

- 1. 教育の分野にも広がる孤独死の課題
 - ・ 江戸川大学福祉専門学校における授業と今回の福祉フォーラム
 - ・ 文科省が聖徳大学に委託した「孤独死の調査研究」
 - 日本女子大学で講演(11/16)
 - ・ 淑徳大学で講演(12/21)
- 2. 国際的な広がりをみせる傾向
 - 韓国 MBC テレビで放映
 - イギリス『ザ・ガーデアン』紙に掲載(4/17)
 - ロイター通信取材ずみ
- 3. なぜこんなに孤独死の課題が広がるのか
 - ・ 社会的な背景
 - 住民主導で初の事例
 - ・ 地域福祉の重要な課題
 - 孤独死の事例から学ぶ
 - 国も"小さな扉開く"
- 4. 常盤平団地における孤独死ゼロ作戦の取り組み
 - 孤独死を考えるシンポジウムの開催
 - 孤独死110番
 - ・ まつど孤独死予防センター
 - 孤独死の早期発見・早期対応(安否確認等)
 - 「向こう三軒両隣」呼びかけ(通報とあいさつの推進等)
 - ・ 会報「ときわだいら」等の定期発行
 - その他(リーダーの役割)
- 5. 「いきいきサロン」の開設
 - ・ 公団店舗で初の試み
 - ・ 明るい表情に変化(人の和、地域の和)
 - 団体で見学者
 - ・ 知り合い仲間づくりの拠点

6. 孤独死から学んでいかすこと

- ・ 人間「どう死ぬか」それは「どう生きるか」という生き方の課題 関わっていることを再確認
- ・ 人間、命、人生など改めて考えるキッカケに
- ・ 死は選べないが、生き方は選べる
- ・ 人生4つの道のり
- 地域ぐるみで福祉のまちづくり

厚生労働省 これからの地域福祉のあり方に関する研究会 報告(要旨)

常盤平団地自治会 会長 中沢 卓実

2007.11.9 東京•(財)商工会館

地域をまとめるポイント

1. 団地自治会の役員会を月一回定期開催する

- * 役員会の成功が事業活動の成功となり、地域コミュニティー再生の原動力となる。
- * 町会・自治会は、地区や地域を構成している基礎組織である。例えば防災防犯、ゴミ処理など問題処理に当たる地縁組織である。しかも民生委員を推薦する立場にある。それだけでなく、行政と協働しあうパートナーである。
- *「地域空間を共有する人や組織に関する問題を処理する地縁組織である」。 (中田実 名古屋大学名誉教授)
- * 私は「まちづくりの基礎組織」であると考えている。
- * 代議員(各棟から1名の代議員、年3回の代議員会開催)。
- * 棟連絡員(会費集め、回覧等)。
- * 議案書を毎年度つくる。

2. 団地地区社会福祉協議会

- * 理事会を月1回定期開催。
- * 評議員、各団体で構成員。

3. 自治会の会報「ときわだいら」を定期発行

10月号(541号)07.10,10 現在 タブロイド版4ページ・8ページ(毎月全戸配布)

- * 団地社協は会報「福祉ネットワーク」を(年3回発行)
- * 会報は地域ぐるみで行うのに不可欠。
- * 会報の出来栄えにより、その団体の力量がわかる。
- * 団地社協は毎月「事務局ニュース」を発行。

4. 自治会役員と団地社協理事の兼任

- * 課題を共有し、課題の推進となり、地域ぐるみで取り組む推進力となる。
- * 毎月第3金曜日、午後2時理事会、午後7時30分から役員会を定期開催。
- * 両会議とも、報告と議題は7~9項目、実行課題を優先する。

リーダーの役割

1.リーダーが行うこと

- ①大いに汗をかき
- ②時には恥をかき
- ③大いに原稿をかく

実行企画の提案書の原稿

役員会、理事会の会議議題の設定

会報等の原稿

2.トップに欠かせない3つの配慮

①目配り

②気配り

やりすぎることはない。

③思いやり

3.リーダーの役割7つの心得

- ①道を示すこと
- ②企画を立てること(その能力を磨くこと)
- ③一緒にやる配慮
- ④人の悪口を言わない
- ⑤各政党とは公平に
- ⑥やさしく、思いやり(女性役員に対してはこのことが肝心)
- ⑦補って、補ってもらう

現場から学んで生かす(基本姿勢)

- 1. ①現場から学ぶ
 - ②実態から学ぶ

トアイディアーを生みだし

③経験から学ぶ

実行企画を生み出す源である

2. 女性の力を重視する

(昼の主役は女性なり)・(男性より女性が強い)

- 3. 地域住民の「3つの法則」
 - ①関心の高い住民
 - ②中間的な住民
 - ③関心のない住民
- 4. 体験から学んだ心得
 - ①人のよろこびをわがよろこびとする。

それに「やりがい」「生きがい」をもつこと。

人々が与えてくれたよろこび、だと思う。

②「ともに喜ぶのは二倍のよろこび、ともに苦しむのは半分の苦しみ」。

住民に訴える心得

むずかしいことをやさしく やさしいことを深く

深いことを面白く ともに歩む



井上ひさしの心得

むずかしいことを やさしく

--やさしいことを ふかく

ふかいことを ゆかいに

ゆかいなことを まじめに 書くこと

(改訂版) 2006. 8. 1

一常盤平団地一

孤独死ゼロ作戦 (4つの課題)

- 1. 孤独死を発生させる社会的状況を見極める
 - ①高齢化の進展とひとり暮らしの増加
 - ②都市化に伴う近隣関係の希薄化
 - ③核家族化の普偏化(最後はひとり暮らし)
 - ④長期不況とリストラ、失業
- 2. 孤独死の実態把握
 - ①ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」の集約
 - ②事例を深く知り、学んで生かす(事例研究)
 - ③サービス制度、システムの活用
- 3. 8つの対策
 - ①孤独死した場合、早期発見・早期対応
 - ②65歳以上ひとり暮らしへの対応(訪問、助け合い活動、見守り活動、安否確認、 各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等)
 - ④「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用
 - ⑤「向こう三軒両隣り」の呼びかけ(地域コミュニティーの推進)
 - ⑥福祉よろず相談業務の充実
 - の関係団体との連携
 - 8行政との協働と役割分担
- 4. いきいき人生への啓蒙、啓発
 - ①地域福祉の事業活動への参加
 - ②「いきいきサロン」の運営と地域住民の利用
 - ③「とじこもり」、をなくし、出会いの奨励
 - ④「あいさつ」運動の呼びかけ
 - ⑤仲間づくりへの配慮
 - ⑥ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究
 - の配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし
 - ⑧「死への準備教育」の研究(死をタブー視しない)
 - ⑨「快食」快便」快眠」の奨励
 - ⑩その人に見合う運動、スポーツの実行
 - の生活習慣病の予防
 - ⑫その他

『あいさつ』推進標語

松戸市長賞

あいさつで 明るいきずな 結ぶまち

松戸市議会議長賞

あいさつで 築く人の和 地域の和

松戸市教育長賞

あいさつが育む明るいまちづくり

松戸市社会福祉協議会賞

こんにちは! まちの絆は 笑顔から

都市機構干葉地域支社賞

あいさつと 対話で育む まちづくり

松戸市政協力委員連合会会長賞

こんにちは 一声かけて 助け合い

常盤平団地自治会会長賞

あいさつは 明るい社会の 第一歩

常盤平団地地区社会福祉協議会会長賞

あいさつで 孤独死ゼロの 街づくり

常盤平団地代議員会議長賞

あいさつが 行きかう笑顔の まちづくり

あいさつは「孤独死ゼロ」の第一歩

平成17年度 孤独死関連・報道/講演/活動日誌 2005.4.1~2006.3.31

期日	時間	内 容	会場
3月22日(火)	,	滋賀県社協講演「フォーラム」講師・中沢卓実	草津市
5月28日(土)		常盤平団地入居45周年記念 まちづくりシンポジゥム	
7月23日(土))	第27回「老人福祉問題全国研究会」事例報告·中沢卓実)	札幌市
8月4日(木))	佐倉市社協へ「孤独死ゼロ作戦」事例研究報告・中沢卓実	千葉県佐倉市
8月24日(水))	冊子①②発行 常盤平団地「孤独死ゼロ作戦に挑む」発刊	
9月7日(水))	浦安市社協「ホームヘルプ事業立ち上げについて視察・交流会	団地社協
9月14日(水)	県社協主催「17年度市町村社協相談事業研究協議会」報告	千葉市
9月24日(土)	NHKスペシャル・放映「ひとり団地の一室で・・・」	
10月2日(日)	みさと団地講演会「孤独死のゼロ作戦に挑む」講師・中沢	埼玉県
10月13日(木)	ニッポン放送・「常盤平団地孤独死の課題」放送	
10月20日(木	.)	船橋市自連協・船橋市社協講演「孤独死ゼロ作戦に挑む」中沢	船橋市
11月23日(木	.)	テレビ朝日取材「孤独死ゼロ作戦について」	11月28日放映
12月13日(火	.)	コアラテレビ ニュース「地域福祉フォーラム」の予告	12月17日放映
12月14日(水	()	FM. NHK千葉支局「孤独死ゼロ作戦」について生放送出演・中沢	千葉市
12月17日 (土	(:)	市社協主催「孤独死ゼロ作戦地域福祉フォーラム」実践報告・中沢	松戸市民会館
1月28日(土	:)	葛飾区NPOワーカーズコープ講演「孤独死ゼロ作戦」講師・中沢	東京都
. 1月29日(日	1)	藤心地区へ 講演「孤独死ゼロ作戦」講師・中沢卓実	柏市
2月14日(火	()	「東集会所の青少年育成会議」・「みんなで守ろう通学路」会議	
2月15日(水)	北海道新聞より取材「孤独死ゼロ作戦」について	2/15掲載
2月24日(金	ž)	世田谷区烏山地域社協より来所 視察・研修・交流会	団地社協
3月1日(オ	<)	読売新聞より取材「孤独死ゼロ作戦」について	3/14掲載
3月28日(火	()	TBSラジオより取材 3/28の「ふれあい会食会」	4/12放送
3月29日(기	()	決起総会「みんなで守ろう通学路」	第一小前

平成18年度 孤独死関連・報道/講演/活動日誌 2006.4.1~2007.3.31①

期	日	時間	内容	会場
4月10日	(月)		「みんなで守ろう通学路」激励会を開催	常1小玄関前
4月10日	(月)		共同通信(孤独死取材)	団地社協
4月12日	(水)		「孤独死ゴミ問題」三者協定調印式	市役所 .
4月23日	(日)	7:40~8:10	TBSラジオ(中村メイコ放送)中沢会長	
5月8日	(土)		東京新聞社へ感想文送付(5月7日付記事について)	
5月15日	(月)	-	宮崎県福祉保健部高齢者対策課 金子洋二氏 来所	団地社協
5月18日	(木)	5:40~6:00	TBSラジオ(生島ヒロシのいきいき生活」放送 中沢会長	
5月18日	(木)		全国民生委員協議会広報紙「ひろば」取材依頼	
5月25日	(木)	10:00~12:00	池袋立教高校生10名来所(孤独死の勉強会)中沢・大嶋・坂井	団地社協
5月25日	(木)		県立六実高校教諭来所(資料収集)	団地社協
6月15日	(木)		平成17年孤独死者人数調査発表	市高齢者福祉課
6月25日	(日)	10:00~15:00	第11回常盤平団地福祉フェア開催	市民センター
6月28日	(水)		流山市見田地区より研修来所	団地社協
6月29日	(木)		テレビ朝日(スーパーモーニング)放映	
6月30日	(金)		全国民生委員協議会広報紙「ひろば」7月号に孤独死掲載	
7月7日	(金)		ワシントンポスト紙取材(東アジア総局長)アントニー・ファイオラ氏	団地社協
7月11日	(火)		宮崎県福祉保健部高齢者対策課(金子洋士氏)来所	団地社協
7月12日	(水)		共同通信社会部(孤独死関連取材)中沢会長	
7月28日	(金)	13:40~13:55	松戸市の市長説明(厚労省陳情の件、事前報告)中沢	市役所
8月3日	(木)		市内県立高校教諭研修会(講師·中沢)	松戸市博物館
8月11日	(金)	<u> </u>	団地社協理事会(現地取材、フジテレビ)	団地社協
8月22日	(火)		松戸市記者クラブ(厚労省陳情の件事前記者会見)	市役所(記者クラブ)
8月23日	(水)		川崎二郎厚労大臣へ陳情書提出(渡辺衆議院議員と同行)	厚労省
			陳情書提出(厚労省記者クラブ会見報告)	
8月28日	(月)		世田谷区社協「地区社協の立ち上げについて」講演会	世田谷区
9月1日	(金)	13:30~15:30	団地タウンミーテング(団地社協主催)	市民センター
9月15日	(金)		第2弾冊子「孤独死ゼロ作戦」③④」発行	
9月22日	(金)		葛飾区民生児童委員協議会研修·交流会	テクノプラザ
9月18日	(月)		第38回常盤平団地敬老の集い開催	市民センター、
9月20日	1 (水))	ザー・ガーデァン紙取材(英国)	団地社協

平成18年度 孤独死関連・報道/講演/活動日誌 2006.4.1~2007.3.31②

10月3日	(火)		平成18年度「市政懇談会」を開催 7	市民センター
10月4日	(水)	3	工戸川大学総合福祉専門学校「孤独死関連」「中沢講演」	充山市
10月7日	(土)	1	NHK「地方の時代」映像賞〔グランプリ)受賞式	奇玉県·国際大学
10月17日	(火)	-	「BSテレビ、日本テレビ、読売新聞取材	団地社協
10月27日	(金)	2	新宿区主催「孤独死シンポジウム」パネリスト中沢理事	新宿区
10月31日	(火)	1	県立医療技術大学福祉学科川瀬早貴氏来所(資料収集)	団地社協
11月1日	(水)		日本テレビ取材(再取材11/29)	団地社協
11月7日	(火)		八千代市社協「サロン視察研修」来所	団地社協
11月13日	(月)		滋賀県大津市社協「孤独死ゼロ作戦」実践・事例講演会	草津市
11月25日	(土)		東京新聞取材	団地社協
11月30日	(木)		雑誌「いきいき」編集部記者取材	団地社協
· 12月2日	(土)		日本住宅会議シンポジウム(報告・中沢会長)	
12月13日	(水)		第4回都民児協連合会高齢福祉部会(講演·中沢会長)	千代田区
12月19日	(火)		テレビ朝日取材(老齢介護の実態)	大嶋会長
12月21日	(木)		都·北区区議会議員(視察来所)2名	団地社協
1月19日	(金)		韓国MBCテレビ、フジテレビ、TBS(団地内取材)	団地社協
2月2日	(金)		銚子市高齢者福祉課、民児協(視察、研修来所)	団地社協
2月9日	(金)	-	韓国MBCテレビ放映	
2月14日	(水)	·	少子高齢化等対応活性化に関する協議会開催	団地社協
2月16日	(金)	21:00~22:00	韓国MBCテレビ放映	韓国ソウル市
2月19日	(月)		NPO法人LPガスIT推進協議会(中沢報告)	
2月22日	(木)		経済産業省(いきいきサロン関連)要請	港区
3月2日	(金)		北九州市戸畑区まちづくり推進課 来所(資料収集)	団地社協
3月3日	(土)		多摩市NPO法人「見守り活動とサロン運営」について合同研修	永山公民館
3月6日	1(火)		北九州市若松区社協「事例報告」講師·中沢会長	北九州市
3月14日	1 (水)		沖縄県議会議員「視察研修」5名来所	団地社協
3月15日	1(木)	,	三菱総合研究所「視察研修」4名来所	団地社協
3月16日	3 (金)	10:00~1200	鴨川市東条地区社協〔合同研修会)	特別会議室
3月16日	3 (金	14:00~16:00	広島市東京事務所主幹(資料収集、懇談)	団地社協
3月19日	3 (月)	TBSテレビ「みのもんたの朝ズバリ放映」(孤独死ゼロ作戦)
3月29日	3 (木		羽衣国際大学(堺市)研修来所(新井康友氏)	団地社協
3月30日	3 (金) 10:00~1200	月刊「マネジメント」編集部(資料収集その他)清水久美子氏取材	団地社協
3月30日	3 (金) 14:00~16:00	ハンガリー・ブタペスト(都市計画研究所)視察研修で来所	団地社協

平成19年度 孤独死関連・報道/講演/活動日誌 2007.4.1~2008.3.31①

期日		時 間	1	为	容	会	場
4月10日(ジ	ं)		干第	を日報「高齢者の孤立を防ぐには」掲載			
4月15日(日	3)		۲۷۱	きいきサロン」青空パーティ開催(サロン	開所式)	ふれあい	広場
4月15日(B	1)		同」	こ、TBSテレビ、日本テレビ、コアラテレヒ	ご取材	ふれあい	広場
5月10日(オ	k)		「月	刊・マネージメント」に孤独死掲載(4ペー	-ジ)		
5月27日(日	∃)		第-	-回常盤平けやきまつり開催(コアラテレ	ビ取材)	ふれあい	広場
5月31日 (オ	k)		朝日	日新聞(いきいきサロン)掲載			
.6月1日(金	金)		産組	圣新聞(編集記者、村上有紀氏取材来所	ī	団地社協	
6月5日(2	火)		月刊	引·介護保健 行田武志氏 取材来所(8	月掲載予定)	団地社協	
6月6日(2	水)		鎌	r谷市中央地区社協5名サロン視察交流	で来所	団地社協	
6月9日(:	±)		週	刊東洋経済 孤独死防止の記事掲載			
6月12日(火)		白	井市第1、第2小学区社協(40名)サロン	視察研修来所	いきいき	ナロン
6月22日(金)		産	経新聞(いきいきサロン・孤独死)掲載			
6月26日(土)		埼	玉県宮代町民児協(50名)視察研修でき	长 所	いきいき	サロン
6月30日(土)		TE	Sラジオ「いきいきサロン」を放送			
7月3日(火)		中	央法規出版社来所(樋口恵子氏、伊藤引	4氏)	いきいき	サロン
7月3日(火)	·	読	売新聞本社編集局地方部(記者、河合1	E人氏)取材	いきいき	サロン
7月12日(木)	•	南	房総市地区社協(18名)視察研修で来南	听	いきいき	サロン
7月19日(木)		岐	阜県住宅供給公社サロン視察研修で来	所	団地社協	B
7月19日(木)		日	本経済新聞編集局経済部(記者、森本学	学氏)取材	団地社協	3.
7月19日((木)		聖	徳大学(准教授·川口一美氏、講師·福」	川康友氏)来所	団地社協	3
7月20日((金)		韓	国、カトリック言語大学(学生3名)孤独死の	課題取材来所	いきいき	サロン
7月20日((金)	22:00~	-23:00 テ	レビ朝日(ニュースステーション)年金と	瓜独死放映		
7月20日	(金)		東	京新聞(中沢会長インタービュー)掲載			
7月25日	(水)		月	刊·介護保健 No.138号「孤独死」を掲載			
8月2日	(木)		市	社協主催「タウンミーテング、サマーセミナー	-」(報告者中沢)	市民会館	窟
8月2日	(木)		Г	とり誰にも看取られず」単行本発刊(NHK)	取材班・佐々木とく	子氏)	
8月4日	(土)		中	央公論社(中西記者)孤独死取材		まいふな	編集局
8月4日	(土)		注	政大学社会学部(大谷崇人氏その他3:	名)研修来所	団地社	勃加
8月7日	(火)		E	イター通信(佐野日出之氏)取材来所		いきいき	サロン
8月8日	(水)	,	,,,,, ,	正大学(武田宏子氏)、日本赤十字看護大	学(佐々木愛氏)	団地社	カカ
//	(水)		E	1本社会事業大学(石渡理恵氏)3氏研修	多取材来所	団地社	动
8月9日	(木)		寛	三一小(北川、青木2氏)実習来所(各一)	目)	団地社	加加
8月9日	(木)		F	日本福祉大学 内山学氏 視察研修で来	:所	団地社	協
8月9日	(木)		清	双德大学 准教授 結城康博氏 視察研	修で来所	団地社	劦

平成19年度 孤独死関連 報道/講演/活動日誌 2007.4.1~2008.3.31②

8月10日 (金)		聖徳大学(高尾教授、他2名)団地社協理事会を傍聴	団地社協
8月21日(火)		大正大学社会福祉学部(高原英幸氏その他4名)	団地社協
8月22日 (水)		新宿区高齢者サービス課(横田氏その他6名)来所	団地社協
8月31日 (金)		船橋市湊町地区社協「いきいきサロン」見学研修	いきいきサロン
9月11日 (火)		ノンフィクションライター 大村真人氏取材	いきいきサロン
9月12日(水)	·	テレビ朝日取材 放映9/17(16:50~)	
9月21日(金)		毎日放送(NBS)取材 報道局ニュースセンター 記者・伊佐治整	団地社協
9月22日 (土)	•	「福祉フォーラムinえどせん」江戸川大学総合福祉専門学校へ講	江戸川大学
9月27日(木)		朝日新聞生活文化部阿久沢氏取材(掲載10/8~6回)	団地社協
10月17日 (水)		船橋市自治会連合会講演(孤独死の課題と自治会の役割)	船橋市
10月21日 (日)		白井市自治連合会講演会 講師 中沢卓実	白井市
11月7日 (水)		神戸市社協·神戸市民事協講演 講師·中沢卓実	神戸文化ホール
11月9日 (金)		厚労省(援護局主催/勉強会」参考人報告·中沢卓実	東京都
11月15日 (木)		冊子「講話集」の発刊	
11月16日(金)	1	日本女子大学人間社会学部副専攻部会·講演中沢卓実	川崎市

平成19年度 予定されている孤独死関連の講演等

11月24日 (土)	.	日本学際会議シンポジウム パネリスト・中沢卓実	東京都
11月26日 (月)		長野市川中島地区社協 来所 視察・研修・交流	いきいきサロン
12月1日 (土)		新宿区主催・「孤独死を考えるシンポジゥム」に参加8名	東京都
12月3日(月)		東海村社協・東海村在宅福祉支援サークル連絡会視察・研修	いきいきサロン
12月10日 (月)		「孤独死ゼロ作戦を考えるフォーラム2007」開催	(常盛平市民センター)
12月11日 (火)		市社協主催第25回 「松戸市福祉大会」参加	松戸市民会館
12月17日(月)		県主催H19年度第1回「千葉県地域福祉フォーラム」参加	千葉市
12月21日 (金)		淑徳大学千葉キャンパス 講演「死について」中沢卓実	干葉市
2月2日 (土)		名古屋市シンポジウム(パネリスト中沢卓実)	名古屋市
2月13日 (水)		柏市・大津が丘社協来所 いきいきサロン視察・研修	いきいきサロン
2月16日 (土)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	北九州市保健福祉局へ(事例報告・中沢)	北九州市
3月14日 (金)		周西公民館「公民館の集い講演」講師・中沢卓実	君津市
3月29日 (土)		愛西市「愛西市孤立死ゼロ・モデル事業」事例報告	愛知県
4月19日 (月)		安城市 仮称「孤立死モデル事業講演会」講師・中沢卓実	愛知県
	-		

「孤独死ゼロ作戦」の成果

この5年間、本格的に「孤独死ゼロ作戦」に取り組み、その結果、成果は次ぎ の通りです。

1. まつど孤独死予防センター設置

「孤独死ゼロ作戦」を重要なテーマとして「まつど孤独死予防センター」を設置したことです。このセンターを設けたことにより、団地社協事務所と併用し、従来の約4倍広い 43.7 mの広さのオフィスを構え、相談業務の拡充、来客への対応、見守り、安否確認の機能を高め、全般的な地域福祉の推進に貢献しています。

2. 孤独死ゼロ作戦を提起

数多くの孤独死の課題に取り組む中で、その経験を生かし「孤独死ゼロ作戦」(4つの課題)を策定しました。この作戦は「孤独死を生む社会的な背景」「その実態把握」「取り組み課題」のほか「いきいき人生への啓発」を明記し、「どう死ぬか、それはどう生きるかという生き方」を示すことになり、孤独死ゼロをめざす方針となっています。その内容は団地における地域ぐるみで福祉の推進を図る方針の一環となっています。

3. いきいきサロンの開設

孤独死ゼロ作戦の一環として中央商店街に店舗を借りて、「いきいきサロン」を開設しました。この開設は、都市機構初の試みとなりました。

このサロンの開設により、住民の"憩いのひろば"となり、人々の交流、ふれあいと 仲間づくりのサロンという役割を果たしています。

4. 会報「ときわだいら」の紙面を重視

自治会の会報「ときわだいら」は毎月定期発行して、45年の実績をもっています。 この間、いちども欠かすことなく発行。この会報の紙面において、孤独死の取り組み課題をその都度、重視して、「地域ぐるみゼロ作戦」に努めました。

団地社協は『福祉ネットワーク』を発行。理事会の開催の都度「事務局ニュース」を つくり「みんなで課題を共有しあって、みんなで歩む」配慮を行いました。

また、団地自治会のホームページには、孤独死ゼロ作戦の取り組みを発信しました。

5. 自治会、団地社協、民生委員の一体化

孤独死の課題という「深く、広く、地域住民相互の取り組み」を展開するに際して、 その地区をささえている自治会、団地社協、民生委員の一体感でもって対応すること が不可欠となります。

この三団体の役員をそれぞれ兼任することにより、共通の理解を深め、課題についてチャレンジしたほか、他の事業活動の活性化を図ることにもなりました。このことは地域住民の信用と安心を高めることにもなっています。

6. 孤独死対策は地域福祉の究極の課題

一般的に「死」については、僧侶とか葬儀屋さんの領域であり、個人の問題として 捉えています。が、孤独死の課題に取り組むことにより「孤独死の課題を地域福祉の究 極の課題」として捉えました。いわば死は生のカガミであるという視点 に立つということの重要性を改めて再確認できました。

7. あいさつ推進標語を普及

孤独死やその予備軍をなくするには、つきつめて学んだことは、「あいさつ」するという生活習慣を身につけることを改めて知りました。なんといっても、人生の幸せづくりは「あいさつに始まってあいさつで終わる」ことを再認識できました。やはり「あいさつは孤独死ゼロの第一歩」を実感しました。「あいさつ」「感謝」「ささえあい」は福祉の心でまちづくりに通じることも理解できました。

8. マスコミ関係者の理解と協力

常盤平団地が地域ぐるみで孤独死の課題に次々と挑み、孤独死に適切に対応。その都度、新聞、テレビ、ラジオから各種の雑誌、会報に至るまで、この課題が取り上げらました。まさに私たちへの"応援団"の役割を果たしていただきました。全国にこの取り組みが広がったものも、あるいは厚労省に私たちの声が届いて、同省がこの"トビラ"を開く契機となったのも「報道のおかげ」です。いまでは単行本の分野にまで広がりを示すことになっています。

9. 講演、事例報告も相次ぐ

3年前から、孤独死の取り組みについて、講演、事例報告の要請が相次ぎ、まったく 想定外のことでした。その要請は札幌から北九州まで、各地から寄せられています。この要請は厚労省の「勉強会」「推進会議」からも寄せられ、可能な限り、要請に応え てきました。

これからもさらに「お招き」を受けることになるでしょう。

10. 教育の分野からも注目

孤独死の課題は、いまでは教育の分野からも注目されています。文科省が今年、聖徳 大学に対して、「孤独死について調査研究」を委託しました。江戸川大学福祉専門学校、 淑徳大学、日本女子大学で「授業の一環」として「中沢講演」を実施しました。

社会福祉科等の学生の間でこの孤独死の課題が関心を呼ぶようになっています。 ここでも「死は生のカガミ」を証明しているといえるでしょう。

以上、大きな成果として10項目についてまとめました。いずれにせよ「地域がまとまって努力」した成果です。それを「地域力」というなら、地域力を強めることにより 孤独死の課題も含め、地域福祉の全般的な推進と自治会活動及びコミュティの再生についても有効に実りあるものにすることができることを実感しました。

「孤独死ゼロ作戦」が全国的に広がりをもって注目されている中、阪急コミニュケーションズから孤独死の単行本『ひとり団地の一室で…』が発刊されました。この本の書評が日本経済新聞と「赤旗」に掲載されました。

このほか話の泉社から単行本『孤独死ゼロ作戦 中沢講話集』、平凡社から『孤独死の単行本』が発行されることになっています。このように単行本の分野にも孤独死の課題が広がりを示しています。この11月号『中央公論』にフリーライター佐々木とく子さんによる「孤独死の大量発生が止まらない」をテーマに8ページにわたり掲載されました。

今後の取り組み課題

1. 「孤独死ゼロ作戦」(4つの課題)の推進

4つの課題のうち、孤独死を発生させる社会的な背景を踏まえ、孤独死の実態 把握に努め、「8つの対策」のそれぞれの項目ごとの課題について積極的に取り組み ます。

そして、「死は生のカガミ」という視点に立って「いきいき人生の啓発」の課題を 地域ぐるみで推進するように、全力で取り組みます。

2. 「10項目の成果」をさらに発展

「10項目」の成果ついて、それぞれの継続と発展に努めます。

3. 地域包括支援センターの事業と連携強化

介護予防に欠かせないのが地域包括支援センターによる事業です。地域内の在宅 介護支援センターと連携を深め推進します。

4. 「みんなで考え、みんなで歩む」視点を重視

「ひとりはみんなのために、みんなはひとりために」という地域における「ささえあい」「助けあい」の関係を深め、「思いやり福祉の心でまちづくり」に努めます。 その第一歩はまず「あいさつの推進」から。これを地域福祉の原点と捉え、積極的に 奨励します。

5. 行政と市社協、団地社協の協働

県の「地域福祉支援計画」、松戸市の「地域福祉計画」松戸市社会福祉協議会の 「地域福祉活動計画」(第三次)を踏まえ、協働の関係を重視します。

(次ページから関係資料)

別館の意刻の意道図

団地社協・民生委員・団地自治会一体感で対応

集

団地社協事務局の拡充 毎月(第2金曜日)理事会を開催 (まつど孤独死予防センター) 自治会会報「ときわだいら」 毎月全戸配布(両駅掲示) 相談事業 対面相談・電話相談 団地社協の会報 「福祉ネットワーク」も発行 あんしん登録カードの活用 安否確認 ①見守り助け合い ②訪問活動 孤独死から学んで対策へ ③電話確認 シンポジウムの開催等 市行政·都市機構消防署·警察署 各地から講演依頼 新聞販売店と協定 孤独死関連の 冊子発行 カギ専門店と覚書 マスコミへの取材協力(執筆) 環境協業組合と ゴミ処理の覚書 (2ページ参照)

孤独死ゼロ作戦(4つの課題)

- (1)孤独死を発生させる社会的状況を見極める(4項目)
- (2)孤独死の実態把握(3項目)
- (3)8つの対策(8項目)
- (4)いきいき人生への啓蒙、啓発(12項目)

常盤平団地

助け合い見守り活動のポイント

1. 団地のベランダは家庭のカガミ

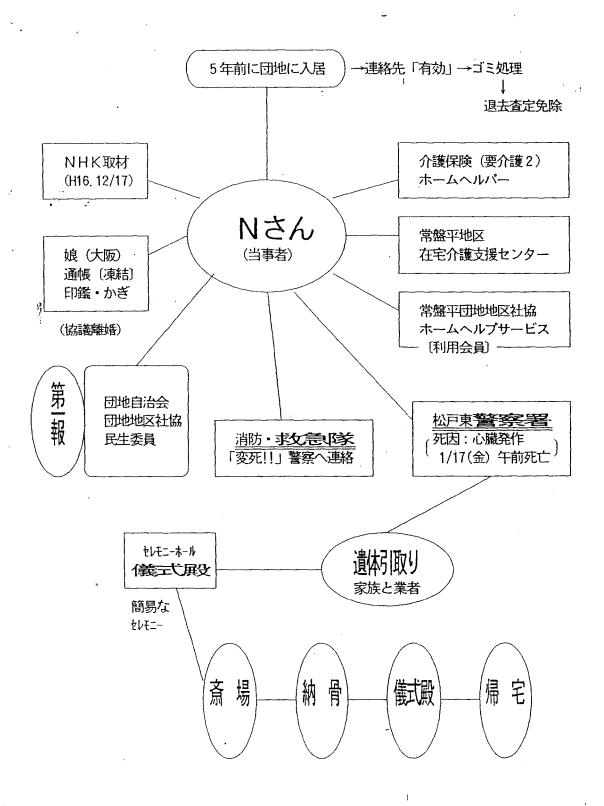
- ①洗濯物の有無で判断
- ②物干しにより、子どものいる家庭か、二人(夫婦・親子)世帯か、 ひとり暮らし世帯か判断できる
- ③長い間、洗濯物を干していないと要注意
- ④「要注意」のベランダに「訪問」・「電話」などで安否確認を

2. 郵便受けが「不在宅」を証明

- ①郵便受けにチラシや新聞がたまっているポストは長期不在か、 寝たきりであるか、要注意
- ②ポストが常にアイているところは心配なし
- ③チラシがたまっているポスト宅に声をかけてみる。または、最寄り の民生・児童委員に連絡
- 3.「変だと思ったら」「異変に気づいたら」団地 社協または「孤独死110番」へ連絡
- 4. 見守りに限らず「あいさつ」「声かけ」を実行
- 5. 市からの要請宅、ひとり暮らし宅、困っている 家庭に対して、「見守り」「訪問」「電話」をか けるなどして安否を確認

早期発見孤独死関連図

《Nさん・男性・一人ぐらし・12月17日(金)に孤独死・その午前に死亡》



団地社協

事務局

Na.112 19年11月13日

常盤平団地地区社会福祉協議会

松戸市常盤平3-3(市民センター内) **FAX • 25**047 (387) 1561

☆団地社協理事会を開催

会長と市社協の中崎友之主事も同席。中崎主事によって「あ いさつ唱和」から始めました。 団地社協は11月13日(火)午後2時から、市民センタ 特別会議室で、総括理事会を開催。団地自治会の水嶋副

☆事業・研修の経過報告

10月17日(水)船橋市自治連合会 講演

「孤独死の課題と自治会の役割」講師・中沢卓実氏 19 年度常盤平団地地区・市政懇談会

10月18日(木) いきいきサロン 世話人会議

10月21日(日)白井市自治連合会 講演10月20日(土)いきいき大学

10月22日 (月) 熊本日日新聞 「孤独死の課題と自治会の役割」講師・中沢卓実氏 掲載

「高齢者の孤独死を防げ!」社会部次長・本田清悟氏取材

10月30日 (火) 日本社会事業大10月30日 (火) ホームヘルプ例10月24日 (水) ふれあいサロン ホームヘルプ例会

日本社会事業大学 4 年生 研修来所

10月31日(水)筑紫哲也版 23 · 放映 23 時 滝田はるか・木伏朋久さん

「団地の魅力と孤独死」

11月7日(水)神戸市社協・神11月2日(金)ふれあい会食会 神戸市社協・神戸市民児協

11月9日 (金) 厚労省の社会援護局で現状報告と事例報告 「19 年度地域見守り活動」講師・中沢卓実氏

報告者・中沢卓実氏

月12日(木)本の泉社 社長・比留川 洋氏来所 「これからの地域福祉の在り方に関する勉強会」において

中沢卓実氏と単行本発行について打ち合わせのため

月13日(金)団地社協・理事会 ※ 毎週水曜日午前10時~正午(福祉よろず対面相談)

☆各委員会の報告(詳細は11月10号「ときわだいら」に) 10月18日 に変更するなどの運営規則を話し合い。 ⅓ からサロン2 階の団体利用料ほか閉店時間を5時 いきいきサロン世話人会議

10 月 20 日 いきいき大学

「テレビの裏話&歯にやさしいメニュー」

10月24日 ふれあいサロン 講師・ジャー 快よい秋の日に参加者も多く季節外れの「蝶々」の作成 ーナリスト 菅原修氏 和やかな対話式授業に。

10月30日 (火) ホームヘルプ例会

に楽しい2時間が過ぎました。

ス」に施設見学。お遊戯の見学・施設の説明を。 今回は、さくら通りの在宅介護支援センター「カムアロ

11月2日

歌と踊りに参加者の表情がほころびました。 豪華な雰囲気で給食をいただいた後、児童たちによる 食事の講座室には白いテーブルセンターに赤い花と

☆中沢理事の講演・事例報告

11月16日(金)日本女子大学(授業の一環)

11月24日(土) 私学会館(孤独死を考えるシンポ)

12月11日(火)厚生労働省

「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティーづくり推進会議」

12 月17 日(月)千葉県社協シンポジゥム

12月21日(金) 淑徳大学(授業の一環)

2月1日(金)東京3区研修所

2月2日 (土) 名古屋市シンポジゥム

2月16日(土)北九州市保健福祉局 3月14日(金) 君津市公民館(午前講演・午後分科会)

4月19日(土)愛知県安城市 講演

☆歳末ふれあい広場(もちつき大会)共催

☆「孤独死ゼロ作戦」を考えるフォーラム 2007 午前10時から開催。 おいしいトン汁・おしるこの販売、 もちつき・フリーマーケットなど。皆様ご参加ください。 12 月2 日(日)に中央商店会の「しあわせ広場」で

第2 部・基調報告、第3 部・シンポジゥム。終了後に反省 オーラム 201 」を開催します。第1 部・民生児童委員の交代、 会と望年会を開催。 12月10日(月)午後 2 時から常盤平市民ホールで「フ

☆民生児童委員 新任・退任(次期役職)

氏、ほか役職・新任退任は12月10日のフォーラムで紹介。 新任の役職として新会長に野元敏子氏・副会長に高山芳子

☆冊子「講和集」の発行

松戸・新宿区・江戸専・船橋での講演、見守り活動のポイン 部15円にて団地社協で取り扱います。 口作戦(4つの課題)、孤独死対策の関連図、ほか滋賀県・ トなどを載せたもの。今回の発行は市の助成の対象外で1 11月16日(金)に「講和集」を発行しました。 孤独死ゼ

☆ 「孤独死ゼロ作戦」 5 年目の総括のプレス発表

☆単行本を世に出す 戦」 5 年目の総括を発表しました。これ迄の経験と教訓を そして成果をまとめ、いきいきサロンの紹介、今後の活動を。 11月20日(火)松戸記者クラブにおいて「孤独死ゼロ作

来年2月に発行。中沢卓実著・結城康博監修。 せは団地社協または「本の泉社」電話3・5%・8州まで。 命の尊さを大切にする活動としてその詳細を単行本にし、 お問い合わ

※次回の理事会と総括委員会

12 月14 日(金)午後2 時より支所コミュニティー室で開催







松戸署

1 0

5

7

3

3

1

1

0

0

21

194

46

男

松戸署

性

松戸東署

1

7

2

7

6

5

2

0

0

0

30

106

13

性

松戸東署

(警察別)

年齢階層

50~54歳

55~59歳

60~64歳

65~69歳

70~74歳

75~79歳

80~84歳

85~89歳

90~94歳

95歳以上

全体数

年

平成15年

計

平成18年 松戸市内年齢階層別孤独死人数状況

女

0

1

1

2

1

4

1

1 0

11

114

女

16

松戸署

松戸署

性

松戸東署

0

0

1

1

2

5

1

0

0

10

60

15

性

松戸東署

松戸署

0

6

8

5

4

5

2

1

0

32

308

62

松戸署

1 0 72 474 計 90 95 102 72

43 25 10 60 17 平成16年 17 21 71 50 14 平成17年 21 30 11 32 平成18年 男女別 それを公表しました。 男 71%

長の話、「孤独死の課題が

鈴木貞夫健康福祉本部

マスコミ報道はもとより厚労省が今年度から孤独死について「孤立死防止推 進事業」を全国的に推進しています。この「孤独死対策」の普遍化により、松戸市 がこのほど公表したデータによると、「初めてその数が減少」していることが明 らかになりました。松戸市と常盤平団地地区社協が5月18日、プレス発表して

平成18.1.1~12.31(2006年)

7

2.

8

7

7

7

1

0

0

40

166

28

35

31

40

合

がこのほど公表されました。 18年「市内の孤独死人数 東警察の両署による平成

計

松戸東署

合 計 2

7

8

16

12

11

12

3

計

松戸東署

独死の減少は「いい傾向 のいわゆる「中年層」の孤 数が30%も減少しました。 特に50歳から64歳まで まだ働き盛りの中年

18年には初めて孤独死の **漸増していましたが、平成** 去3回連続して孤独死が もので、これによると、過 から毎年、公表されている このデータは平成15 初の減少傾向

術策」が功を奏したことで のケースとして注目され 公表。これは全国で初めて ことがいえることになり 諸計画の中に盛り込み、50 あるなら、全国的にも同じ **威からそのデータを集計し、** 松戸市ではこの課題を もし、中年層の「自己防 データは全国初

要請を受け、松戸警察・同 国的に注目されています。 る「孤独死ゼロ作戦」が全 松戸市内で取り組んでい 孤独死の「ゼロ作戦」-松戸市健康福祉本部の

展開。その結果、孤独死の 普及したのが要因とみら 中年層の「自己防衛策」が 対策が一般的に知れ渡り、

防止推進事業」を全国的に 考えられるのは、新聞、テ も今年度からこの「孤立死 ディアの報道により、孤独 レビ、ラジオ、雑誌等のメ 死対策が報じられ、厚労省 その減少の要因として

より 30%減

少したことはよろこばし に至り、その数が大幅に減 両警察署のご協力により、

ています。本市においては に欠かせない課題となっ 中·高齢者対象の福祉対策 全国的に広がり、いまでは

表していますが、平成18年 毎年、孤独死のデータを公

孤独死が年々増加していると思いきや、平成18年は、その前の 「102」より約30%も孤独死が減少して注目されました。松戸社協 の会報『まつど社協だより』もこれを報道しました。

29

中沢理事の「講演」「事例報告」の開催日程

下記は平成19年度の9月からの「講演」または「事例報告」です。

(平成19年1 1月31 日現在)

- 1. 9 月22日(土) 江戸川大学総合福祉専門学校(公開講座兼ね)
- 2.10月17日(水) 船橋市中央公民館
- 3.10月21日(日) 白井市役所
- 4.1 1月 7日(水) 神戸文化ホール
- 5.11月9日(金) 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」 参考人発言(中沢卓実)
- 6.11月16日(金) 日本女子大学(授業の一環)
- 7.12月24日(土) 私学会館(孤独死を考えるシンポジウム)
- 8.12月11日(火) 厚生労働省

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティーづくり推進会議」

- 9. 12 月17日(月)千葉県社会福祉協議会によるシンポジウム
 - (パネリスト中沢卓実)
- 10.1 2月21日(金) 淑徳大学(授業の一環)
- 11. 2月 1日(金) 東京23区研修所
- 12. 2月 2日(土) 名古屋シンポジウム -
- 13 2月16日(土) 北九州市保健福祉局(14:00~)
- 14.3月14日(金) 君津市公民館(午前講演、午後分科会)
- 15. 4月1 9日(土) 愛知県安城市(講演会)



高齢化が急速に進むなか、高齢者はもとより中高年にも「孤独死」が発見され、大きな社会問題となってきています。こうしたなかで、常盤平団地の「孤独死ゼロ作戦」は、命の尊さを大切にする活動として全国的に知られる先進的な取り組みとなっております。その詳細を単行本として世に出す意義は大きいと考えます。

●著者紹介

中沢卓実(なかざわ たくみ) 常盤平団地自治会会長 結城康博(ゆうき やすひろ) 淑徳大学准教授

判形●A5判 予価●1300円+税

* お問い合わせは「本の泉社」 〒113-0033東京都文京区本郷2-25-6 TELO3-5800-8494 FAXO3-5800-5353 URL:http://www.honnoizumi.co.jp

Contents

第二章 孤独死対策における第三章 孤独死対策における第三章 孤独死対策の実践報告第四章 どう死ぬか、それはどう生きるか どう生きるか 一一時の朗読

はじめ

08年2月発行予定!事前予約はFAXで

発売 予価 予約 注文部数 住所 ₹ 注 本の泉社 年 結城康博中沢卓実 文 氏名 月 書 番線 電話番号 日 1 31 :周い合わせ:03-6910-2556 広告のご用命:043-225-641

中央区栄町本店 -222-2463 3

松戸の常盤平団地対策取り組み





きこもりがちな人たちの その一環として、

引



くつろいでいる [いき ―いずれも松戸市で 利用者たちが いきサロン』

死後四カ月で一と、孤独 おり、近所付き合いもな から孤独死問題に取り組 死が相次いだ。 った。さらにその一年後 く誰も異変に気づかなか んだ。▽緊急通報体 地区社協は、〇二年五日 口座から引き落とされて には、五十七歳の男性が 衝撃を受けた自治会と

> 大規模住宅団地 完整平団地

者・単身世帯が緊急連 聞販売店との協定▽高齢 住者の異変を連絡する新 登録カード」▽「まつど 先を記入する「あんし 置ーなどを展開してき 孤独死予防センター一設 「孤独死一一〇番」 ▽屋

独死ゼロ作戦」を展開。今年四月には、皆が集える施設「いきいきサロ が五年たった。団地自治会と団地地区社会福祉協議会が、さまざまな「孤 ったのを機に、松戸市の常盤平団地で始まった孤独死防止対策の取り組み ている。 誰にもみとられず亡くなった男性人居者が、白骨死体で三年後に見つか 、毎日三十人ほどが訪れるなど、ゼロ作戦は着実に成果を挙げ

春、まだ五十九歳だっ かったのは二〇〇一年 た。家賃や光熱費が預金 男性が白骨死体で見つ

日、30人利用 たのが「いきいきサロ る場所に」と、開設され り、二階建てのうちの一 を都市再生機構から借 ン」。団地内の空き店舗 活動に開放している。 の二階は会合やサークル 階を喫茶店風にし、和室 けた一階では、静かに音 紅茶、緑茶、昆布茶のサ ちがくつろいでいる。百 楽が流れる中で利用者た 円の入室料でコーヒーと ソファやテーブルを設

ビスが何度でも無料でださい」と呼び掛ける。 な気持ちで立ち寄ってく したことがない人は気軽 グループで訪れる傾向が く、二人は「まだ、利用 あるという。常連客が多 男性は単独で、女性は

ム」が予定され、中沢さ ターで「「孤独死ゼロ作 戦」を考えるフォーラ 時からは常盤平市民セン んが「孤独死の取り組み で基調報告する。 五年間の総括」という題

地域参加のきっかけにな ら。二人は「当初は押し (元)や白川久江さん(六)

くれるようになる。「サ ロンができてよかった」 明るくなり、話し掛けて 何回か来るうちに表情が 黙ったままの利用者も、 と言ってくれる人もいま す」と笑顔で話す。 合いができ、精神的に癒

開設を高く評価。 取り組みの講演依頼が各 ん(ヤョル)は「孤独死防止の やされる」と、サロン 自治会長の中沢卓実さ

る」と話す。十日午後一 が全国から注目されてい 地からあり、常盤平団地

高齢化や単身世帯が

た。だが、子供たちが巣の家族が暮らし活気づい が整備され、若い夫婦の 1960年から入居が始 いた入居者も現在は90 立つなどして、約2万人 まった。5300戸余り 00人ほど。55歳以上の 高年の夫婦や独り暮らし 高齢者がゼロの時期もあ の先駆けとして

受けられ、 催しも開ける。 みも自由。音楽会などの 利用者の世話をしてい 弁当の持ち込 れるという菅原修さん らいは過ごしている。 らない人でも席を隣り合 (ゼンは「いつも一時間ぐ 一カ月に二十回ほど訪 知

るのが、自治会と地区社

協役員の村沢明子さん

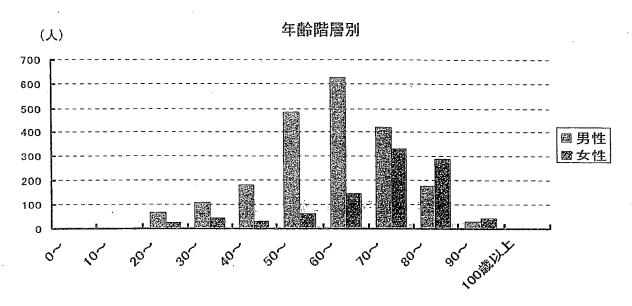
になり、ここで友達にな

った人もいる。心の触れ

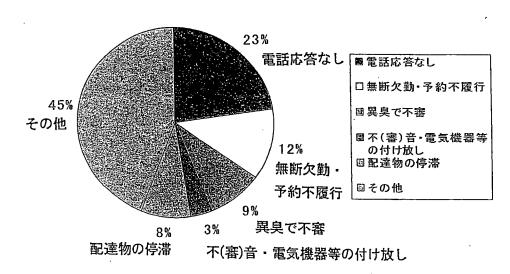
わせると会話をするよう

「孤独死」の実態

平成16年 単身者・自宅内での死亡 *男性2101人* 女性 971人



発見状況



O

発見までの日数

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議

第 2 回 (H. 19. 12. 11)

資料 4

愛知県愛西市役所福祉部 地域包括支援センター 鷲野明美氏資料

愛西市孤立死ゼロ·モデル 事業について

愛知県愛西市役所 福祉部 地域包括支援センター 社会福祉士 鷲野 明美

1

愛知県愛西市は・・・

。人口:67,112人

高齢化率:20.84%

世帯数:21,160世帯

- 65歳以上の

一人暮らし世帯:1,205世帯

高齢者世帯:1,576世帯

(H19.4.1現在、一人暮らし・高齢者世帯は民生委員調査による)



50km

愛西市内での孤立死は・・・

≪一人で亡くなっている状態を発見されたケース≫

※正確な統計はなく、市役所職員等からの聞き取りにより得られた事例の数である。

平成19年 7件

平成14年 1件

* 平成18年 9件

₩ 平成11年 2件

1件

平成10年以前

平成17年

平成16年 3件 4件

平成15年 2件

*死亡した者の年齢:53~90歳以上

*死亡から発見までの期間:当日~1ヶ月

これまでの取り組み

一人暮らしをはじめとする高齢者の生活の安心や安全を 支えるため、これまでに次のような事業を行っており、孤 立死の予防・早期発見にも効果がみられた。

緊急通報用機器一式を貸与し、急病等の緊急時 に対応する緊急通報システム

自宅に乳酸菌飲料を配付し、安否を確認する乳 酸菌飲料支給

栄養のバランスのとれた食事を配達するととも に、安否確認を行う配食サービス

住民、関係機関からの通報により行った安否確 認や緊急対応など

目指すところは・・・

- 「助かる命であれば助けたい」⇒孤立死予防
- 「死亡後はなるべく早く発見したい」⇒早期発見

5

愛西市孤立死ゼロ·モデル事業の 三本柱は・・・

- (1) 孤立死予防・早期発見のための体制 整備
- (2) 孤立死に関する調査・研究
- (3) 孤立死予防・早期発見のための啓発

実行委員会は・・・

第1回:平成19年 8月20日(月)

第2回:平成19年10月26日(金)

≪メンバー≫

副市長、大学教員、地区総代、モデル地区自治会 長、モデル地区担当民生委員、モデル地区老人ク ラブ会長、警察署地域課長、社会福祉協議会事務 局長、消防署職員、市役所職員(高齢福祉課、地 域包括支援センター)

7

第1回実行委員会の様子



モデル地区の設定

昭和40年代初めにできた戸建住宅団地。当時の現役世代が 高齢化し、一人暮らし・高齢者世帯も多くなった。過去に孤 立死が発生している地域である。

◈ 人口:602人

高齢化率:27%

世帯数:210世帯

- 65歳以上の

一人暮らし世帯:25世帯

高齢者世帯:26世帯

(H19.11.1現在、一人暮らし・高齢者世帯は民生委員調査による)

9

(1)孤立死防止・早期発見のための 体制整備

①相談・連絡窓口の設置

高齢福祉課、地域包括支援センター

②地域支援ネットワークの構築

モデル地区住民、地区役員、市役所、警察署、消防署、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、介護サービス事業者、郵便局、新聞販売店、牛乳販売店、乳酸菌飲料販売店、鍵専門店とのネットワーク構築

③緊急時のための情報網・連絡体制の整備

独居台帳に「鍵を預けている人」を追記

≪対象≫

モデル地区の一人暮らし高齢者で、独居台帳の登録を している25名(2名はモデル事業をきっかけに登録)

≪結果≫

- ・鍵を預けているのは17名、預けていないのは8名
- ・預けている相手の住んでいるところは 市内:7名 近隣郡内:1名 県内:8名 県外:1名
- 緊急時対応フローチャートの作成と活用 (別紙1) ⇒連絡・協力体制を明確化

11

④孤立している高齢者への支援

- 地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター等と協力して相談、支援、見守りを行う。
- 必要に応じて次のような制度・サービスも活 用する。
 - ・老人クラブ等の地域活動
 - ・介護予防事業や介護保険サービス
 - ・緊急通報システム
 - 乳酸菌飲料給付
 - ・配食サービス

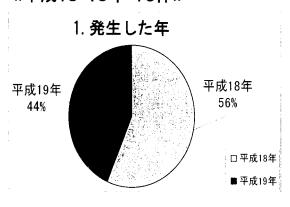
(2)孤立死に関する調査・研究

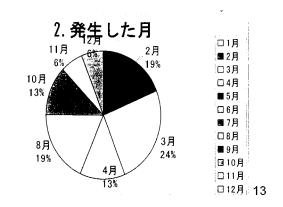
①愛西市内における孤立死の事例収集、分析

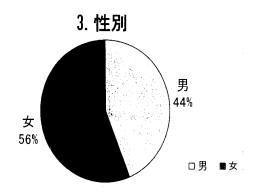
孤立死の事例を収集・分析することにより、孤立死の要因を把握し、今 後の予防、早期発見に役立てる。

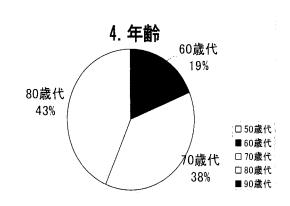
今回は、これまでに収集した29事例のうち、平成18・19年に発生した16事例について報告するが、今後も引き続き事例収集・分析を進めていく。

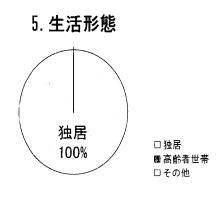
≪平成18・19年:16件≫

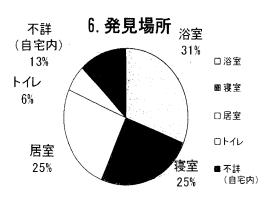




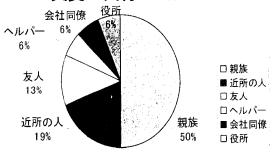




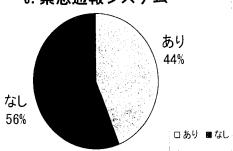




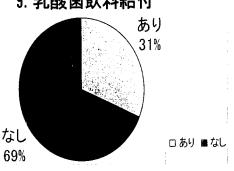
7. 異変に気付いた人

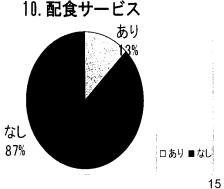


8. 緊急通報システム



9. 乳酸菌飲料給付





≪対応の際に困ること≫

「他人の家に入る」ということの難しさ

鍵の所在がわからず、どのように家に入るか迷う ケースあり。(早く対応すれば助かった可能性のある ケースもある)

鍵専門店を依頼した場合の、経済的負担の所在? (行政に予算的措置なし)

ガラスを割って入った場合、それに対する賠償責任 は?

②モデル地区住民の実態把握等のための調査

≪内容≫

親族・友人・近所との関わりや地域活動への参加の状況、外出の状況等に関するアンケート調査

≪対象≫

独居・高齢者台帳登録者

・一人暮らし:25名 ・高齢者世帯:2名×25世帯→50名

≪配付・回収方法≫

自治会長と民生委員が配付・回収

≪回収数≫

・一人暮らし:24名 (1名は拒否)

・高齢者世帯:49名(1名は入院中)

≪結果≫

別紙2のとおり

17

●今後の近所との付き合い方についての希望

1、これまで以上に地域でのつながりを持ちたい

- ・高齢とともに相互に助け合いが必要になってくるから。
- ・老人クラブを任されており、会員を一人でも多く増やしたい。
- ・高齢者同士でいろいろなことをして楽しみたい。
- ・地震、降雪、台風などの自然災害を考えたとき

2、現在と同じ程度の付き合いを希望

- ・近所に娘、家族がいますが、色々な面で近所は大事にして付き合いたい。
- ・お互いに<u>トラブルを持つことは嫌</u>です。交際範囲は多いのに越したことはありませんが、その分摩擦もあり、気を遣わなくてはならない。
- ・深入りしすぎると<u>プライバシーが侵害される</u>。あまりお互いの家庭に入り込まないことが長続きする秘訣と思います。
- ・一人暮らしに慣れ、且つあまり健康ではないので出るのが億劫になる。
- ・現在の身体状況であれば「つかず、離れず」の状態が良いと思います。
- ・万一の場合に備えて近隣世帯とは今程度の接点は維持したい。<u>災害等の時</u>には<u>助け合いたい</u>と思っています。

3、地域での付き合いはあまり持ちたくない

- ·年が違う上の人の<u>考え方についていけない</u>。心に傷がつくから。
- ・他人の悪口やあげ足をとることが多い。噂話ばかりで進歩的でない。

●その他自由記載

- ・孤立死を避けたいと思えば、近所づきあいしかないと思います。
- ・1泊以上留守にする時はお互い近所への言葉掛けが大切だと思います。
- ・このアンケートで若い人たちの交流も必要と思いました。
- ・万一<u>孤独死となっても止むを得ない</u>ことであると思うが、このようなことを 心配していただけることは幸せなこととも思います。
- ・今までは死後の面倒は家族の責任であったが、これからは<u>死後の責任を自分自身でとる時代</u>であるともいえます。<u>死に対する各々の教育が必要</u>かと思います。<u>孤立死とは他人に迷惑をかける行為</u>ではないでしょうか。そういうように考えれば少しは孤立死も減ると思いますが・・・。
- ・有料でいいので、非常用のボタン式電話を希望。
- ・<u>災害時</u>等に備え<u>自治会単位等での互助体制の充実</u>を図る方策を検討いただき たい。
- ・地震の時の家具転倒防止に関する対処をしてほしい。費用は出します。
- ・<u>病気になったときが心配</u>。動けないとき、看病に来てくれる人があると心強 い。
- ・軍人であった期間があったため、倒れるまではやり抜こうという意地があり、 無理をしたりすることがある。やせ我慢である。

19

●わかったこと

独居高齢者も、高齢者世帯の高齢者も状況はほとんど変わらない。高齢者世帯の高齢者のなかにも、親しい親族、親しい友人、近所づきあいなどから孤立している人がいることがわかる。

近所づきあいに対する期待は薄い。このようなことから、孤立している高齢者に対する地域での取り組みの困難さが予想 される。

「数日間・長期間看病や世話をしてくれる人」については、 独居高齢者で「いない」という割合が高い。コミュニティレ ベルでの取り組みだけでなく、様々な福祉・医療サービスと の連携が必要であると考えられる。

孤立死のリスクに関しては、アンケート結果(量的把握)と孤立死事例調査 (質的把握)を合わせて検討する必要がある。

(3)孤立死防止・早期発見のための 啓発

①広報活動

- 広報あいさい、福祉あいさい等による啓発
- チラシ・リーフレットによる啓発総代会、自治会、民生委員会、老人クラブ、婦人会、ケアマネジャー等介護サービス事業者等を対象に配付

21

②講演会の開催

孤立死予防・早期発見のための啓発、 モデル事業の報告等を行う。

対象:モデル地区住民をはじめとする市民、総代、自治会役員、民生委員、老人クラブ会員、婦人会会員、ケアマネジャー等の介護サービス事業者、関連行政機関等

講師:愛知県立大学文学部社会福祉学科 准教授 松宮 朝氏 他

モデル事業を行ってみて・・・

- 孤立死の発生件数が意外と多いことを知った。
- 孤立死は、身近に起こりうることであり、また、 高齢者だけでなく、誰にも起こりうる問題であ ると思った。
- 実行委員会メンバーが予想以上に積極的で、孤 立死に対する関心の高さを感じた。
- 孤立死予防・早期発見の必要性を感じ、今まで やってみて効果的であると考えられることは、 市内全地域に広めていきたい。

23

今後の方向性

人々の「見守り」は、場合によっては「監視」ととらえられ、お互いに暮らしにくさ を感じる要因となりかねない。

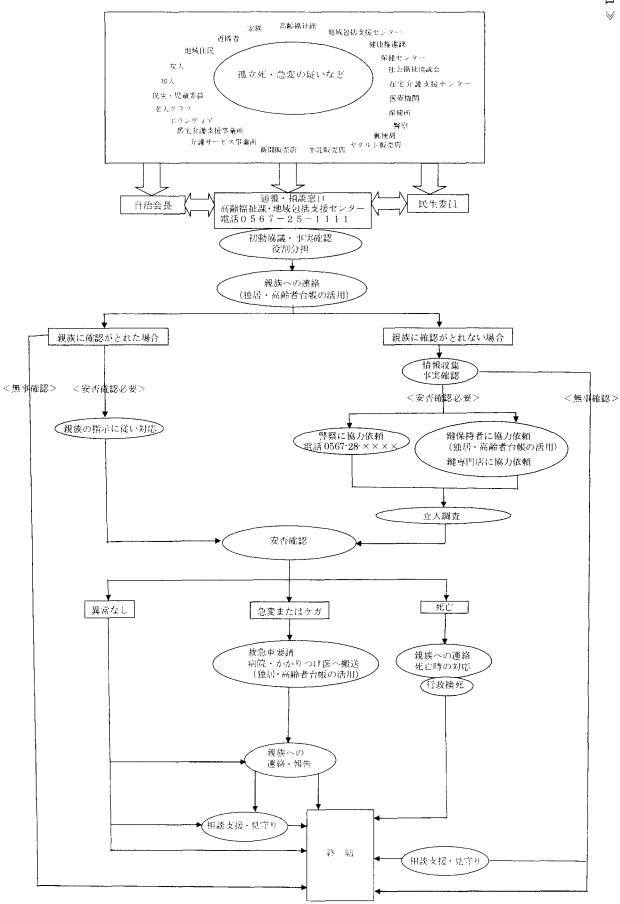
各個人が「自分は誰にどのように見守って ほしいのか」「緊急時にどのように対処し てほしいのか」を考え、それを自身で相手 に依頼できるようになると良いと思われる。 行政は、そのための啓発、情報提供、体制 整備、支援をしていく必要がある。

おわりに・・・

- 今後ますます増加すると考えられる「孤立 死」。様々な地域での取り組みについて、情 報交換することで、より効果的な方法を見出 していきたい。
- 一人でも安心して暮らせるコミュニティとなるよう、私も尽力していきたい。

25

緊急時対応フローチャート



モデル地区調査集計表

1. 性别

	39	 据	高齢者世帯	
	度数 比率%)		度数	比率(%)
男性	3	12.5	23	47.9
女性	21	87.5	25	52.1
DKNA	0	0.0	0	0.0
計	24	100.0	48	100.0

2. 年齢

•	3 9	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)	
60~64	0	0.0	0	0.0	
65~69	2	8.3	15	31.3	
70~74	9	37.5	11	22.9	
75 ~ 79	7	29.2	16	33.3	
80~84	4	16.7	5	10.4	
85~	2	8.3	1	2.1	
計	24	100.0	48	100.0	

3. 居住年数

	3 !	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)	
10 年未満	1	4.2	2	4.2	
10~19	0	0.0	5	10.4	
20~29	0	0.0	7	14.6	
30~39	4	16.7	2	4.2	
40~49	19	79.2	32	66.7	
50年以上	0	0.0	0	0.0	
計	24	100.0	48	100.0	

4. 健康状態

	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
健康	6	25.0	12	25.0
どちらかとい	11	45.8	25	52.1
えば健康		40.0	23	JZ. I
どちらかとい	2	83	5	10.4
えば不健康	2	0.3		10.4
不健康	5	20.8	6	12.5
DKNA	0	0.0	0	0.0
計	24	100.0	48	100.0

5. 日常生活

		独居	高齢	者世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
何でも自分ででき、元気に 行動	13	54.2	34	70.8
障害はあるが、日常生活は ほぼ自分でできる	7	29.2	6	12.5
外出する際に介助が必要	2	8.3	3	6.3
室内での移動は可能だが、 ほとんど外出しない	0	0.0	1	2.1
室内の移動に介助が必要	0	0.0	1	2.1
DK.NA	2	8.3	3	6.3
計	24	100.0	48	100.0

6. 外出頻度

		独居		計 世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
ほぼ毎日	9	37.5	22	45.8
週に3~4日	11	45.8	18	37.5
週に1日程度	3	12.5	4	8.3
ほとんど外出しない	1	4.2	4	8.3
DKNA	0	0.0	0	0.0
計	24	100.0	48	100.0

7. 片道1時間以内の場所に居住する親しい親族

	独居		高齢	褚世带
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	19	79.2	41	85.4
いない	3	12.5	4	8.3
DKNA	2	8.3	3	6.3
計	24	100.0	48	100.0

7-1. 親しい親族との交流程度

	3	独居		計世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
直接会う	16	84,2	34	82.9
電話のみ	2	10.5	6	14.6
交流なし	1	5.3	1	2.4
DKNA	0	0.0	0	0.0
計	19	100.0	41	100.0

8. 片道1時間以内の場所に居住する親しい友人

	3	独居	高齢者世帯		
	度数	比率(%)	度数	比率(%)	
いる	15	62.5	28	58.3	
いない	6	25.0	15	31.3	
DKNA	3	12.5	5	10.4	
計	24	100.0	48	100.0	

8-1. 親しい友人との交流程度

	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
直接会う	13	86.7	25	89.3
電話のみ	1	6.7	1	3.6
交流なし	0	0.0	2	7.1
DKNA	1	6.7	0	0.0
計	15	100.0	28	100.0

9. 近所づきあい

	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
よくつきあってい る	7	29.2	10	20.8
ある程度つきあ っている	8	33.3	18	37.5
あまりつきあって いない	6	25.0	13	27.1
全くつきあってい ない	1	4.2	4	8.3
DKNA	2	8.3	3	6.3
計	24	100.0	48	100.0

10. 今後のご近所とつきあい方の希望

	独居		高樹	者世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
これまで以上	3	12.5	7	14.6
同程度	18	75.0	35	72.9
持ちたくない	1	4.2	3	6.3
DKNA	2	8.3	3	6.3
計	24	100.0	48	100.0

11. 参加団体

	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
町内会·自治会	10	41.7	20	41.7
老人クラブ	7	29.2	14	29.2
趣味のサークル活動	6	25.0	16	33.3

その他	4	16.7	6	12.5
参加していない	8	33.3	14	29.2
計	24	100.0	48	100.0

12-1. 心配事や悩みを聞いてくれる人

		独居		計
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	21	87.5	39	81.3
いない	3	12.5	8	16.7
DKNA	0	0.0	1	2.1
計	24	100.0	48	100.0

12-2. 思いやったり気を配ったりしてくれる人

	!	独居		計畫世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	22	91.7	40	83.3
いない	2	8.3	6	12.5
DKNA	0	0.0	2	4.2
計	24	100.0	48	100.0

12-3. 数日間の看病や世話をしてくれる人

		独居		渚世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	17	70.8	38	79.2
いない	6	25.0	8	16.7
DKNA	1	4.2	2	4.2
計	24	100.0	48	100.0

12-4. 長期間の看病や世話をしてくれる人

	独居		高齢者世帯	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	8	33.3	29	60.4
いない	14	58.3	17	35.4
DKNA	2	8.3	2	4.2
計	24	100.0	48	100.0

12-5. ちょっとした用事や留守番を頼める人

	-	独居		渚世帯
	度数	比率(%)	度数	比率(%)
いる	18	75.0	33	68.8
いない	5	20.8	13	27.1
DKNA	1	4.2	2	4.2
計	24	100.0	48	100.0

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議 第 2 回(H. 19. 12. 11) 資料 5

厚生労働省資料

平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」事例①

岐阜県 飛騨市 (人口: 28,935 人 高齢者数: 8,837 人(H.19.10.1 現在))

1 事業計画

(1) 事業目的

一人暮らしの高齢者と往復はがきをやり取りする中で、郵便局の協力を得て、 配達時に一声元気確認を行ってもらい、定期的な安否確認を行うことにより、 高齢者世帯を孤立させない。

(2) 事業内容

- ・週に2回、市役所から往復はがきを出し、このはがきを郵便局員が利用者に 直接渡す。
- ・利用者は、返信はがきに記載されている「元気です」「相談したいことがあります」のどちらかに〇をうち、配達に来た郵便局員へ渡し、「相談したいことがあります」に〇がうってある場合は、すぐに市役所職員等が利用者に連絡して対応する。
- ・送付はがきを絵手紙にするとともに、絵手紙に添える短歌・詩を利用者から募集することにより、はがきのやりとり自体を利用者に楽しんでもらう。
- (3) スケジュール案

週に2回

(4) その他(必要に応じ記載、また、参考になる資料があれば添付)

509-4254 古川町

様

得たらすぐに、過ぎ去るかと思ったで、 残暑厳しい日が続いています。災害により、通行止めとなっていた、」R高山線 (角川~猪谷区間)が全線復旧すること を記念し、9月8日に、式典が開催され ます。古川駅周辺で、豪華・屋台の総引 き揃えが登場します。災害後、地元のみ なさんは、この日を心待ちにしていたの ではないでしょうか。

下記のどちらかで、あてはまる方を○で囲んでください。

- 1. 元気です
- 2. 相談したいことがあります
- ※「九月の季語」を題材に俳句や短い詩を募集します。 まだ応募したことない方、1度応募してみませんか? (応募作品を厳選し題材に採用します。)

差出人 古川町

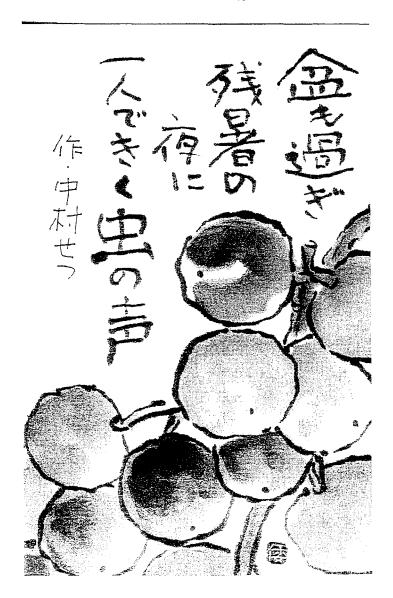
様

5094221

飛騨市古川町若宮 2-1-60

飛騨市役所健康福祉部

健康生きがい課 行



平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」の事例②

三重県 熊野市 (人口:21,182 高齢者数:7,296人 (H.19,12,1現在))

(注)以下の内容は、予算計上等について調整中である。

1 事業計画

(1) 事業目的

熊野市は、三重県の南端に位置し、熊野灘に面した平野部、海岸部や、市域の87%を占める森林からなる山間部など、変化に富んだ自然条件に伴い、様々な地域特性を有している。

また、近年の社会経済情勢の変化や産業構造の変化に伴う過疎化、少子高齢化の進展により、高齢化率は34%を超え、独居高齢者世帯が市内の広い区域に散在している。

さらに一部地域においては、地域コミュニティが崩壊し相互援助機能が著しく 低下しており、高齢者の孤立が懸念されている。

こうした地域特性の中、高齢者が地域で孤立しないよう、既存の地域資源を活用した「孤立死ゼロ」の地域作りに取り組む。

(2) 事業内容

- ①独居高齢者世帯実態調査・モデル地域選定
 - ・独居高齢者世帯の実態を把握するため対象者に聞き取り調査を行う。
 - ・実態調査の結果に基づき、中心部、山間部、海岸部の各地域特性毎に緊急性 の高い地域 1 ヶ所ずつをモデル地域として選定し、各地域にあったメニュー を構築する。
- ②孤立死の事例収集と要因分析
 - ・孤立死防止に向けた方策を検討するため、専門家(アドバイザー)のアドバイスを受けて過去の孤立死の事例収集と要因分析を行う。
- ③シンポジウムの開催
 - ・孤立死ゼロの地域づくりを推進するため、市民参加のシンポジウムを開催し、 地域住民や関係者の意識啓発を図る。
- 4)双方向通信システムの整備
 - ・市内の高齢者世帯に双方向の通信システムを構築することにより、高齢者に 緊急時の通報手段を提供するとともに、「お元気コール」機能を活用した定 期的な安否確認を行う。

また、筋トレ(パワリハ、貯筋運動)などの介護予防情報の提供を定期的に 行い、独居高齢者の孤独感・不安感を解消する。

- ⑤地域支援ネットワークの構築
 - ・地区役員、社協支部役員、福祉委員、民生委員などの地域のキーパーソンに よる地域支援ネットワーク委員会(仮称)を設置し、地域の連携強化を図る

とともに地域見守り体制のベースを確立する。

また、今後のネットワーク構築の参考とするため、孤立死防止の取組み先進 地へベンチマーキングを行う。

- ・新聞店、郵便局、宅配便、電力会社、ガス、水道検針員、ケアマネージャーなど地域で活動する民間事業者の協力を求め、官・民・地域の三者による地域支援ネットワークを構築し、日々の安否確認等密度の高い異変情報の収集を図る。
- ⑥通信機能付き湯沸かし器ポットを活用した安否確認
 - ・市内には、住民全てが高齢者であり、地域コミュニティが既に崩壊、見守りの担い手がいない地域があることから、これら地域に限定して、通信機能付き湯沸かし器を活用した安否確認事業をモデル的に実施する。
- ⑦ゴミ収集を活用した安否確認
 - ・独居高齢者世帯に色つきゴミ袋を配布することにより、ゴミ収集時にゴミ出しの有無確認を通じた安否確認をモデル的に実施する。

(3) スケジュール案

- 11月~ 地域支援ネットワーク構築 ゴミ収集を活用した安否確認の開始
 - 1月 シンポジウムの実施 安否確認モデル事業開始
 - 2月 双方向通信システム整備
 - 3月 成果検証

平成19年度「孤立死ゼロ・モデル事業」の事例③

岡山県 美作市 (人口: 32,958 高齢者数: 10,991 人 (H.19.12.1 現在))

1 事業計画

(1) 事業目的

ひとり暮らしの高齢者に対し、日本郵政公社の郵便外務職員が励ましやいたわりの声かけを行い、民生委員・児童委員を中心とした地域での見守りとともに重層的な安否確認を行い、高齢者等が安心して地域で暮らし続けられる一助となることを目的とする。

(2) 事業内容

高齢者の安否確認を郵政公社に委託し、高齢者が安心して地域で継続して生活する一助とする。郵便局の外務職員が一人暮らし高齢者等に対し励ましやいたわりの声かけを行い、民生児童委員の見守りとともに重層的な安否確認を実施し、その都度生活状況確認記録を行政に送付する。

(3) スケジュール案

毎月2回訪問

(4) その他(必要に応じ記載、また、参考になる資料があれば添付) 美作市郵便局外務職員による高齢者等への安否確認事業実施要綱・・・添付 高齢者等への生活状況確認事業の業務委託契約書(写)・・・添付

○美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認喜業**実施**要綱

平成18年4月13日 告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、ひとり暮らしの高齢者に対し、日本郵政公社の郵便外務職員(以下「外務職員」という。)が励ましやいたわりの声かけを行い、民生委員・児童委員を中心とした地域での見守りとともに重層的に安否確認を行い、高齢者等が安心して地域で暮らし続けられる一助となることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、美作市(以下「市」という。)とする。ただし、利用の決定に関する事項を 除いて、この事業の運営を日本郵政公社中国支社(以下「公社」という。)に委託することがで きるものとする。

(対象者)

- 第3条 この事業は、市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者であって、 次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、対象者の選定については、民生委員・児童委 員及び、保健師等関係者、関係機関で協議した者とする。
 - (1) 近所との交流が乏しく、又過疎地域のため地域での見守り等が困難な者
 - (2) 介護保険サービスや福祉サービス等を利用していない者
 - (3) その他、市長が必要と認めた者

(事業内容)

- 第4条 この事業は、外務職員が対象者を訪問し、対象者の生活状況を確認するものとする。
- 2 対象者に異常が認められる場合は、外務職員は速やかに管轄の総合支所又は関係機関に連絡するものとする。

(利用の申請)

- 第5条 この事業の利用を希望する者は、美作市郵便外務職員による高齢者等への安否確認事業利用申請書(<u>様式第1号</u>)により市長に申請しなければならない。 (利用の決定)
- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その状況等を調査のうえ利用の適否を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により利用の申請を決定したときは、美作市郵便外務職員による高齢者 等への安否確認事業利用決定通知書(<u>様式第2号</u>)により申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により利用の申請を却下したときは、美作市郵便外務職員による高齢者 等への安否確認事業利用却下通知書(<u>様式第3号</u>)により申請者に通知するものとする。 (利用の取消し)
- 第7条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、美作市郵便外務職員による高 齢者等への安否確認事業利用取消通知書(<u>様式第4号</u>)により利用の取消しを対象者が居住する 管轄の郵便局長に通知するものとする。
 - (1) 対象者が死亡又は市外に転出したとき。
 - (2) 利用を取消したい旨の申し出があったとき。
 - (3) 第3条に該当しなくなったと認められるとき。

(書類の提出)

第8条 外務職員は所定の報告書を市長に提出しなければならない。

(手数料の支払い)

- 第9条 市長は、別に定める業務委託契約書により、公社に手数料を支払うものとする。 (個人情報の保護)
- 第10条 市長は、<u>美作市個人情報保護条例(平成17年美作市条例第257号)</u>に基づき、職務上知り 得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。 (その他)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

高齢者等への生活状況確認の業務委託契約書

1 契約名 高齢者等への生活状況確認業務委託(単価契約)

2 契約期間 平成18年 4月 1日 から 平成19年 3月31日まで

3 履行場所 岡山県 美作市

4 契約金額 1件の取扱いにつき

金 196.35円(うち消費税及び地方消費税額 9.35円)也なお、この契約費において1件とは、対象者に対する確認1回をいう。

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

上記の委託業務について、美作市長を甲とし、日本郵政公社中国支社長を乙とし、次の条項 により契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書に基づき、乙に対し高齢者等 への生活状況確認業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙は本件業務を受託し、別表 に定める郵便局(以下「取扱郵便局」という。)に取り扱わせ、善良な管理者の注意をもって、 本件業務を誠実に実施するものとする。甲は、第4条に定める事務手数料を乙に支払う。

(権利、義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利、**義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又**は承継させてはならない。ただし、乙が鬱面により申し出た場合において、甲が鬱面により承認したときは、この限りでない。

(検査)

- 第3条 取扱郵便局は、本件業務を実施したときは、別に定める記録票に所定の記録をした上、 甲に提出して検査を受けなければならない。
- 2 前項に規定する検査の結果、本件業務の実施が仕様審に適合していない場合において、甲から業務のやり直しを指示されたときは、取扱郵便局は、これに従わなければならない。この場合の費用は、1件当たりの単価に含まれるものとする。

(事務手数料の支払)

- 第4条 事務手数料の額は、1件当たりの単価に取扱件数を乗じて算出した金額とする。
- 2 甲は、事務手数料を、取扱郵便局を受け持つ集中処理局所(共通事務センター)の出納命 令責任者が発行する請求書(払込用紙を含む。)により納付する。この場合、郵便局に現金又 は小切手その他証券により納付する。

- 注 事務手数料のim付に使用できる小切手その他証券の種類は次のとおり。
 - ① 郵便局を支払人とする小切手
 - ② 郵便局の参加する手形交換所の加盟銀行又はその代理交換委託銀行を支払人とする小 切手
 - ③ 郵便為替証審
 - ④ 郵便振替払出証書
 - ⑤ 郵便振替支払通知審
 - ⑥ 配当金等領収証
- 3 請求書の発行は、前月分の事務手数料を取りまとめて毎月上旬に行うこととし、納付期限は、当該請求書を発行した日から20日(その日が日曜日又はその他の休日であるときは、 その翌日)とする。
- 4 甲は、事務手数料を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金額に年5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として納付する。

(事情の変更)

第5条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態等により契約内容が著しく不適当 と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、 契約期間その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

- 第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙及び取扱郵便局が、その實めに帰すべき事由により、この契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が、正当な理由で解除を申し出たとき。
 - (3) この契約の履行に関し、乙及び取扱郵便局に、著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、正当な理由のある場合は、この契約の全部又は一部を 解除することができる。

(欝任の免除)

- 第7条 乙及び取扱郵便局は、本件業務の実施に関して未発見、報告の遅延及び記入ミス又は 記入不足その他これらに類する行為により、事故が発生した場合は、甲に対して何ら責任を 負わない。
- 2 乙及び取扱郵便局は、本件業務の実施に関して事故が発生した場合、第三者に対しては、 何ら實任を負わない。
- 3 本件業務の実施に関し第三者に対し損害賠償の實を負うこととなった場合は、甲が第三者 に対しすべてこれを負担する。

(損害賠償)

第8条 乙は、本件業務の実施に当たって故意又は重過失があり、当該故意又は重過失があったことにより損害が生じた場合に限り、甲に対してその損害を賠償するものとする。ただし、

損害額については甲乙協議してこれを定める。

2 前条第3項の場合において、乙に本件業務の実施に当たって故意又は重過失があり、当該 故意又は重過失があったことにより第三者に損害が生じた場合に限り、乙は当該損害賠償額 の全部又は一部を負担する。乙が負担する額については、甲乙協議してこれを定める。

(紛争の解決)

第9条 本件業務の実施に関して第三者との間で紛争が生じた場合の紛争の解決は、甲乙協議して解決にあたるものとする。

(秘密の確保)

- 第10条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならず、取扱郵便局も同様の義務を負うものとする。
- 2 乙は、本件業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならず、取扱郵便局も同様の職務を負うものとする。

(契約外の事項)

第 11条 この契約費及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度 甲乙協議して定めるものとする。

(契約の更新)

第12条 この契約の期間満了の日から1か月前までの間に、甲、乙いずれからも、この契約の解除の意思表示をしないときは、契約期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

上記のとおり契約し、この証書を2通作り、甲乙各1通を保管する。

平成18年3月27日

甲 住 所 美作市栄町38-2氐 名 美作市長

乙 住 所 広島市中区東白島町19-8 氏 名 日本郵政公社中国支社長

高齢者等が1人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議

第2回 (H. 19. 12. 11)

資料6

高齢者等が1人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議の課題 (メモ)

1	独居高齢者等の事前の把握

- 2 独居高齢者等の緊急時の把握
- 3 日常的な相談
- 4 具体的な取組みの担い手とネットワークづくり
- 5 地域特性
- 6 アピールすべきキーワード